

慶長十二年勅使三人、呂祐吉、慶暹、丁好寬於御前湯漬、御相伴國王は苗三重を上壇厚疊の上に敷也、勅使三人は中壇主位、國王の外別に無相伴、兩朝書簡、慶長十二年五月六日、朝鮮正使通政大夫呂祐吉、副使通訓大夫慶暹、從事官丁好寬江戸の城に入て謁見し、國王の書簡方物を獻しけり、大將軍直衣を着し給ひ、錦褥を設け正殿の上壇に座し給ひ、使座を下壇の左に設、三使座に就て宗對馬守義智接待す、杯盤皆金銀を飾り、放饌も精盡なり、饗已に畢りければ三使退出す、東遷基業、
一朝鮮人來聘之節に、私家に御膳部被爲仰付弟子共召連罷出相勤申候、
慶長十二年丁未、寬永十三年丙子、又左衛門兼秀兩度相勤申候、寬永廿年癸未、出雲守正秀相勤申候、明曆元年乙未、生間出雲守正長相勤申候、天和二年壬戌、正徳元年辛卯、同出雲正重兩度相勤申候、享保四年、同出雲正次相勤申候、延享五年、同出雲方敬相勤申候、式法御膳部御用達 生間出雲由緒書
元和三丁巳年八月廿六日、宗對馬守義成等朝鮮の信使正使吳允謙、副使朴梓、從事官李景稷の三使以下を

相伴ひ伏見城に登營し、入浴ありしは、この月廿一日朝鮮國王李琿の書牘及び土宜を呈す、なり時に御上洛中なり、台徳院殿西丸に出陣、聘禮を受させらる、三獻の御式畢り入御の後、三使に御饗應を賜はり、燕席所見なれども、前後によりて、推考するに前殿御下段なるへし、尾張中納言殿、駿河中納言殿、頼宣卿の頃猶、河國を領せらる、して伴食せしめらる、三獻の御式及び饗應伴食等の事、こゝに權與す、以後例と御兩典のうち、三使に對し、上上官以下には次席において椀飯を賜はる、事畢りて信使退出、この時また松平右衛門佐等を酒食を給せ、後また出御ありて、兩黃門及び出仕の堂上以下に御對顔あり、
元和三年丁巳秋八月、朝鮮來聘賀我統一方内也、撮要云、四十五年丁巳、先是倭倉家康既滅平秀頼、要諸使信使至邊乃遣吳允謙朴梓等回答、兼緝探情形、具由奏聞、方策新篇、
元和三年八月
一廿二日板伊賀守殿按するに、京都所司代板倉勝重、土大炊殿より按するに、老中土井大炊助利勝、狀來、廿六日に朝鮮人御目見可申上に付て、吉日可申上由之書中也、則返書に書付上る案左にあり、右之狀は日取之書に相添候而取て置候

也、

尊書忝存候、朝鮮人に廿六日被成御對面に付而は、吉日被成御尋候、
廿六日 戊午 收月曜 裏宿
右大明日に相當候可然日にて御座候、被成其御心得候而可被仰上候、恐惶、
八月廿二日 金地院

板倉伊賀守様
土井大炊助様

如折紙にて返書上る、
八月廿六日、於伏見御城二之丸按するに、諸記によるに、四丸の誤寫なるへし、朝鮮人御對面也、式作法見于別紙之冊書簡、御本丸奥之御間へ被爲召出、御前披讀焉、則返書可相認旨御誼にて、右之書箱に入包物共に旅宿へ持て歸る、音信之別副も右之箱之内に有、國師日記
元和三年丁巳、信使來正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴梓、從事通事訓大夫李景稷也、兩大臣平定大坂統合日域之賀儀也、義成君先導八月二十一日入浴、同二十六日三使昇伏見城、拜謁台徳大君、九月伴信使歸州、本州編略、

元和三年
秀忠公御上洛にて伏見に御座ありければ、義成調興等按するに、義成の老臣、同廿六日、大徳寺より信使を召連、伏見へ參り御禮申上、朝鮮物語、
元和三年八月廿六日、宗對馬守義成朝鮮之三使を引て伏見之城に登り拜禮す、獻物あり、天享香妻鑑、
元和三年、朝鮮來於吳允謙朴梓李景稷三使、奉聘賀祝於秀忠公、令拜于伏見城矣、義成迺指揮焉也、對馬守家記、
元和三年八月廿一日、朝鮮人來貢、通政大夫吳允謙、通訓大夫朴梓、
夫李景稷并朴梓夫李景稷并朴梓、東武編年要錄、同月廿六日、至伏見聘禮、萬年記、
元和三年八月廿六日、朝鮮拜禮也、已刻將軍家出御伏見城西丸、南面上壇設御座、重疊上蒲團其上鋪茵刀懸在、衣冠御裝束如式、朝鮮貢物自注、目錄、列置東南縁上、昵近公家衆諸大名諸士各著裝束而出仕、板倉伊賀守勝重、本多上野介正純、土井大炊助利勝、安藤對馬守重信按するに、正純以下皆老中なり、伺候御前縁、於是三官使出於御前、大澤少將藤基宿按するに、高家、捧朝鮮書入朱、自注、塗寫、以赤絹裏、備御前、既而三使近上壇闕而三拜揖退之、其書在別紙、備御前、既而三使近上壇闕而三拜揖退而向西而座、兩通事按するに、諸記によるに、自縁升疊上

三拜而又坐、次官人等三列於線上三拜了退于次間、其餘諸卒等於庭中三拜而退、於是令近習諸大夫垂上壇間御簾、外樣諸大夫垂下壇間御簾、因有三式獻、近習諸大夫板倉周防守重宗、永井信濃守尙政等爲御給仕、三使各賜御盃、自注、每度備金盃盛物伊賀守、上野介、大炊助、對馬守揖通車、朴大根令言上官使之謝詞、三獻已訖、將軍家入御、云々、其後尾中納言義俊、駿河中納言賴信出其座謁三使備饗膳、自注、七通事以下皆於次間賜梳飯、未刻朝鮮人退出、將軍家有出御、對面兩中納言、米澤中納言景勝、越前宰相忠直、大崎宰相政宗、以下諸大名等、自注、此間終不改御裝束又令松平右衛門正久伊丹喜助某、按するに、この二人は今の勘定奉行の職たり、於大佛殿設強飯酒肴賜朝鮮人、是自伏見歸紫野之路次也、按するに、信使紫野大德寺を旅館せり、

此記大抵用倭様、不必抱文章、唯記一時所見而已、羅山文集、

元和三年八月廿一日、朝鮮信使來聘、同月廿六日伏見登營、於西丸拜謁、遣春信使來貢記作、如官日簿抄、寬永元年甲子年十二月十九日、宗義成朝鮮の三使鄭立、姜弘重、辛啓榮、以下を率ゐて江戸城に登り、この月十日着府

あり、○以上登城行かの國王李倭の書翰及び方物を奉り列の事所見なし、かの國王李倭の書翰及び方物を奉りて大猷院殿に拜禮あり、聘禮等畢り入御の後、甲府中納言殿、水戸宰相殿御相伴にて三使を饗せられ、三使の御席、下みなこれに同じ、上上官以下にも席々において御振舞、畢りて退出す、通信紀年、

甲子按するに、即我鄭立、姜弘重、辛啓榮、方策新篇、寬永元年甲子年朝鮮來於正使通政大夫刑曹參議知製鄭立、副使通訓大夫承文院判校兼春秋館編修官姜弘重、從通訓大夫禮曹正郎辛啓榮三使、奉聘賀祝於家光公、令拜于東武城矣、義成指引焉、對馬守家記、寬永元年十二月十九日、致登城三使通政大夫鄭立、副使は通訓大夫姜弘重、從事官通訓大夫辛啓榮也、此時梅菴と云能書も來、大將はきよくろくに乗り、天かいをさ、せ、青地に龍虎の紋のつきたる旗をもたせ、御門にて管絃をいたし登城す、諸大名何も裝束にて登城、唐人本誓寺より神田橋御門に入、寬永日記補闕、

寬永元年秀忠公天下を、家光公へ御讓まします由、對馬より朝鮮へ申し遣しければ、鄭立姜弘按するに、弘重の誤脱なり、辛啓

榮を二使として來朝せしめ、御祝儀を申す、義成調興按するに、調興は、并力長老同道して江戸へ參向、兩柳川豐前守なり、御所へ御禮申し上、事畢て歸す、朝鮮物語、寬永元年十二月十九日、宗義成朝鮮の三使を引て、御本城に登り將軍家を拜す、獻物其數多し、東武實錄、寬永元年

一箇月十九日、朝鮮人御本丸へ出仕、諸官人之禮儀作法別冊に記之、按するに、この別冊今所見なし、

新將軍様上壇御座疊二帖、其上に六尺四方之茵、紅角々に有緒、左に御刀、掛御簾を舉進物各陳列于廣縁、三官人於中壇禮拜、其以前捧書箱對馬守於縁丹羽宰相按するに、丹羽長重この頃昵近せる宰相進于御前、三官拜畢就于下壇之左座、上上官貳人下壇之末に而拜す、上官中官縁に而拜す、下官各庭上に而拜す、三獻之祝儀御相伴也、一番土器臺雜煮是初獻也、正使頂戴御盃、其次土器臺吸物自注、有是二獻也、副使頂戴御盃、三番盃臺吸物、自注、有從使頂戴御盃是三獻也、以上三獻之度々三人之内殘る貳人を引盃に而受酒何も三人共に三獻之都合也、御前之御給仕永井信濃守青山大藏少輔按するに、累代武監によるに、この頃御書院番頭なり、

兩人也、三官人之前は何れも御小姓衆也、右三獻畢、將軍様入御、其後甲斐中納言様、水戸宰相様出座于下壇右與三使對座也、御振舞御湯漬五之膳迄在之、膳者何も足打足を高々と金濃繪有之、最前三獻之御祝儀之御相伴之時、將軍様御前計三方何も金之濃繪有之、三官人之前者足付高々と是も金濃繪有之、湯漬之再進以下如常、吸物兩度何も有組付も中酒三返也、度々に星物臺物以下出膳、上歛而菓子茶畢て退出、諸大名各冠裝束、列候于次間縁席、上上官二人次間に而湯漬之有振舞、上官以下又次間に而何も同前之御振舞、右諸官人之出仕之時略次中者管絃、從下馬橋止管絃、異國日記、

寬永元年甲子、朝鮮信使來朝、拜謁於東武、先生作記其文式如此記、按するに、これ元和三年八月信使聘禮御次第書をいふなり、羅丁西火災而無副稿、其後寬永十三年丙子朝鮮信使來朝、作倭字記、是亦羅災、羅山文集、同十三丙子年十二月十三日、宗義成信使任統金世濂黃床を贊導して登城、着府せしは、この月六日なり、朝鮮國王李倭の書儀を捧て、大猷院殿に拜謁す聘禮の式例のことし、時に御能を催さる、御馳走御能の事、入御ありて後、饗應を

賜り、御相伴尾張大納言殿、水戸中納言殿獻酬の式亦例の如し、上上官以下にも饗膳を賜はる、
 寛永十三年丙子、明の崇禎九年此事朝鮮任統、按ずる親要政によるに、任統の誤寫なるへし、金世濂黃床をして、來りて昇平の賀を大猷君にいたさしむ、朝鮮通交大記、
 仁祖十四年丙子、按ずるに、即我、島曾平義成以太平請通信、遣任統金世濂黃床致賀責還俘口、方策新舊載、
 寛永十三年十二月十三日、朝鮮之信使御禮、獻酬記、
 寛永十三年十二月十三日、
 一朝鮮人御目見の時の行列、

- 淡路守家來 但此もの共、下馬と橋との間に旗矛樂の役人に付て相留る也、
- 右侍十人 旗矛
- 對馬守家來 侍一人 通事一人
- 對馬守家來 侍一人 通事一人
- 左侍十人 旗矛
- 右京進家來 但此もの共、下馬と橋との間に旗矛樂の役人に付て相留る也、
- 此内一人と通事一人は御支關迄相修參す、

樂 樂

- 士三人 上官
- 對馬守家來通事一人
- 對馬守家來通事一人
- 上官
- 此内一人と通事一人は御支關迄相修參す、
- 右京進
- 士二人 兩家來御支關まで通る、
- 淡路守
- 書簡
- 士二人對馬守家來
- 御支關迄通る、
- 信使橋より下る所まで參る、
- 士五人
- 對馬守家來通事一人
- 信使三人 上上官二人
- 對馬守家來通事一人
- 士五人
- 此内士一人通事一人御支關迄參る、

次官

次官

士五人

對馬守家來通事二人

上官

對馬守家來通事二人

士五人

此内士一人通事一人御支關迄參る、
大手奥の橋まで行、

士四人

對馬守家來一人

長柄奉行

押持鎗十本

小物頭

對馬守家來一人

士四人 大手奥の橋まで行、

一三使登營、其節下馬の御門警固の次第森川金右衛門、馬場三郎左衛門、按ずるに、金右衛門は御先手、下馬を固む、大手御門をは村越七郎左衛門、久世三四郎、按ずるに、七郎左衛門は御目付、中の御門をは渡邊圖書、石三四郎は百人組之頭なり、谷十藏、按ずるに、圖書は百人組之頭、十藏は御目付なり、御支關をは市橋三四郎

務む、按ずるに、市橋三四、御座敷奉行は宮城越前守、兼松彌五左衛門、按ずるに、この二、奉る、井上筑後守、秋山修理亮、按ずるに、此も、并に兩町奉行、御目付衆は御門の内外を見廻る、諸州の牧は皆衣冠を著し太刀を帶ひ營中に列座す、三使營城にしたかふもの上上官二人上官三十二人次官十四人中官百人右行列の次第前の如し、上官次官中官は皆外の御門にて下馬す、旗矛樂之役人等は皆この所に於て留滞せしめ、上上官學士等は大手の御門にて輿より下る、三使は中の御門にて平橋より下りて歩行す、

朝鮮國武器圖◎今省略之、

寛永十三年十二月十二日

一尾張亞相、水戸黃門登城、於御座間御目見、是明日朝鮮人依御禮之儀也、式書載寛、
 寛永十三年十二月十三日登營、今日依別仰井伊掃部頭直孝、松平下總守清匡、按ずるに、累代武職等による、二人共この頃執事職と稱す、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝、按ずるに、この二人各着束帶、先是信使勤禮之時無束帶皆着衣冠、紀年、
 寛永十三年十二月十三日、朝鮮人登城御目見し付、

大廣間に出御、御上壇に疊三疊重御蒲團敷其上褥置之、御左之脇に御刀掛置之、御床に空燒之香爐あり、下壇東は三使西は尾張殿、水戸殿、入御以後御饗應之時、盃尾張殿御初、二獻目は水戸殿御初也、三獻又尾張殿也、殿中伺候之者共井伊掃部頭、松平下總守、土井利勝、酒井忠勝等束帶也、宰相以下諸大夫之分は、衣冠各太刀帶之、御給仕者配膳之間は、太刀不帶、其外布衣素袍袴也、人見私記、
 寛永十三年十一月朝鮮人來朝、按するにこの書十一月見以後、重而有御能、川治世録、御
 寛永十三年十二月十三日、諏訪部源次郎布衣を着し、庭上に於て朝鮮王より進上の馬を請取、將軍家出御の時、土屋兵部少輔按するに、藩翰譜によ御劔役なり、水野右京亮御腰物の役なり、井伊掃部頭、松平下總守、土井大炊頭、酒井讃岐守御前に祇候す、宗對馬守書簡箱を臺に載せ下段の間に入る、時吉良上野介按するに、高家、請取て御前の御刀掛の左に置、三使中座して中段にて御禮、次に文官武官は御板縁にて中官は庭上にて拜禮す、右上使の御禮畢て下段に着座の時、井伊掃部頭、松平下總守、土井大炊頭、

酒井讃岐守御使として下段に下り、三使に謁して宗對馬を招き、掃部頭上意の趣を傳達す、對馬守奉て、通事をもつて三使へ言聞す、則席に返、答を右四人の面々承り、則掃部頭上聽に及ふ、朝鮮王よりの進物を酒井宮内大輔按するに、忠勝、披露す、御引渡を井伊勲負佐按するに、大老井伊直孝の子直滋なり、捧け出て又引收む、御前御酌人大澤右京大夫、御加吉良若狹守、按するに、高家なり、三使の酌右同人、但し加へなし、三使の前の引渡し加賀爪甲斐守、佐野左京亮、朝倉織部正按するに、甲斐守に亮は御徒頭、織部正は御、御小姓組番頭、左京徒頭御近習兼帶なり、勤む、尾張殿、水戸殿着座して三使に御饗應出る、兩卿は西の方に付て東面に着座、三使は東に付て西面に着座也、配膳は土屋大和守、石丸淡路守、岡田淡路守、瀧川長門守、島田刑部少輔、北條右近大夫按するに、大和守は御書院番にて進物番、淡路守は御小姓、岡田淡路守は御徒頭、御小姓兼帶、長門守は御書院番にて進物番、刑部少輔同職、右近大夫は御小姓組番頭なり、務む、酌初獻太田備中守按するに、若年寄太田實宗、二獻朽木民部少輔、按するに、同職、三獻亦備中守也、通事への饗應奉行青山大藏大輔、高力攝津守、按するに、御役人代々記等によるに、大藏大輔幸成は老中御書院番頭兼帶、攝津守は奏者御書院番頭兼帶なり、上官への饗應奉行水野備後守、植村出

羽守、内藤石見守按するに、この三人は右事畢て、上使退出の時掃部頭、大炊頭、讃岐守御玄關まで送出、往來、玉露叢、

寛永十三年十一月按するに、十二月の誤りなり、朝鮮の聘使登營のとき、井伊掃部頭直孝三使に對座し、上意をつたへ御答を言上す、のち代々この事をつとむ、井伊系譜、

同二十癸未年七月十八日、宗義成朝鮮使尹順之、趙綱、申濤等を同伴登城し、この月江戸かの國王李宗の書儀を獻じ大猷院殿に拜賀し奉る、嚴有院殿の奉幣は、老中酒井雅樂頭忠世、御傳牧野内匠頭信成御名代たり、聘禮及び三使自分の獻上物御禮等の事、はじめて見ゆ、以降例と、畢りて、御馳走の御能あり、入御の後、尾紀兩大納言殿、水戸中納言殿三使の伴食せしめられ饗膳を賜はる、自餘上上官以下にも席々にをいて、御料理を賜ふ、

寛永二十年癸未年
 家綱公辛巳御出生に付、爲御祝詞、上使於武江城家光公へ拜謁、義成公御同道、正使洋浪、副使龍淵、從事竹堂、按するに、洋浪は尹順之、龍淵は趙綱、竹堂は申濤の號なり、白石叢書
 寛永二十年七月十八日、三使登城之時路次之行列、

進上之馬四疋、鞍具中旗持步行四人、左右を行、二行大旗中官、大旗羈中官、羈中官、是より步行の者、七十二人二行、或中はた小旗或やり或貝吹等也、次上官十六人騎馬にて二行、書簡箱、書簡箱判事官馬上一人歩從二人、小童馬上四人二行、歩從六人二行、正使平橋に乗、判事官馬上一人歩從二人、小童馬上四人二行、副使乗物右同判事官馬上四人二行、小童馬上四人歩從六人、從事官乗物同判事官馬上一人、小童馬上二人二行、歩從四人二行、上々官肩輿に乗、上々官同上官、次官馬上五十四人一行、辰刻三使本誓寺を出、大手下馬のはしまての間は樂を奏して來る、下馬に至るとき馬よりさかりて、暫く樂を奏して樂人旗子の役者は、三使退出之時迄其所に留り居る、上々官は大手一のはし際にて肩輿より下る、三使は中腰かけの御門前にて平橋より下る、
 朝鮮往來、朝
 朝使來聘記、
 寛永二十年七月十八日、辰後刻御黒書院出御、御裝束被遊、高倉大納言、今井刑部大輔按するに、刑部大役、兩輩退去之後、彦根少將、按するに、大老井伊直孝、若狹侍從、佐倉侍按するに、若狹は酒井讃岐守忠勝、被爲召、暫時御前

伺候有而退座、獻朝日記、

寛永二十年七月十八日、三使登城して拜禮す、時に義成先客となりて、彼國の書ならひに別幅を、御前に獻す、又そくばくの土産を竹千代君に進上す、仰によりて猿樂三番あり、其後饗應例のごとし、先例に猿樂なしといへども、此度ひとへに御懇意あるによりてかくのごとしといふ寛永宗義成譜、

寛永二十年七月十八日、三使登城對馬侍從信使に先達而登城す、洪長老且長老も相隨、三使大手へ來る時對馬侍從美濃守、出羽守按するに、御馳走人岡部美濃守、加藤出羽守なり、下同し、并兩長老三使に出向、先に立て行、大手一門より弓鐵砲の頭與力足輕等を卒して其役をつかさどる、諸道具を帶し左右を警固す、三使御玄關に至時、安藤右京進按するに、寺社奉行、柳生但馬守、井上筑後守按するに、大目付なり、營中より出て、殿中の案内をして三使を揖して殿上之間に置、信使并上々官は上段の下に着座す、同次の間に上官次官二行に列座、中官は縁に並居、下官は玄關の前の庭に列座す、辰刻將軍家黒書院に御有て、御裝束を召、高倉亞相、今川刑部大輔、同公、巳刻大廣間に出席、御裝束御直衣按するに、獻朝日記に御直衣淺

黄に、御鳥帽子は風折、さしぬきなり、うす紫丁子の紋有、御太刀今川侍從、御劔は朽木民部少輔按するに、若年寄朽木、役之、大廣間上段に御着座、疊を四疊かさねて唐織にて包之、其上に御褥唐織にて包之、是も鋪也、按するに、獻朝日記に、御重疊に常之御疊四疊重疊にさち、二疊敷御疊之廻りに金襴にて縁を取、其中は唐織にて御褥に常疊半疊を唐織にて四之角に、左の方に貼金の御腰物掛を置、御座の左右の傍には今川侍從、朽木民部少輔、久世大和守、牧野佐渡守按するに、大和守は御小姓組番頭、佐渡守は御書院番頭なり、公す、今日諸大名并近習外様の諸大夫以上、衣冠を着し、松の間に群集す、朝鮮國王より賜物は、出御以前に大廣間板縁に並置、獻上之馬は庭上にて、御厩別當諏訪部源次郎似せ布衣に而、舍人六人白張を着して添出て請取也、三使上之間より對馬侍從、安藤右京進、柳生但馬守、井上筑後守先立て松の間の座中央より、三使順々に着座す、此時書簡箱を臺に載て、上々官持參して襖障子の際におく、然して松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對馬守按するに、松平信綱、阿部忠秋、阿部重次も、中な、彼席へ出座して、三使御前へ參らすへきよし對馬侍從に告、此時書簡箱を臺にのせて、板縁まで對馬侍從參し、爰において吉良少將按するに、高家吉良上總介なり、下段

中央にて渡す、吉良侍從按するに、高家吉良若狹守、請取て御前へ持參して、上段右の脇に置、其後三使に對馬侍從相添て御前へ出、中段の下にて一同に拜禮す、此時彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從中段の上下之方に伺公す、三使下段の東の方に順々に着座す、對馬侍從は退出る、三使の向座に彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、古河侍從按するに、古河侍從は大老土井大炊頭利勝なり、會津侍從、松山侍從按するに、會津は松平肥後守正光、東帯にて列座す、又彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從を上段の敷居際迄めし、上意の趣仰含らる、則三輩退而對馬侍從につたふ、侍從通事に告、通事亦三使に達す、此時三使御禮を申上事終りて、御盃を頂戴す、御盃自注、三方金箱繪有、井伊侍從、按するに、井伊直滋なり、役之、御引渡同大澤侍從、按するに、高家大澤右京大夫、御拾土器同役之、三使への御引渡は、あしうち金箔の繪様あるにて出す、内田信濃守按するに、累代武鑑によるに、御小姓組番頭御御用人兼帶なり、岡田淡路守、島田刑部少輔按するに、淡路守は御小姓にて御徒頭兼帶、役之、御銚子出、御酌井伊侍從、御加吉良侍從、御前へ被召上御加有之、其御盃、銚子にのせて中段の下より中央に

御酌伺公す、此時對馬侍從中段の下迄參上して差圖す、正使中段へ參上の時御酌御盃を手に取てわたり、正使謹て頂戴す、但加無之、拜禮して盃を手に持て退出、次に副使從事御盃頂戴の作法正使に同じ、事終て御銚子入、三使中段の下にて、按するに、の式によるに、中段の下に、又拜禮して松の間の座席へ退出、此時朝鮮國王よりの進物等何れも引也、布衣の面々役之、次に三使自分の進物、板縁並置之、虎皮五枚、人參十斤、照布十五疋、右進物厩橋侍從按するに、酒井雅樂頭忠清御役代、記披露之也、三使重而下段の上にて拜禮、此時又彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從中段の敷居際へ伺公す、御禮終て、三使又右之席へ退出、次に上官は板縁に出て二行に列座す、次官は落縁に一並に居て一同拜禮して終て退去、中官等は舞臺の前庭上にて二行に並居て拜禮す、上官より以下は進物なし、判事官上官次官は御禮過て殿上の間へ退去す、御能はしまる時は、大廣間へ呼、落縁に並居、然而彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從を以御馳走として御振舞并御能被仰付間、可有見

物と上意之旨をつたふ、三使御禮として、重帷而最前の座席へ出て御禮申上る、三使次の間へ退出して後將軍家入御、此時上段の御簾下る、若君へ朝鮮國王よりの進物、御縁に並置布衣役之、但進上の馬は庭上立置、御厩別當諏訪部源次郎布衣にて請取之、若君へ進上之別幅、對馬侍從持參して下段の中央にて吉良少將に渡す、少將請取て中段に置、若君爲名代厩橋侍從、牧野内匠頭按するに、この頃殿有院殿の御傳なり、束帶し下段西面に立、此時三使に對馬侍從相添て出座す、三使は下段に東面に立て互に一禮して着座す、進上之趣可遂披露之由、對馬侍從につたふ、通事三使に告、其後双方一禮有之て次の間へ退去、此時進物等引、次に三使自分の進物出して御縁に並置、虎皮五枚、人參十斤、白苧布十疋、三使重而出座して下段の西面に立向、厩橋侍從、牧野内匠頭立向て、右之趣披露すへき由對馬侍從に達す、事終て最前の如く双方一禮の後もとの席へ退出る、此時下段の御簾下る、彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、古河侍從、會津侍從、松山侍從、厩橋侍從、板倉侍從、按するに、重宗は京都所司代にし、板倉周防守てこの頃在府なり。松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對

馬守伺公、尾張亞相、紀伊亞相、水戸黃門、尾紀兩宰相、水戸中將、高松侍從按するに、高松侍從は松平讓駿守頼重なり、御勝手方にて御能見物なり、御能見物の時は、三使松の間の座に列居す、後に對馬侍從上々官二人兩長老伺公す、其外は御縁に並居、中官下官は庭上假屋にて見物す、御能初厩橋侍從役之、式三番、高砂、紅葉狩、養老狂言、るびす、びしやもん、うつばざる、御能過て要脚吳服等猿樂に給ふ、厩橋侍從役之、事終て三使上上官并判事官上官次官何も殿上の間へ退出す、三使并上上官に七五三の饗應給之、此時三使御廣間下段へ出る、一揖して順々に着座す、向座に尾張殿、紀伊殿兩亞相并水戸黃門順々に着座す、初獻御酌朽木民部少輔、御加太田備中守、按するに、先に若年寄御免、太田實宗の頭奏者番なり。尾張亞相御初、次正使、次紀伊亞相、次副使、次水戸黃門、次從事にて納、何も各盃に而通二獻、御酌太田備中守、御加朽木民部少輔、紀伊亞相、次正使、次尾張亞相、次副使、水戸黃門、次從事に而納、三獻御酌朽木民部少輔、御加太田備中守、水戸黃門、次正使、次紀伊亞相、次副使、次尾張亞相、次從事に而納、御銚子入之、兩亞相水戸黃門

三使の立向而互に一揖有而退出、上々官判事官上官次官等も御振舞を給、下官等は玄關前庭上に而折櫃物にて菓子給之、御振舞過て三使退去之時、對馬侍從を以御禮申上る、彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、伊豆守、豊後守、對馬守、内匠頭各信使に立向て、互に一揖して退去申上、則三使本營寺に歸る、今日四位以上者、秘の間に居す、其外の諸大夫者次の間に伺公、朝鮮使來聘記、

寛永二十年七月十八日、朝鮮人御禮之次第、御城迄路次中案内宗對馬守、岡部美濃守、加藤出羽守、御玄關に至て安藤右京進、松平出雲守、柳生但馬守、井上筑後守出向、御殿之案内有之殿上之間に請、上官次官は殿上之間、下段御歩行番所同斷之御縁類並居、公方様御衣冠辰刻大廣間へ出御、此時伊豫侍從按するに、即前に辨、右河侍從、會津侍從下段西之方に伺公、公方様御定座有之、面々廣縁迄退去して並居、于時對馬侍從捧書翰を、御中段中央に至て吉良少將渡し、上野介請取達上覽に、御座之御右之方御目通御重疊之下に置之、次に三使罷出る、時彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從下段西之方に候す、御中

段下より三疊目迄、朝鮮國王之爲名代官使拜禮、進物は出御以前西南之廣縁に双、御馬は白洲舞臺之前に乾頭に立之、諏訪部源次郎奉行之、口取白張、拜禮終て三使退、下段東之襖障子際に着座す、此時彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、兩三輩御中段より一疊目御簾之際にて被爲召、官使來朝御機嫌被思召之旨、被成御誼、右之少將、侍從下段中央におゐて對馬侍從を召出、上意之趣を申含、對馬守通事を召出、此旨を傳、通事又三使に傳、御請申上次第是同、少將、侍從御請趣達上聞、退去有て彦根侍從御三土器を獻之、御拾土器大澤侍從御曳渡、同人三使之給仕、内田信濃守、岡田淡路守、島田刑部少輔、于時彦根侍從御銚子自注、金也。持之、御前に被召上、兩度御加有て其盃御銚子に、中段下より三疊目迄退、正使此所へ罷出、時勅負督按するに、井伊初、御盃を取をろし正使に渡、正使頂戴口口持て本座へ退去、副使從使御盃頂戴如斯、右終て御銚子入、最前之役人御曳渡、再官使之引渡入る、三使も御次之間へ退去す、此時布衣之面々御縁之進物共納入る、次に三使自分之進物南之御縁に置、布衣役之、三使罷出厩橋

侍從披露にて、下段上より二疊目にて拜禮して御次之間に退去す、右之進物引納役人同前、御禮毎に對馬侍從罷出、拜禮之席之程官使に差圖之、上々官貳人下段下より一疊目、上官南之御廣縁、次官同落縁、中官白洲にて一同に拜禮、其後彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從爲上使、官使并上々官之方、御能饗應等被仰付候由申合、三使又其爲御禮、下段右之席において遂拜禮、御次之間に退去す、于時公方様入御有之、御上段之御簾をりて後、若君様は從朝鮮國王之進物如最前、西南之御縁に双、役人布衣、別幅は宗對馬侍從捧下段上より一疊目まで、吉良侍從に渡、下段西之方、爲御名代酒井河内守、按ずるに、河内守を河内守の頭雅樂と改稱せり、牧野内匠頭、酒井讚岐守御禮を被請、三使罷出双方立座之、禮儀有て官使御次之間に退去す、御簾をり進物引納布衣役之、此間に御次之間西之襖障子より三箇間をへたて、つゝいたて貳本立、此内に官使并上上官、弘長老、端(且カ)長老、按ずるに、洪長老の誤りなり、其次之間は諸大夫之歴々、前之御縁に上官次官並居、御上段前之落縁に布衣之面々候す、中官は御車寄之前白洲に假廂有て居之、于時厩橋侍從御能

可始由作法如例、役者しやうき御免は面々、御縁より被中腰脚廣蓋如例、但御能過て被下之、其後饗應出る、

御能組

式三番 蟻之ふりう

高砂製世 五大臣關口

紅葉狩七大夫高安 庄九郎 傳右衛門

養老今春 六郎次郎

狂言

るびす びしやもん うつば猿

開口

夫萬歳のうちに松はちとせのいろまさり、晴わたりたる朝日影、霧ふきはらふ神風や、なかくをさまる御代なれば、めてたかりける時とかや、御能終て、下段南之御簾あかり、西之方に尾張、紀伊兩亞相、水戸黃門、東之方に三使罷出、双方立座之禮儀有之何も着座、于時七五三の膳、

給仕

尾張大納言 内田信濃守 齋藤攝津守 殿紀伊大納言 岡田淡路守 大屋大和守

水戸中納言殿 松平修理亮 島田刑部少輔

按ずるに、攝津守は御小姓組番頭、修理亮は進物番なり、餘は前に見ゆ、

正使

從使

銚子

初獻尾張殿被始、其銚子正、使其銚子紀伊殿、其銚子副使、其銚子水戸殿、其銚子從使にて納る、

二獻紀伊殿被始、其銚子正使、其銚子尾張殿、其銚子副使、其銚子水戸殿、其銚子從使にて納る、

三獻水戸殿被始、其銚子正使、其銚子尾張殿、其銚子紀伊殿、其銚子副使、其銚子從使にて納る、

此間御振舞之座敷

上上官貳人、御次之間給仕朝倉織部正、佐野左兵衛、山口出雲守、按ずるに、織部正は御徒頭にて御近習兼帶、左頭、出雲守は御書院番、兵衛は左京亮の誤寫なるへし、左京亮も御徒頭にして進物番なり、判事官三人御書院番所七五三、上

(上脱カ)官貳拾五人、上官拾人、次官拾五人、殿上間

下段より御歩行番所迄七五三、中官御玄關之前腰

掛にて折櫃の物被下之、

裝束之次第

諸大夫以上何も衣冠太刀を帶、國持衆は御禮之間御次之間に有之、御能始以前退出、御給仕之面々は衣冠に下重を着し、練の足袋をはく、但太刀を略す、彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、古河侍從、厩橋侍從、會津侍從、伊豫侍從、牧野内匠頭、右何も、束帶腰脚、廣蓋之役人何も布衣、上官以下之給仕何も襖袴、

御座敷傍

御上段上より貳疊目御座疊三疊重、金欄の縁、表赤地之から織にて包、四方之角に白糸に金紗之打ませの房有、御齒今織金の御腰物掛、上中下段の落縁何も御簾掛る、但御上段南西中段との間の御簾中一間上る押板に、獅子香爐、空燒、御納戸空燒有、面廣縁疊無之、御次之間に移る、杉戸はつす、御廣間中御書院番所、殿上之間、御簾懸る、殿上之間上段屏風にて立切、遠侍、御歩行番所東之方より三間置、北之方より南の方へ三間程屏風にてかこふ、御廣間南西之上らんま障子何も取拂、朝鮮人御禮次第、

前庭上に置之、下官は下馬にて留、其より内には不入、按ずるに、寛永二十年の度、朝鮮使來聘記に中官は、縁に並居下官は玄關の前の庭上に列居す、載す、
 一書簡箱を御玄關板之間に置、書簡箱を取出し上上官持之入營中、
 一從朝鮮國王之進物數多、故昨日御城に取寄之置、彼臺を大廣間板縁西之方より實檢之窓之前迄並置之、進物は出御以前より出置之、進上之馬二疋、御舞臺之前庭上に御厩別當諏訪部源次郎、同彦兵衛二人共に假之布衣にて差添出す、舍人四人は白張を着駿馬は西頭に立置之、按ずるに、寛永二十年は舍人六人あり、(御日記)
 明曆元年十月八日、朝鮮信使御禮に依て、御一門之歴々諸大名御譜代御家人御旗本物頭諸役以下平番之輩等出仕、自注、火消當番不出仕、諸大名以上衣冠を着し鞘卷の太刀を帶し、布衣平士裝束皆如例、大廣間上壇中壇御縁通りに御簾を掛て卷上る、上御壇簾を垂其中一間卷る、上壇に重疊自注、常之疊、四疊金襴縁、此上に御褥を敷爲御座所、自朝鮮國王進物は兼て南之御板縁に並置之、同西御上縁疊縁に兩典麻自注、衣冠、紀伊大納言頼宣卿、水戸中納言頼房卿、尾張中納言光義卿、自注、三卿衣冠、紀伊參議光貞卿、水戸中將光園卿、少將頼純自注、松平

左京、少將信平自注、松平左兵衛督皆衣冠、列居、御次間襖障子外着座、高田三位中將光長、自注、松平越後守、加賀少將綱利、自注、松平加賀、備前少將光政、自注、松平新太郎、薩摩少將光久、自注、松平大隅守、因幡少將光仲、自注、松平相模守、安藝侍從光晟、自注、松平安藝守、伊賀侍從高次、自注、薩摩守、長門侍從綱廣、自注、松平大膳大夫、肥後侍從綱利、自注、松平越中守、侍從綱宗、自注、松平美作守、侍從綱政、自注、松平伊豫守、織田侍從信友、自注、出雲守、侍從利次、自注、松平淡路守、大野侍從成政、自注、松平但馬守、美作侍從長繼、自注、松平内記、侍從頼元、自注、松平刑部大輔、侍從頼安、自注、松平播磨守、阿波侍從光隆、自注、松平守皆衣冠、西上南面列居、御次之闕を隔て四品立花左近將監忠茂、松平丹後守光茂、松平對馬守忠豐、佐竹右京大夫義處、藤堂和泉守高之、森美作守忠繩、松平大和守直矩、小笠原右近大夫忠貞、本多内記政勝、松平下總守清良、自注、皆衣冠、列居、此次諸大夫北上西面雜居、御次之板縁、奏者番、物頭役人、諸大夫面々西上北面列居、次之間又闕を隔て、布衣平士面々自注、大南面充滿、色代之間に平士、御書院番、雜居、御縁御簾卷上、已刻信使登城、自注、自大手出仕者大名、御旗諸士從龜池御門出仕、信使宿自本誓寺

到下馬橋樂を奏す、於大手上官以下下馬下官等少少此に留る、上上官橋内腰掛にて下輿、從是御玄關迄庭を敷歩行す、信使御玄關石壇にて下輿して殿上之間に候す、對馬侍從義成、自注、宗對馬守衣冠、同息播磨守義真、自注、并信使御馳走岡部美濃守宜勝相副て出仕、自注、加藤出羽守は、本誓寺に残る、(朝鮮往來)
 明曆元年十月八日
 一朝鮮人信使已刻登城、三使者中御門迄乘輿、上上官二人者乗物下馬にて下る、下官以下者下馬にて下る、
 一本誓寺より御城に案内井上筑後守、此外御目付兼并宗對馬守、同播磨守、岡部美濃守、加藤出羽守也、道中樂有之、
 一書簡箱者御玄關迄上官持之、御玄關にて書簡箱取出臺に載上上官持參也、
 所々御番之覺
 一御本丸御門番 山口備前守 加番 荒川山城守按ずるに、二人さしに御書院番頭なり、然れば御玄關前御門をさすなるへし、
 一塀重御門番 兼松又四郎御持頭なり、西丸
 一御臺所口御門番 大久保權右衛門按ずるに、御先手頭なり、

一二九御門番 安藤彦四郎 加番 大久保荒之助按ずるに、この二人も、また御先手頭なり、
 一内大手御門番 久世三四郎 加番 安西甚兵衛按ずるに、三四郎は百人組之、甚兵衛は御先手頭なり、
 一大手下馬御門番 屋代越中守 加番 島田五郎兵衛按ずるに、越中守は百人組之頭、○此御番所常者御譜代衆番也
 一西丸坂下御門番 太田善太夫 加番 本多丹下按ずるに、この二人は、さしに御先手頭なり、
 一松平加賀守東按ずるに、寛文板江戸繪圖によるに、加賀守藤屋敷は、今の神田旅籠町にありしなり、藤堂大學東小路道番、日向傳右衛門按ずるに、御先手頭なり、下二人同し、
 一松平越前守東按ずるに、この頃の屋敷、今考へたし、下同し、
 西小路道番 河井攝津守 井戸三十郎
 一松平數馬東伊奈半左衛門東小路道番 渡邊六左衛門
 一御書院番所に見せ侍す、わうにて二組、御小姓組一組
 一大廣間に御番衆素袍にて二組、按ずるに、この事寛永二十年以前には所見

一御步行番所上下にて加番、
 一御簾大廣間、上段中段下段、次之間、三間四間、北
 之方、御書院番所、殿上間、御步行番所、不殘懸る、
 一大廣間上段に三疊重唐織へり青地錦金紋有、前
 年は四角に大房かけ候得共今年は止、同金之大腰
 物懸も今年は止、常之五腰懸也、同大床にしやちほ
 この大香爐置之、伽羅燒也、

一上段之御簾兩方落し、中一間卷上之、
 一御玄關より二九御門迄遊敷之、
 一左馬頭様、右馬頭様、紀伊殿、尾張殿、水戸殿、紀
 伊宰相殿、水戸中將殿、松平右京大夫、按ずるに、左京大夫の誤寫也
 松平左兵衛督、大廣間西之縁に而御禮之儀式御覽、
 何茂衣冠束帶太刀帶也、
 一井伊掃部頭按ずるに、累代武盛によるに、保科肥後守、酒直孝この頃執事職と稱す、
 井讚岐守按ずるに、同書によるに、酒井雅樂頭、松平右衛門守忠勝は元老と稱す、
 京大夫、按ずるに、こは下に見ゆる高松侍從なり、松平出羽守、松平伊豆守、
 阿部豐後守、牧野佐渡守、按ずるに、以下脱文○按ずるに、雅樂頭忠清、伊豆守信綱、豐後守忠秋は老中、佐渡守親成は京都所司代なり、自餘三人は老中、佐渡守親成は京都所司代なり、自餘三人の事下條朝鮮往來に詳なり、朝鮮使來聘記

天和元辛酉年巡檢使に答る箇條書中○朝鮮官位之事
 一官位之次第、從公儀被仰付候、五山書役衆又は對馬守次に郎從共存儀に御座候、其外之者は具に不存候、併去未の年按ずるに、明曆元乙未をさす、寛渡海仕候、使信正官大納言、副使宰相、從事侍從之官位程之由に御座候、對馬國記

この日巳下刻、嚴有院殿大廣間出御、三使かの國王李の書儀を獻して聘禮あり、入御の後、御饗應是より以下、御能の所見、紀伊大納言殿、水戸中納言殿、尾張中納言殿三使の相伴せらる、自餘上上官以下にも御振舞あり、
 明曆元年十月八日
 一已後刻、御黒書院出御、御裝束、白御直衣、御冠、品川内膳正役之按ずるに、寛永二十一年には高倉亞相今川刑部大輔役すあり○内膳正は高家なり、同刻大廣間出御、御太刀井伊勢負佐、御劍品川内膳正、御指物内藤出雲守、按ずるに、寛永二十年は御懸指の事見え、○初負佐直滋は溜詰なるへし、出雲守は御側衆、大廊下溜に而松平出羽守御目見
 是者老中伺候之席に可列之旨、依被仰出也、
 御座疊但三疊つゝ重て一疊にさち二疊並て敷、唐織にて包み金襴を以縁を取、四方房は無之、按ずるに、同時御疊の數不同また四方白赤の房附あり

一御上段御着座御着、御刀掛梨子地、御太刀掛之、御上段之御簾三枚也、兩脇は下中一枚上之中段之御中段之御簾は、三枚なから上置也、

品川内膳正、内藤出雲守、自注、兩人は御銀、御脇指奉持、井伊靱負佐、御後之左右、久世大和守、土屋但馬守、
按ずるに、大和守但馬守はこの頃さにも御側衆なり
 一御床に空燒之大香爐置之、按ずるに、同時御床の飾り香爐の事も見え
 一御座敷所々祇候衆西之方板縁に
 彦根中將 會津中將 前橋少將 若狭少將 高松侍從 出雲侍從 川越侍從 忍侍從 關宿侍從

右各束帶、按ずるに、川越侍從は松平伊豆守信綱、忍侍從は阿部豐後守忠秋、關宿侍從は牧野佐渡守親成なり、餘は詳し、下に見ゆ
 一松之間北之類と其より中之敷居、かぎの手に、國主、同息、領主、四品以上一列、各衣冠太刀を帶、同三之間敷居際にも、四品之面々二行に列居各衣冠太刀を帶、但右之面々は、三使御振舞之及期、三使下段之間に出座して、名退出可有之由差圖有之、依之國主領主四品以上之面々退出、但雖爲四品宗對馬守、小笠原右近大夫、本多内記、松平下總守儀は役

人或は御譜代之面々故四人按ずるに、この内宗對馬守は侍從なり、殘て有之、右四品之後に五位之諸大夫列座各衣冠に刀を帶、同所敷居を隔て北之席に布衣之面々伺候、右布衣之後に烏帽子着百人列居、是は大御番より出入也、

一板縁車寄之方迄、進物前に置臺之前に、詰衆奏者番之面々及番頭一列、各衣冠太刀を帶居す、
 一御書院番所には、當番之輩と御小姓組御書院番之中より出入有之、都合三組之積、烏帽子素袍を着し居す、但此座敷にて判事官上官の御振舞被下候、期に及て右之烏帽子着他席の退出、御振舞過て官人共殿上之間最前之席の罷出る時、烏帽子着又令出座、按ずるに、此事もまた寛永度に所見なし
 一三使御禮之期に及て、宗對馬守、同播磨守、安藤右京亮、松平出雲守、井上筑後守、兼松下總守、北條安房守、達長老、柏長老殿上之間を行て三使を誘ひ松之間に令着、三使之先々書簡箱を臺に載せ、上官持進み松之間之襖障子の際に置、三使は襖障子より東の五疊目に三人並西向に居す、上上官二人通事たる故に同所之板縁に居す、兩長老退去して

車寄に居す、良有て川越侍從忍侍從、縁通り松之間
 の出座して御前の三使を可出之旨對馬侍從に達
 之、對馬侍從以知事三使の告之、然して川越忍兩侍
 從は本之席に歸る、此間に彦根中將、會津中將、前
 橋少將、若狹少將中段の參上して御簾之際東に、彦
 根中將前橋少將西に、會津中將若狹少將兩人つゝ、
 祇候、然して書簡箱を臺ともに對馬侍從持參之、御
 目通之板縁敷居際に候す、吉良少將出迎時對馬侍
 從下段より二疊目へ入、爰におひて吉良少將請
 取之、則御前の持參、御上段之上重疊之下に置之、
 御會釋被遊後、御床之際迄持參して置之退く、右過
 て三使出座中段之下より二疊目に相並一同に拜禮
 す、但對馬侍從差添出て御禮席之差圖して退く、
 一三使拜禮畢て退き、松之間最前之席に着、此時進
 物悉引入之、駿馬塀重御門より牽出之、但右之進物
 御目通り西之方は御勝手へ引、東之方は御表方へ
 引取之、役人は末に記之、

一事終て三使自分之進物捧之、御禮申上、
 虎皮五張、人參十筋、白照布十疋、
 右三種は三使中之進物也、

右進物持出之板縁に置之、然して三使下段之中央
 の罷出一同拜禮、今川少將板縁敷居際へ出て、朝鮮
 之信使と披露之、對馬侍從三使に差添出、御禮之席
 差圖して退く、

一三使拜禮畢て、松之間へ退出す、此時進物東之方
 の引之、然して彦根、會津、兩中將前橋、若狹兩少將
 を以御盃可被下旨被仰出、則四人退出して三使之
 向座襖障子之際に順々着、川越、忍兩侍從も南之方
 柱之際に列座有て上意之趣、對馬侍從に前橋少將
 傳之、對馬侍從知事に達三使に告之、御請申上る次
 第如右、然して四人重て御前の參上、御請之儀言上
 之終て四人又如最前、中段之東西に伺候す、三使一
 同に下段東之方に順々着座、

御盃頂戴之次第
 御盃三土器三方金箱 吉良少將
 御引渡 同斷 大澤侍從
 御拾土器 同斷 上杉宮内
 按するに、高家吉良若狹守、大澤
 兵部大輔、上杉宮内大輔なり、
 三使の引渡は足打金箔繪様有之、
 三使之給仕 牧野因幡守、大久保出羽守、松平美

濃守 按するに、朝鮮往來に牧野因幡守宮成とあれば、佐渡守親
 成の養子にして丹波國田邊城主なり、されども叙爵せし
 は寛文七年なれば吻合せず、さては番頭のうち姓名を誤りしも
 のなるへし、大久保出羽守は御小姓組番頭なり、松平美濃守も
 今密な
 らす、

御酌 吉良少將 御銚子、御加 大澤侍從
 御前の被召上、御加有而御盃御銚子に載之、中段下
 より三疊目、御酌候す、此時對馬侍從中段之際迄參
 上御盃頂戴之令差圖、正使中段の罷出時御酌御盃
 を取て渡す、謹て頂戴、加無之、副使從事の御盃被
 下之席、又正使に同し、事過て御銚子入る、御三方
 引渡、御拾土器、并三使之引渡も引畢て、三使下段中
 央の罷出、一同に拜禮して松之間へ退出す、次に知
 事二人自注、上上官なり、一同に出て下段より二疊目に相並
 拜禮して退去、次に軍官九人板縁の出相並て拜禮
 して退去、但し知事二人、右九人之前後に差添出先
 に立、知事御目通にて手を突き西之方の罷越乍立
 有之而官人共順々御禮之差圖して悉事済て退去、
 次に又軍官八人板縁の出て拜禮して退く、最前東
 に立たる知事は此時より後不能出、次に冠官七人
 つゝ兩度に出て板縁にて拜禮して退く、次官八人

一度十人一度落縁の出て拜禮して退く、小童十人
 一度九人一度落縁の出て拜禮して退く、次に中官
 六十人塀重御門より入て舞臺之前庭上へ兩度に出
 て拜禮して去る、

右官人共道筋、軍官と冠官は板縁迄、次官と小童は
 御書院番所之前落縁通車寄より南之落縁へ出て、
 退く時も如前、中官六十人は御歩行目付組頭、火之
 番組頭等先立て案内して出之、但兼松又四郎差圖
 之、是は塀重御門之御番たるに付てなり、
 右御禮過て判事官と上官之族は直に御書院番所へ
 入之、此時御書院番簾を下る、是は於此席判事官上
 官共に御振舞被下に付てなり、依之烏帽子着は他
 席へ退く、
 右悉御禮終て、彦根、會津兩中將、前橋、若狹兩少
 將を以、御振舞被仰付可被下由被仰出、對馬侍從以
 知事三使の告る、三使爲御禮重て下段中央の罷出、
 御禮申上終て松之間へ退出す、三使退去之後入御、
 一入御有て、上段并下段之御簾下る、
 一下段西之方を立て、御簾を下る、
 右之通御座敷をまうけて後、御勝手間より紀伊大

下上意の旨、忠清承て義成に言渡す、義成是を上上官に傳ふ、上上官即ち、三使に向て一人宛に仰の旨を宣て、又一人宛の御請を聞て義成に告る、義成是を忠清に申す、時右四輩御前出、御請の趣於中壇言上して退く、初の席に候す、三使又御前へ出下壇五疊目にて拜す、自注、信使御前へ出、襖障子際左に着る毎度義成指圖之、義冬持出御前に置、次御引渡出之、御前御給仕大澤侍從基將、自注、兵部大輔、三使給仕牧野因幡守富成、大久保出羽守教廣、松平美濃守秀綱、自注、衣冠、役之、御酌義冬、御加基將役之、御下土器上衫侍從長貞、自注、宮内大輔、持之、御前に置將軍家御土器被召上、御盃義冬給之、御銚子之上に載中壇三疊目に扣ゆ、正使出座して、自注、義成、御盃多取て渡す、御酒を給て後拜す、土器を持て本座へ歸、自注、御盃、次副使從使共に同前、自注、御前計り、加、畢て、御銚子、入御、引渡、引取、三使又五疊目に出座拜して次之間本之席に歸、次上上官二人御前出、下壇之内に入て拜して御次退、上官御縁出、出一列に拜、自注、上上官、上官内軍官二度、自注、八冠、

官二度、自注、八冠、次に次官、自注、八人、於御落縁拜、次に小童、自注、十二人、出て拜、中官下官庭上へ兩度に出拜、自注、上上官御縁に、畢て又直孝、正之、忠清、忠勝上意の旨承て、御次之間出、如前列居して御振舞可被下鈞命を忠清承て義成に言渡す、上上官に宣る、三使傳へて御請如前、右四人御前出、出於中壇御請申上、本の席に伺候す、於是三使又爲御禮御前へ進於下壇五疊目、拜して本の所へ退、自注、先規此御禮、義成副之、于時將軍家入御、御中壇御簾を垂、西御縁障子を立、饗應之御座敷を設く、自注、將軍家從、既にして、三使又與之間進出、下壇襖障子際左に列立、同右之方紀伊頼宣卿、水戸頼房卿、尾張光義卿立向て、信使と互に揖して即ち着座、自注、三、饗應七五三、出、自注、膳部金置上彩色、四目地、給仕板倉市正重太、山口出雲守直治、大草主膳正高盛、大澤右近大夫基好、大久保宮内少輔正朝、按するに、市正主膳正は御頭、宮内少輔は同與頭、右近大夫は右近、牧野因幡守富成、大久保出羽守教廣、松平美濃守秀綱、松平紀伊守景綱、牧野長門守種成、永井伊賀守尙庸、青山丹後守

幸通、自注、衣冠、役之、按するに、紀伊守丹後守は中興御小姓、長門守は御小姓御膳番なり、伊賀守今詳ならず、給仕奉行朽木民部少輔種綱、松平伊賀守忠晴、按するに、民部少輔は若年、饗應奉行土屋忠次郎、岩瀬市兵衛、自注、着布衣、按するに、組十二人役之、御酌加久世大和守、内藤出雲守、土屋但馬守、自注、替々役之、初獻頼宣卿、二獻頼房卿、三獻光義卿初之、三使の順順に廻す、御縁に直孝、正之、忠清、忠勝、直政、頼重、信綱、忠秋、親成列居、於是御次之間御着座四品以上諸大名退散、自注、忠貞政、勝清其留る、御次之間に屏風を立御簾を垂上上官二人爲饗應座、七五三、自注、膳、太田備中守資宗、水野備後守元綱、本多美作守忠相、瀧川長門守利宣指圖之、按するに、備中守備後守は奏者番、美作守は御書院番頭、長門守は御小姓組番頭、給仕三好能登守政盛、大久保兵部少輔忠知、安部式部少輔信友、能勢山城守頼綱、自注、衣冠下饗應、御前御酌、自注、能登守は中興御小姓、式部少輔は家譜によるに御小姓を勤めし、病により慶安四年辭して寄合に列すあり、兵部少輔山城守の事歴詳ならされども、また中興御小姓なるへし、御酌加土屋兵部少輔之直、神尾若狹守元珍、自注、衣冠下饗應、御前御酌、按するに、土屋兵部少輔は御書院番頭、若狹守は御徒頭なり、上官於色代間饗應有、七五三、饗應之内御簾を垂る、安藤

右京進重長、松平出雲守勝隆、本多豊前守正貫、加加爪甲斐守直澄、北條右近大夫氏利、中根日向守正勝、小出越中守尹貞、戸田備後守指圖之、按するに、豊前守は甲斐守右近大夫日向守は御書院番、給仕御書院番御小姓組番五十五人、自注、着布衣、役之、御酌加進物番十二人、自注、着布衣、役之、次官小童於柳之間饗應、七五三、役人給仕右同前、饗應畢て三使次之間本之席に着座、上官以下之饗應過を待て退去、右京進、出雲守、筑後守、下總守、安房守先達て義成、義真相副上上官相從、于時直孝、正之、忠清、忠勝、信綱、忠秋、親成色代間迄送之、信使と揖す、未下刻に三使退出、今日雖少雨出仕之節雨止て、自注、無少障、朝鮮往來、明暦元年十月八日、役人之次第

御前御酌 吉良若狹守 同御加 大澤兵部大輔 同御給仕 上杉宮内大輔

三使給仕奉 松平伊賀守 朽木民部 御給仕 久世大和守 内藤出雲守 土屋但馬守 七五三之膳之給仕

衛門、臺部屋口は御鐵砲頭土岐十左衛門、大手御門者百人組々頭秋山十右衛門、蒔田權之助、下馬の前は御鐵砲頭夏目木工右衛門、御普請場東の方は按る、大手御門は下乗橋をいふなるへし、御普請場さあるは今の定小屋をさすにや、御鐵砲頭宮崎織部、本誓寺よりの道筋は番町奉行與力同心警固す、

天和二年朝鮮來朝記、天和二年八月廿七日、朝鮮三使登城、宿坊本誓寺より巳の上刻出轡、宗對馬守家來并御馳走人兩人家來相從、

行列

御馳走人

小笠原信流守家來

士十人

此族は下馬と橋との間
旗鉦の下官人に附留る

禮單馬貳疋鞍具

宗對馬守家來
士一人

宗對馬守家來
士一人

小通詞中官一人

騎馬
都訓導一人

小通詞中官一人

御馳走人
内藤左京亮家來
士十人

宗對馬守家來
士一人

清導旗一

同一

騎馬
蘘一中官

騎馬
刑名中官

宗對馬守家來
日本通詞一人

三穴手中官一人

小通詞一人

清導旗一

同一

騎馬
蘘一中官

騎馬
刑名中官

宗對馬守家來
日本通詞一人

三穴手中官一人

偃月刀二

長槍三

巡視旗三

三枝槍三

令旗三

節一

鉞一

使令中官一人

宗對馬守家來

日本通詞壹人

偃月刀二

長槍三

巡視旗三

三枝槍三

令旗三

節一

鉞一

使令中官一人

砲手中官一人

鋒手二

銅鼓一

騎馬
都訓導一人

細樂二

鼓打手三

使令中官一人

砲手中官一人

砲手中官一人

鋒手二

銅鼓一

細樂二

鼓打手三

使令中官一人

砲手中官一人

太平簫三

喇叭手三

砲手中官一人

使令中官一人

宗對馬守家來
日本通詞一人

馬上才

次官一人

騎馬
都訓導中官一人

騎馬
軍官八人

騎馬
軍官二人

太平簫三

喇叭手三

砲手中官一人

使令中官一人

馬上才

次官一人

騎馬
軍官八人

騎馬 小童一人 御馳走人家來 宗對馬守家來 吸唱一人 御馳走人家來 御馳走人附
 御馳走人家來 此内一人は御主 士三人 關迄相添 小通詞一人 宗對馬守家來 日本通詞一人 正使騎に乗
 御馳走人家來 書簡橋陪行上官一人 宗對馬守家來 士一人 御馳走人家來 此内一人は御主 宗對馬守家來 士一人 吸唱一人 御馳走人家來 御馳走人附
 騎馬 小童二人 關迄相添 士三人

宗對馬守家來 足輕一人 使令中官一人 騎馬 小童二人 宗對馬守家來 士一人 吸唱一人
 小通詞一人 同 足輕一人 宗對馬守家來 日本通詞一人 宗對馬守家來 士一人 吸唱一人
 同 足輕一人 使令中官一人 騎馬 小童二人 宗對馬守家來 士一人 吸唱一人

御馳走人より出 宗對馬守家來 足輕一人 使令中官一人 騎馬 小童二人 宗對馬守家來 日本通詞一人
 士五人 此者轎に相從ふ 副使騎に乗 小通詞一人 同 足輕一人 使令中官一人 騎馬 小童二人
 御馳走人より出 士五人 此者轎に相從ふ 同 足輕一人 使令中官一人 騎馬 小童二人

宗對馬守家來 御馳走人方より 宗對馬守家來 足輕一人 吸唱一人 使令中官一人
 吸唱一人 士一人 士五人 此者轎に相從 從事官騎に乗 小通詞一人 同 足輕一人 吸唱一人 使令中官一人
 宗對馬守家來 御馳走人方より 士五人 此者轎に相從 同 足輕一人 吸唱一人 使令中官一人

御馳走人より出 士二人 此者轎に相從 吸唱一人 使令中官一人 騎馬 小童一人 御馳走人より出 士二人 此者乘物に相從
 騎馬 小童一人 上上官 朴同知乘駕 小通詞中官一人 吸唱一人 使令中官一人 御馳走人より出 士二人 此者乘物に相從
 御馳走人より出 士二人 同斷

吸唱一人 使令一人 御馳走人より出 士二人 此者駕に相從 吸唱一人 使令中官一人 御馳走人より出 士二人 此者駕に相從
 上上官 十倉知乘駕 騎馬 小童一人 洪倉知乘駕 騎馬 小童一人
 吸唱一人 使令一人 御馳走人より出 士二人 此者駕に相從 士二人 此者駕に相從

製述官乘駕 良醫乘駕 騎馬 上官十四人
 中官一人 中官一人 騎馬 次官六人 宗對馬守家來 騎馬 日本通詞一人 中官十二人

御馳走人より出 長柄十本 小頭一人 御馳走方より 足輕五人 小頭一人 御馳走方より 士五人各騎馬
 小通詞中官一人 宗對馬守家來 士五人各騎馬 御馳走方より 足輕五人 小頭一人 御馳走方より 士五人各騎馬

行列如斯、本誓寺より大手下馬まで、道路奏樂、
御日記、天和年録、甘露菴
 天和二年八月廿七日、朝鮮の信使國王の書儀を捧
 け登城す、正使通政大夫吏曹參議知製教尹趾完、副
 使通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館
 編修官李彥綱、從事通訓大夫弘文館校理知製教兼

經筵侍講官春秋館記註官朴慶俊、上上官三人、同知
 朴再興、兼知下承業、兼知洪禹載、製述官一人、成均館
 進士成琬、上判事三人、前主簿安愼、前直長鄭文秀
 前正判以寬、上官十人、裨將二十四人、次官八人、小童
 十六人、中官百三十九人、下官百六十二人也、本願
 寺を出て按ずるに、本誓寺の誤なり、大手に至る途中の行列、先に禮

單馬二疋、次に都訓導一員馬に騎る、刑名左右各一
 つ馬に騎る、三穴鋒左右各一つ、偃月刀左右各一つ、
 長槍左右各三つ、巡視旗左右各三つ、三枝鎗左右各
 三人に旗左右各三つ、節左右各一つ、鉞左右各一
 つ、使令左右各一つ、都訓導一員馬に騎る、砲手左
 右各一つ、鋒手左右各一つ、洞鼓左右各二、細樂左
 右各二、鼓打手左右各二、使令左右各一、砲手左右
 各一、太平簫左右各三、喇叭手左右各三、砲手左右
 各一、使令左右一人、都訓導一員馬に騎る、次官左
 右各一員、軍官中二員左右各八員皆馬に騎る、國書
 橋陪行上官一人、小童左右各二人馬に騎る、國書橋
 陪行上官一人、小通詞一人、吸唱左右各一人、正使
 橋に乗る、小通詞一人、使令左右各二人、小童左右
 二人馬に騎る、吸唱左右各一人、副使驕に乗る、小
 通詞一人、使令左右各一人、小童左右各二人馬に騎
 る、吸唱左右各一人、使令左右各一人、小童一人馬に
 騎る、朴同知肩輿に乗る、小通詞一人、吸唱左右各一
 人、使令左右各一人、小童一人馬に乗る、卞僉知肩
 輿に乗る、吸唱左右各一人、使令左右各一人、小童一
 人馬に騎る、洪僉知肩輿に乗る、小童一人馬に騎

る、製述官肩輿に乗る、中官一人、良醫肩輿に乗る、
 中官一人、上官十四員馬に騎る、次官六員馬に騎
 る、中官十二人馬に騎る、小通詞一人、對馬守義眞
 か家臣、左京亮義泰か家臣、信濃守長勝か家臣、按ずるに内藤義泰小笠原長勝、ともに御馳走人なり、前後に擁し従ふ、大手の下馬に
 て上官以下馬より下る、旗矛を持ちたる下官こ、
 に止る、上上官は下乗橋の際にて肩輿より下る、三
 使は二丸門外の石垣の際にて橋より下る、對馬守
 義眞、左京亮義泰、大目付彦坂壹岐守重矩、衣冠下襲
 帶劔にて三使橋より下るを待て二丸門内より出向
 ひ、一揖し先導して御玄關に至る、時寺社奉行水野
 右衛門大夫忠春、秋元攝津守喬朝、酒井大和守忠
 榮、大目付坂本右衛門佐重治、衣冠下襲帶劔にて、御
 玄關の式臺に出迎へ、一揖して三使上上官を導て、
 殿上の間に着しむ、上判事、製述官、上官、裨將は次
 の間に着し、次官、小童は其縁に着く、中官は御玄關
 の庭上に止る、國書は中門に至て橋より出し、上上
 官持て殿上間の床上に置く、按ずるに、この間國書、儀物
 及び進物の文あり、但し馬
 は大廣間の西の方の板縁張出しに並置く、但し馬
 は諏訪部文九郎、同文右衛門烏帽子素袍を着し、舍

人の白張着たるに牽せて、塀重門の内に入、西首して立しめ、三使拜する時舞臺の前の庭上に牽出すなり、靈廟實錄、

天和二年八月廿七日、朝鮮信使登營御禮之次第

一今日朝鮮人御禮可仕旨兼而被仰出、宗對馬守暨御馳走人内藤左京亮并靈長老、辰長老豫登城、

一朝鮮之信使宿坊本誓寺より已上刻出橋、宗對馬守家來并小笠原信濃守、按するに、信濃守も内藤左京亮家人等相從、大手下馬前迄行列、途中奏樂、

一大手御門下馬前にて上官以下令下馬、旗鋒の下官其外相從士此所に留る、

一朝鮮人出仕に付て、大手御門之近所道番有之、

宮崎 織部 同心共

堀田筑前守屋敷より東之方、夏目木工右衛門同心共、道筋松平因幡守屋敷裏門迄、

按するに、この頃甲府宰相殿第を、神田御殿と稱す、宰相殿のち、御養君とせらる、文昭院殿是なり、その第邸今の神田橋御門内小笠原大膳大夫屋敷の地なり、堀田筑前守屋敷も、また同所にあり、さしに貞享板江戸大輪圖に見えたり、

右之通勤番之、此外本誓寺より町並道筋者、番町奉行之與力同心不殘出之勤仕、云々、

一御城内所々加番有之、

御玄關前 本番中根大隅守 加番秋元隼人正

塀重御門 安藤彦四郎組共

御養所口井 同朋部屋口御門 細井佐次右衛門組共

中御門 本番蜂屋七兵衛組共 加番天野彌五右衛門組共

臺部屋脇土戸口 土岐十左衛門組共

大手御門 本番秋山十右衛門組共 加番蒔田樓之助組共

一紀伊中納言殿、水戸宰相殿、甲府宰相殿、尾張中納言殿、紀伊中將殿早且より被登營、三使退出以後各退散、御對顔者無之、

但紀伊中納言殿、水戸宰相殿雖爲忌中、依御免被致出仕、水戸少將殿忌中故無御登城、

一國主領主四品以上、其外諸大名は三使出仕前、大手櫻田御門より登城、朝鮮人退出終而順々退去、

一紅葉山下坂下番御門今朝より開、當番之諸士其外之輩蓮池通より出仕、

一御玄關前より中之御門外迄筵敷、

一上上官三人者下乗之橋際にて令下駕、三使は中腰懸之前二九御門之外石垣之際に而下輿、

一御本城二九御門邊迄三使來之時

宗對馬守 御馳走人内藤左京亮

大目付彦坂壹岐守

右各衣冠下裳帶劔二九御門之内に相越待請、三使下輿見届、出向一揖有之、而先達而至御玄關、于時、

寺社奉行水野右衛門大夫 同 秋元攝津守

同 酒井大和守 大目付坂本右衛門佐

右何も衣冠下裳帶劔、營中より御玄關式臺に日向、

一揖之後令訓導之、三使暨上上官三人殿上間上座、

上判事、學士、軍官者次之間列居、次官小童は同所

之縁に踞、中官之輩は御玄關前庭上迄居、

但書簡箱者、轎に載之持來、中御門之内にて轎より取之、上上官右之書簡箱持之入營中至殿上間

御床之上に置之、

一朝鮮國王より進物數多、昨日營中執寄之、右之臺

者大廣間板縁に置之、今日出御以前、獻上之品々臺

に積之、西之方板縁張出しの前置之、按するに、この間

右之内駿馬者、御厩方諏訪部文九郎、同文右衛門着

烏帽子素袍、按するに、以前は、差副舍人四人着白丁、塀

重御門之内に牽入兩頭に立置之、于時三使御禮之席

に罷出之節、見合之、御舞臺之前庭上御目通に駿馬牽出、御日記、

天和二年八月廿六日、明廿七日朝鮮人就出仕御進

物云々、右根來半右衛門按するに、組共に四時揃取次

勤之、御徒方萬年記、

通航一覽卷之七十九

朝鮮國部五十五

○信使聘禮附登城行列、營中御饗應 天和度

天和二壬戌年八月廿七日已後刻、常憲院殿大廣間に
出御、朝鮮の三使國王李焯の書牘及び方物を捧て拜
謁す、聘禮等畢り入御ありて、饗燕を賜はり、紀伊中
納言殿、甲府宰相殿、水戸宰相殿三使の伴食せらる、そ
の餘席々において諸官人にも賜饗をのゝ差あり、
前卷併せ考ふへし、

天和二壬戌年八月廿七日、朝鮮信使登營 按するに、前
の事前卷に詳なり、
下これに倣ふ、

一於御座間出御、御冠御直衣、自注、御差貫、自注、御
太刀、自注、被
帶之、已後刻大廣間出御、按するに、御簪日次肥に
冠、上段御着座、着座之面々中段西之方、筑前守、牧
野備後守、同東之方掃部頭、阿部豐後守と載す、御劔 喜多
見若狹守、衣冠御脇差 有田伊勢守、衣冠○按するに、前年
貞佐とあり、若狹守は御御用人なり、伊勢守事朝鮮
來朝記には眞田伊勢守とあり、其是非を辨しつたし、御上段御

座疊、自注、三疊
重大紋縁、御褥、自注、梨子
地、御着座、但
御後座之左右御劔御脇差之役人持之候、其次に板
倉市正、自注、衣冠、朽木和泉守、自注、同、金田遠江守、自注、同、
この三人とも、
御側衆なり、右之面々祇候、按するに、享保見聞録には、御
床に空燒之大香爐置之と載す、
但御上段御中段御縁御簾掛之、御上段兩脇之御
簾垂之、中一間揚之、
に空燒大香爐置之あるを是とす、
一西之方板椽に着座之面々、
保科肥後守 酒井河内守 松平隠岐守
堀田下總守 石川主殿頭 青山大膳亮
牧野因幡守 朽木伊豫守
按するに、累代武藏守によるに、肥後守正之は執事職、主殿頭は
詰衆、大膳亮因幡守伊豫守は奏者番なり、餘は藩詰のこさきも
のなる
へし、

右八人名衣冠下襲帶劔列候、按するに、前年は、この着
入御以後は、肥後守、河内守、隠岐守儀此座を退而
西之方張出し縁に老中と同座、其外は詰衆列座に
退、
按するに、享保見聞録の下の、下總守主殿頭、大膳亮、
因幡守、伊豫守は右之間板椽に候すといふ文あり、
一松之間北之頬より中之闕之内かぎの手に國主、
同子息四品以上之面々、各衣冠帶劔着座、
松平攝津守 松平陸奥守 細川越中守

松平伊豫守 松平伯耆守 松平土佐守
佐竹右京大夫 松平安藝守 上杉彈正大弼
松平豊後守 松平長門守 織田 内記
毛利甲斐守 立花飛騨守 松平信濃守
松平大藏大輔 森 伯耆守 丹羽若狹守
松平肥前守

此外松平左京大夫者忌、織田山城守者煩、松平刑部
大輔、松平播磨守、同大學頭、同肥後守各忌中故無
出仕、右四品以上者松の間敷居之内を限り、其後座
三之間に御譜代大名并詰衆之子共其外諸大夫群
居、

一三之間之敷居を隔て北之席に、布衣之輩列候、但
火消之役當番者不出仕、此後座に平士百人烏帽子
素袍着之群居、自注、大御番
り出入なり、
一松之間、三之間之前板椽北之頬に奏者番并芙蓉
之間衆暨諸大夫之役人並居、同所之向頬に詰衆并
諸番頭諸物頭之諸大夫等御車寄之方迄列候、
一御書院御番所に當番之外御小姓組御書院番より
出人、相加都合三組之積烏帽子素袍着之勤仕、
但此烏帽子着者、判事官上官御饗應於此席有之

時、佗座へ退去、右畢而官人殿上之間に相越之節
如最前勤番す、

一三使御禮之期に至て宗對馬守、水野右衛門大夫、
秋元攝津守、酒井大和守、按するに、以上三人
は寺社奉行なり、彦坂壹岐
守、坂本右衛門佐、按するに、この二
人は大目付なり、同列して殿上間へ
罷越、三使を倡ひ松之間に來る、三使に先達て書簡
宮臺載之上上官持參之松之間、襖障子際に置之、三
使者此襖障子際より東へ三人 按するに、享保見聞録に東
ならひに西向に着座す、上上官三人共に通詞たる
故同所板椽に居す、但靈長老、辰長老は殿上間より
來りて御車寄に留る、

一大久保加賀守、戸田山城守、按するに、老中加賀守忠
朝山城守忠昌なり、各
束帶、椽通りより松之間板椽へ相越而在之、但兩人
儀諸事令下知付て着座不定、營中令徘徊、
一大廣間御上段御着座、御中段御簾の左右に
井伊掃部頭 堀田筑前守 阿部豊後守 牧野
備後守 按するに、掃部頭直澄、筑前守正俊は長老、豊後
守正武は老中、備後守成貞は御御用人なり、
右之面々着束帶祇候、于時大久保加賀守、戸田山城
守御下殿に罷出御前相伺之、御次之間へ退而三使
可出之旨宗對馬守へ演達、然而對馬守向上上官含

之、則三使の通詞之、加賀守、山城守は板椽に祇公、
 一御次之間襖障子際に在之書簡を、上上官持之松
 之間板椽之敷居際迄出之節對馬守請取之、御目通
 り之板椽敷居際に持出在之、時吉良上野介自注、衣冠
 高家なり、西之御縁より御下段へ出向之節、對馬守
 御下段下より二疊目へ書簡當持出扣在之、上野介
 於此席請取御前持參、御上段下より一疊目に置
 之退去之後、朽木和泉守取之御右之方御床際に置、
 正使尹趾完、副使李彦綱、從事官朴慶俊、右順々出
 席、御中段下より二疊目にて拜禮、對馬守差添御禮
 之席に令差圖之、御禮過而三使御次之間の順々退
 座、

但三使退座之後、御庭上に牽立置獻上之駿馬二
 疋按するに、同書に
 高麗鞍置と註す、塀重御門之方へ牽出之、御椽在
 之進物之品々布衣之面々役之、西之方御勝手へ
 引入、
 一三使自分之御禮有之獻上物、
 虎革皮五枚 人參十斤 照布十匹
 右之通御向之板椽に並置、但御車寄之方より持出
 布衣役之、御前の三使出席對馬守相副令差圖、御下

段より五疊目において一同拜禮、大澤右京大夫自
 衣冠下襲解劍、西之方板椽敷居際にて朝鮮信使と披
 露之、御禮畢て三使松之間の退去之節車寄之方へ
 進物引入、

一井伊掃部頭、堀田筑前守を以三使の、今度來朝之
 儀、太儀被思召、御盃可被下之旨被仰出之、御前よ
 り右兩人退而御次之間襖障子際北之上東向兩輩着
 座、大久保加賀守、戸田山城守列座有而、向三使、上
 意之趣宗對馬守の筑前守洩達、對馬守より上上官
 へ申聞之、然而三使の上上官むかひて獨宛命之旨
 通詞之、一人宛御請承届之、其趣を對馬守の告之、對
 馬守此旨趣を筑前守へ演達、其以後御前へ兩人出
 座、三使御請之通、言上之後前席に候、
 一三使一同に罷出下段東之方に順々着座、此節
 御引渡 三重金箱置、御三方、
 金箱置、上彩色也、 吉良上野介
按するに、同書に御引渡三方
 金箱置有之とす、 大澤右京大夫
按するに、民部大輔
 高家なり、 島山民部大輔
 但三使の引渡足打、金箱置、上彩色、

正使給仕 周防守子 水野備前守
 副使給仕 御書院組頭小出下野守
 從事官給仕 御使役 永見甲斐守
按するに、水野周防守
 は大御番頭なり、

各衣冠下襲解劍、
 御銚子 吉良上野介 御加 大澤右京大夫
 御前の被召上、御加被遊之、其御土器御銚子載之、御
 下段より三疊目に御酌ひかへ在之時、宗對馬守御中
 段際迄出座差圖在之而、正使御中段をす、む、其節
 御酌御土器を取て渡す、謹て頂戴之、自注、加土器を
 無之、持て歸座、次別之御土器にて被召上、御加被遊之、
 副使出座頂戴之次第如最前、次に從事官御盃頂戴
 同前、畢て對馬守御椽通の退去、御銚子、入明三方
 御引渡、御捨土器、并三使之引渡等引入、此節三使
 御下段中央の出座一同拜禮して松之間の退座、
 次に上上官三人朴再興、十承業、洪禹載、一同出席、
 御下段敷居之内にて拜禮して退去、自是以下者上
 上官差添出て御禮之官人の差圖有之、
 次上判事、學士、軍官、冠官三十四人、板椽の四度に
 罷出拜禮、按するに、同書には右御禮申上候内、上上官指副先に
 立て出て西之方へ通り、東之方にも上上官有之而官

人共御禮之差
 圖すあり、

次次官八人、小童十六人、兩度に落椽へ出奉拜禮、
 右畢而中官數十人御舞臺之前御庭上へ仕度出、御
 拜禮、此輩者歩行目付組頭火之番組頭導而罷出、但
 上上官落椽に在之而差圖有之、
 但軍官冠官之輩者板椽通出、次官小童者御書院
 御番所之前椽通車寄より南之落椽通罷出、退去
 之節者同前、判官上官は直に御書院御番所に置、
 御饗應過而殿上間へ退去、
 右御禮畢而、御前へ井伊掃部守、堀田筑前守被召
 之、三使の御饗應可被下之旨被仰出、兩人松之間へ
 相越如最前列座有之而、上意之趣宗對馬守へ筑前
 守傳達、對馬守上上官に向ひ申渡、則三使の通詞之
 如前、御請開届掃部頭、筑前守御前へ罷出言上終而
 本座に祇候、其節爲御禮三使出座御下段五疊目に
 て拜禮、過而松之間の退之後、入御、
 一入御以後、御上段御中段御簾垂之、御下段西之方
 戸をたて御座敷を構へて後、紀伊中納言殿、甲府宰
 相殿、水戸宰相殿各衣冠帶劍西之方御勝手より被
 出席、下段西之方順々着座、于時三使松之間より出

互に一揖有而東之方襖障子際に着座、



右三殿三使之座配如斯、

但此節國主并四品以上之面々は、御白書院御次之間、御連歌間へ退去、御饗應畢而又此席に歸座、四品以下布衣其外平士百人者、御饗應之内も其儘着座、

一御饗應、七五三也、四目は地扇形、五目は洲濱形、以龜足飾、但膳部何も金箔置上彩色也、右之給仕各衣冠下襲を着し、按するに、享保見聞集勤役之内解劔、此座敷奉行役人等左記、

- 盃出金土器 捨土器同 吸物
- 初獻

御銚子 小笠原佐渡守 加 内藤上野介

按するに、佐渡守は御書院番頭、上野介は御小姓組番頭なり、紀伊殿被始、次に正使、次甲府殿、次副使、次水戸殿、次從事官、

一二獻

御銚子 稻葉出羽守 加 阿部志摩守

按するに、出羽守は御書院番頭、志摩守は御小姓組番頭なり、此節重て吸物出、最前之吸物に引代、御盃臺出、折物、星物、右順々出之給仕左に記、

二獻目甲府殿被始、次正使、次紀伊殿、次副使、次水戸殿、次從事官、

三獻

御銚子 小笠原佐渡守 加 内藤上野介

水戸殿被始、次正使、次紀伊殿、次副使、次甲府殿、次從事官給納、御銚子膳部等引入、按するに、續武家評子入御湯之給仕、東小出下野守、四水見甲斐守と載す、

一御菓子御茶出 但御饗應之内、西之御椽張出に堀田筑前守、保科肥後守、大久保加賀守、阿部豊後守、戸田山城守、牧野備後守、酒井河内守、松平隠岐守 按するに、朝鮮來朝記による

に河内守忠明は御詰衆、隱岐守定直は伊豫國松山城主とあり、列座、宗對馬守は東之方、御椽に在、折々三使之方何之、

右畢而紀伊中納言殿、甲府宰相殿、水戸宰相殿三使に向而一揖之後三殿御勝手に退去、三使者本座に又着座而松之間御饗應過而松之間へ退、按するに、天朝記に林香常人見友元毎度御規式を不殘見るへき旨老中申渡すと載す、

官人御饗應之席

一松之間屏風をたて御簾を下て、上上官三人御振舞被下、膳部自注、金箔置上彩色、以龜足飾、七五三なり、

一虎之間東之方以屏風立切御簾下之、上判事三人、學士一人、醫員一人、此次之座に上官十二人、御饗應、七五三、自注、向、

一柳之間にて軍官冠官共に十八人、御振舞、膳部右同、

一紅葉間にて次官八人小童十六人、御饗應、自注、金箔置上彩色、享保見聞集には、松之間に屏風を建御簾を垂れ上上官三人爲饗應之、七五三、膳部上に同じ、給仕人衣冠下襲帶劔、座鋪奉行御酌加之役人列帳記之、判事官三人學士一人上官三十九人、内次官小童七五三、向詰無之、御振舞被下候席、御書院番所、柳之間兩所なり、右兩所之給仕は御小姓組御書院番之内出人五十五人、着素袍役之、なりさしるせり、

御饗應之御座敷奉行役人等次第

一大廣間下段御座敷奉行

土井周防守 松平因幡守 岡部隠岐守

大草主膳 正按するに、周防守因幡守は奏者番、隠岐守は御書院番頭、主膳正は御小姓組番頭なり、

同所、七五三、并御茶給仕、

稻葉出羽守 阿部志摩守 小笠原佐渡守

内藤上野介 水野備前守 小出下野守

永見甲斐守 小堀土佐守 三枝土佐守

鳥居長門守 岡部阿波守 水野肥前守

松平甲斐守 土屋備前守 田中安藝守

按するに、御役人代々記等によるに、水野備前守は御小姓組番頭、小出下野守、永見甲斐守は御徒頭、小堀土佐守、鳥居長門守、岡部阿波守は中興御小姓、三枝土佐守土屋備前守は寄合なり、また朝鮮來朝記に肥前守は周防守、子甲斐守備前守は、ともに寄合、安藝守は大番頭、大隅守あり、

同所御饗應奉行

小十人番頭 三島清左衛門

一松之間御座敷奉行

安藤對馬守

水野周防守

同所給仕

小十人番頭 小田切喜兵衛

御奏者番 石川美作守

御小姓組番頭 酒井壹岐守

神尾飛驒守 稻垣市正 瀧川相模守
仙石丹波守 三枝伊賀守 岡部志摩守
按するに、飛驒守は御小姓寄合、相模守は奥御小姓、志摩守は御小姓なり、その餘詳ならされどもまた中奥の類なるへし、
同所御饗應奉行 小十人番頭 細井金五郎

一柳之間御座敷奉行
大御番頭 稻垣安藝守 御書院番頭 水野長門守
御小姓組番頭 青山信濃守

同所御饗應奉行
御歩行頭 中山平右衛門組共 御歩行頭 大岡忠右衛門組共

一虎之間御座敷奉行
大御番頭 遠山主殿頭 御小姓組番頭 秋元隼人正
御小姓組番頭 石川市正

同所御饗應奉行
御歩行頭 稻生七郎右衛門組共 御歩行頭 島田十郎兵衛組共

一紅葉之間御座敷奉行
大御番頭 本多淡路守 御書院番頭 荒川出羽守
御小姓番頭 松平主計頭

同所御饗應奉行

容、酒井河内守忠舉、松平隠岐守定直、堀田下總守正仲、石川主殿頭憲之、青山大膳亮幸利、牧野因幡守富成、朽木伊豫守季植何れも衣冠下襲帶劍にて伺候す、中壇の左右に井伊掃部頭直興、堀田筑前守正俊、阿部豊後守正武、牧野備後守成貞束帯の装束にて伺候す、大久保加賀守忠朝、戸田山城守忠昌も束帯して松の間板椽に有、松間の北より中の間の内鉤の手に列をなして松平攝津守義行、松平陸奥守綱村、細川越中守綱利、松平伊豫守綱政、松平伯耆守綱清、松平土佐守豊昌、佐竹右京大夫義處、松平安藝守綱長、上杉彈正大弼綱憲、松平豊後守頼路、松平長門守吉就、織田内記信久、毛利甲斐守綱元、立花飛騨守鑑茂、松平信濃守綱茂、松平大藏大輔正甫、森伯耆守長義、丹羽若狹守長次、松平肥前守綱政四品以上者松の間の闕の内を限りて座す、各衣冠下襲帶劍なり、其後三の間に譜第諸大名并詰衆の長子其他諸大夫の輩、三間の闕を隔て北に六位の輩其後に大番より出人百人烏帽子素袍にて群居す、松間三の間の板椽北の方に、奏者衆并芙蓉間の衆及び五位の諸役人、向の方に詰衆諸番頭諸物頭五

御歩行頭 宮崎善兵衛組共 御歩行頭 新見七右衛門組共

柳間、虎間、紅葉間給仕之役人進物番其外御小姓組御書院番より、出人八十八勤仕、

一三使者上官以下御饗應終而、以宗對馬守右之御禮言上、其以後退出、此節水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐先達而宗對馬守、内藤左京亮同列上官相從、于時堀田筑前守、大久保加賀守、阿部豊後守、戸田山城守御書院御番所前迄送之、三使一揖有之而退出、對馬守、右衛門大夫、攝津守、大和守、右衛門佐御玄關迄送之、左京亮、壹岐守并雲長老、辰長老者二九御門之前迄相送、御日記、天和二年、朝鮮來朝記
天和二年八月廿七日、巳の後刻に至て、淺の直衣に、禁色の差貫御帶劍にて大廣間に出御、上壇に着座なる、御後の左右に喜多見若狹守重政御劍を持、有田伊勢守光明御脇差を持侍る、其次に板倉市正重太、朽木和泉守則綱、金田遠江守正勝侍る、何れも衣冠し上壇中壇椽通御簾垂る、上壇の正面の御簾は中はかり掲たり、西の板椽には保科肥後守正

位の輩御車寄迄列居す、御書院番所には當番の外兩番より出人都合三組計の人数烏帽子素袍にて列居す、已にして對馬守義真、右衛門大夫忠春、攝津守喬朝、大和守忠榮、壹岐守重矩、右衛門佐重治三使を導き松間に至り西面して座せしむ、國書をは上官持來り襖障子際に置、己は板椽に居す、相國寺の顯靈、東福寺の祖辰は五山の碩學にて、對州の當番なれば、舊例に隨ひ信使と俱に下向せしか是も殿上の間にありて、此時爰に來り御車寄に止る、加賀守忠朝、山城守忠昌御次の間に來り、三使を御前に出すべし、といふ事を對馬守義真に命す、對馬守義真上官に傳ふ、上官三使に通す、加賀守忠朝、山城守忠昌は板椽に還る、上官國書を捧て松の間板椽の闕際まで出る、時對馬守義真受取下壇の下より二疊目に進む、吉良上野介義英衣冠下襲解劍にて西の椽より下壇に至て受取て上壇の下より一疊に置いて退く、朽木和泉守則綱進てこれを取り、御右の方の床際に置く、夫より三使順々に進み中壇の下より二疊目にて拜す、對馬守義真も出座して、禮を發て拜畢て御次の間に退く、時三使私の

獻上物、虎皮五枚、人參十斤、照布十疋を、六位の輩御車寄の方より持出て正面し板敷に並置、三使又御前に進みて下壇の上より五疊目に至る、時大澤右京大夫基恒衣冠下襲解劍にて西の方の板椽の闕際にて、朝鮮の信使と披露す、三使一同に拜して松之間に退く、對馬守此時も出座して禮を賛して其後掃部頭直興、筑前守正俊御次の間の襖障子の際北の□□上上官東面して座し、對馬守を召、加賀守忠朝山城守忠昌も列座せり、筑前守正俊三使を勞ひ給ひ、御盃を賜ふへきといふ上意を傳ふ、對馬守承て上上官に傳ふ、上上官三使に傳へ、三使奉答の語を又對馬守に傳ふ、對馬守即筑前守正俊に申す、掃部守直興、筑前守正俊座を起て御前に進み三使奉答の語を奉稟し元の席に歸る、時三使一同に御前に進み、下壇の東の方に列座す、御盃三重子金箔置たる土器なり、金箔置彩色したる三方に載せ、吉良上野介義英捧出る、御引渡も同じ様なる三方に載せて、大澤右京大夫基恒捧出、捨土器も金箔置き同様なる三方にのせて畠山民部大輔基玄捧出つ、三使にも引渡を居ゆ、金箔置彩色したる足打に

載せて、正使には水野備前守勝直、副使には小出下野守重口、従事には永見甲斐守重直給仕す、各衣冠下襲解劍也、居畢て御銚子をは吉良上野介義英、御加へは、右京大夫基清捧出つ、召上給ひて正使尹趾完に賜ふ、對馬守賛禮して尹趾完中壇の下より三疊目にて御盃を受領畢て歸座す、次に別の土器にて召上給ひて、副使李彦綱に賜ふ、初の儀のごとく飲畢て歸座す、又別の土器にて召上給ひて、従事朴慶俊に賜ふ、慶俊も初のごとくにして歸座す、三方引渡、捨土器を撤して後、三使一同に下壇の中央に進みて拜謝して松之間に退く、上上官三人一同下壇の中央に進みて拜謝して松之間に退く、上上官一同に下壇の闕の内に進みて拜して退く、次に上判事製述官裨將三十四人、分れて四隊となりて段々に板椽に進みて拜して退く、次官八人小童十六人は二隊となりて落椽に進みて拜して退く、皆上上官賛禮す、中官數十人は兩隊となりて舞臺の前の庭上に出て拜して退く、その後掃部頭直興、筑前守正俊又松之間に出て對馬守を召て享宴を賜るへしといふ事を命す、對馬守義真上上官をして三使に傳へし

むること始のごとく、掃部頭直興、筑前守正俊奉答の語を奉稟して元の座に歸りて、三使また下壇の五疊目に進みて拜謁して松之間に退く、是に於て入御なる、上壇中壇簾を垂れ、下壇の西の方戸を闔つ、紀伊中納言光貞卿、甲府宰相綱豊卿、水戸宰相光圀卿各衣冠帶劍にて出て、下壇の西に列座なれば、尹趾完、李彦綱、朴慶俊も松間より出て互に一揖して東の方に列座す、其位尹趾完は光貞卿と相對し、李彦綱は綱豊卿と相向ひ、朴慶俊は光圀卿と相値る、享膳は七五三なり、四目は地扇形、五目は洲濱形、龜足を以て飾り、膳部皆金箔を置彩色す、座敷奉行土井周防守利益、松平因幡守信興、岡部隠岐守宣政、大草主膳正高盛、給仕は稻葉出羽守正喬、阿部志摩守正方、小笠原佐渡守長重、内藤上野介政勝、水野備前守、小出下野守、永見甲斐守、小堀土佐守、三枝土佐守、鳥居長門守、岡部阿波守、水野肥前守、松平甲斐守、土屋備前守、田中安藝守なり、盃吸物出て初獻は光貞卿盃を始め尹趾完、次に李彦綱、次に光圀卿、次に朴慶俊、二獻の盃臺折物星物出て、綱豊卿御盃を始め、次に尹趾完、次に光貞卿、次に李彦

綱、次に光圀卿、次に朴慶俊なり、三獻は光圀卿御盃を始め、次に尹趾完、次に光貞卿、次に李彦綱、次に綱豊卿、次に朴慶俊なり、賜盃畢て菓子茶出つ、悉く畢て、光貞卿、綱豊卿、光圀卿一揖して退く、此間西の椽張出しに筑前守正俊、肥後守正容、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守忠昌、備後守成貞、河内守忠舉、隱岐守定直、東の椽に對馬守伺候す、松之間にて上上官三人享を賜ふ、七五三なり、膳部も金箔置彩色し龜足を以て飾る、奉行は安藤對馬守重博、石川美作守乗政、水野周防守忠増、酒井壹岐守忠重、給仕は神尾飛騨守元智、稻垣市正、瀧川相模守、仙石丹波守、三枝伊賀守、岡部志摩守なり、虎間にて上判事三人製述官一員良醫一人、次之間にて上官十二人宴を賜ふ、七五三なり、向詰に及はす、奉行は遠山主殿頭政衰、秋元隼人正時朝、石川市正綱氏なり、柳之間にて軍官冠官合て十八人に宴を賜ふ、虎間に同じ、奉行は稻垣安藝守重定、水野長門守忠口青山信濃守幸方なり、紅葉間にて次官八人小童十六人に宴を賜る、金銀の膳部を用ゆ、奉行は本多淡路守忠豊、荒川出羽守重高、松平主計頭照宗

なり、柳之間以下の給仕は御書院番衆なり、下官の輩には御玄關の腰掛にて饅頭を賜はる、三使は上上官の賜宴畢る時松間に退き、上官以下の賜宴畢るを待て對馬守に憑て謝宴の語致して退出す、筑前守正俊、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守忠昌送て御書院番所迄至る、對馬守義真右衛門大夫忠春、攝津守喬朝、大和守忠榮、右衛門佐重治導て御玄關に至る、左京亮義恭、壹岐守重矩、顯靈祖辰は送て二丸門前に至る、憲朝實錄

天和二年八月廿七日

一朝鮮人登城御禮大略如先例、三卿甲府殿相伴、一大廣間にて御饗應出る、三使東の方に座す、時に紀伊中納言様、次に殿様、按ずるに、甲府殿をさす、下水戸宰相様御出座、三使立て一揖、三殿も御一揖云云、御膳出、御銚子出、紀伊様御初め、三使へ其銚子殿様へ、次副使へ、次に水戸様へ、二獻殿様御始め、正使へ如初、千鳥掛に御銚子廻る、三獻は水戸様御初如初云々、歸の節御送なし、人見私記載二田錄、

朝鮮人於江府公方様御見參其外開書

二三使江戸にて致登城 御目見へ之儀、御簾の外次

通航一覽卷之七十九終

之間より拜仕候、殿有院様御代迄之格は、御簾を高く巻上げ候て、拜被仰付候、然處に常憲院様御代、御簾を御身半分も不見様に早く巻上げ候ゆへ、三使申分に格式違ひ候間、拜仕かたくと申、何其不相濟場之しらげたる儀に相成、對馬殿其時三使と段々掛合有之候、對馬殿申分には、公方様より被仰出たる儀、達てと申事決て不相成事、日本之例にて候、兎角拜不仕時は則對馬守三使と指違へ相果る外無之と、種々申合之上、漸納得仕拜をいたし候、若君様御簾も右之通り早く巻上げ候、是は幾重にも拜得不仕、殊にいま位にも上り不給事に候得者、尙更不相成と申切、依之其時被仰出候は、公方様へ右之通にて拜仕候間、若君様へ之儀は、御了簡に成前々之通にて拜被仰付等に相成拜仕候、其時天和之格式を以御當世初り、正徳之三使迄に至り何も御簾を少し上げ候様に被仰出、右之格式にて候、若君様之格式は、前々のごとく御簾を高く上げ候事、異本朝鮮物語○按ずるに、この書異説なれども姑らく後考に備ふ、

通航一覽卷之八十

朝鮮國部五十六

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 正徳度

正徳元辛卯年十一月朔日、信使趙泰億、任守幹、李邦彦以下登營あり、着府せしは、前月十八日なり、宗對馬守義方相伴ふ、こたひ修聘特に嚴重に待遇せられ、營中の莊飾内外の護衛より聘事輩の衣服等にいたりて、その規式尤華美を示さる、大凡營中に壁代及び帳額を設けられ、御座所ならの衣冠を着し、また殿中兩國書に風簾し途中これに下馬せしめ、信使進講給享見日を異にし、賜享の日に舞樂あるの類、みなまた舊例にこれなく、また塀東御門を改作せられこれを御中門と唱へ、かつ芝口に新たに御門を建られ芝口御門と稱す、これまた來聘によりてなり、○本日の事次卷にわたる併せ考ふへし、

正徳元辛卯年

家宣公御代初、三使來朝於江戶家宣公に拜禮、義方公御同道、正使趙泰億、副使任守幹、從事李邦彦、白石叢書、

正徳元年十一月朔日

一朝鮮信使御禮に付、水戸殿、紀伊殿始國持大名及

萬石以上之面々、同嫡子布衣以上之諸役人、并法印法眼登城、萬石以上之嫡子無官者出仕無之、

但尾張殿、松平加賀守は在國、

一今日出仕之面々、諸大夫以上衣冠下襲帶劔、其外假六位衣冠下襲帶劔、布衣素袍等着之、

一表向五時揃、

一朝鮮人并宗對馬守は五半時揃、

一對馬守并御馳走人兩長老は、三使に先達而登城、信使已刻過登城、柳營日次記、

正徳元年十一月朔日、朝鮮國王之信使自注、正使趙泰億、副使任守幹、從事李邦彦、自注、宗對馬守、諸役人着衣冠出仕、自注、布衣役、其規式甚嚴重華美頗超過於舊例、自注、人着六位袍、其規式甚嚴重華美頗超過於舊例、自注、記日本國王、往昔鹿苑院義滿講大、明帝使時、有此例云々○萬年記、

正徳元年十一月朔日、三使登城營五位以上狩衣、如官日簿抄、

正徳元年

一十月廿八日登城之處按ずるに、正實事錄に、雨天故延るに廿九日の誤りなり、雨天故延引、

一十一月朔日登營、此節諸大夫衣冠下襲帶劔、

正使通政大夫吏曹參議知製教 趙泰億 副使通訓大夫弘文館典 任守幹 從事官 館知製教 李邦彦

同登城之節道筋

一寺町通、廣小路通、小笠原右近將監、三宅備前守前、本多信濃守屋敷前より、按ずるに、正徳三年分間、江戸敷は今の小笠原大膳大夫中屋鋪、備前守屋敷は今の右近將監屋敷の邊、信濃守屋敷は今の筋違御門外神田仲町の邊にありしなり、筋違御門の入り、松平伊豆守、戸田外記屋敷前より、按ずるに、伊豆守今の酒井若狭守屋敷、神田橋へ入、右者兼而之被仰出候處に、道筋變り俄に淺草通り江戸入之道筋より本町、常磐橋御門に入、櫻蔭海、

正徳元年

一十月十五日御書付、河野勘右衛門被相渡、

朝鮮人登城之日、御徒所々へ被差出、作法能、人拂等可被致事、

一十一月朔日朝鮮人登城人拂、固左之通、

井上河内守殿前邊、一橋御門、設樂善左衛門組共之内同所阿部豐後守殿邊、按ずるに、同圖によるに、河内守は今の龍の口森川出羽守屋鋪、豐後守は今の一橋殿屋敷はなり、道三橋、錢瓶橋、龍口橋、和田倉御門邊、淺草橋御門之外、常磐橋邊、中山勘解由組共、柴田三左衛門組共

代り 建部甚右衛門
右熨斗目上下に而、明六時場所揃、
登城之道筋

東本願寺より、寺町通り上野仁王門前通は、小笠原右近將監前、筋違橋へ入、松平伊豆守前より神田橋御門酒井雅樂頭屋敷前、大手、按ずるに、この道書月堂見聞集文書裏、同し、

初日登城

本願寺より淺草駒形堂前、淺草橋、横山町通、本町通、常磐橋へ入、大手、按ずるに、こは道筋りにて、御暇之日登城、

初日同前御徒方萬年記、

正徳元年十一月朔日三使進見、

進見登城行紀

本願寺旅館を出て、淺草寺二天門の按ずるに、當神門前に至り、先日初入の路を南行し、本町三丁目より二町目を過、常磐橋の御門に入て、直に大手に至る、

信使進見騷從圖賜享辭見并同、

真田伊豆守家人
騎士拾騎

宗對馬守留守居布衣

信使奉行家老衣冠

信使奉行家老衣冠

裁判役布衣

裁判役布衣

組頭布衣

酒井修理大夫家人
騎士拾騎

足輕 徒士 通詞 小通事 清道旗上馬

儀月刀上馬

兼上馬 刑名旗上馬 都訓導上馬

足輕 徒士 通詞 小通事 清道旗上馬

儀月刀上馬

長鎗上馬 巡視旗上馬 三枝鎗上馬 令旗上馬 砲手 徒士 通詞 喇叭手 螺角手 太平簫 細樂

都訓導上馬

長鎗上馬 巡視旗上馬 三枝鎗上馬 令旗上馬 砲手 徒士 通詞 喇叭手 螺角手 太平簫 細樂

鼓打手 鈔手 徒士 通詞 同 砲手 馬上戈 別破陣 鼓打 長鼓 鈔手 足輕 徒士 通詞

三穴手 都訓導

典樂

鼓打手 鈔手 徒士 通詞 同 砲手 馬上戈 別破陣 稽琴 筚 笛 足輕 徒士 通詞

使令 軍官 寫字官 砲手 小童 軍官 節 使令軍官 軍官 清道旗

圖書 印信關帖

正使 上判事 刑名旗

使令 軍官 寫字官 砲手 小童 軍官 節 使令軍官 軍官 清道旗

假月刀 長鎗 巡視旗 三枝鎗 令旗 砲手 喇叭 螺貝 細樂 鼓打 鈔手

都訓導

三穴手

假月刀 長鎗 巡視旗 三枝鎗 令旗 砲手 喇叭 螺貝 細樂 鼓打 鈔手

鼓打 長鼓 銅鼓 使令 軍官 小童 小童 節 使令 軍官 軍官 清道旗 長鎗

都訓導

副使

上判事

稽琴 笛 使令 軍官 小童 小童 節 使令 軍官 軍官 清道旗 長鎗

巡視旗 三枝鎗 令旗 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 銅鼓 鼓打 鈔手 使令 軍官 小童

三穴手

巡視旗 三枝鎗 令旗 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 細樂 鼓打 鈔手 使令 軍官 小童

小童 使令 軍官 使令 使令 使令 使令

從事 上判事 上上官 小童 上上官 小童 上上官 小童 上判事 小童

小童 使令 軍官 使令 使令 使令 使令

通詞 足輕 使奴子三員
 通詞 足輕 足輕 足輕
 製造官藍 小童馬 良醫馬 判事九員 書記三員
 伴黨三員 應直三員 盤纏直四員
 上各馬 上各馬 上各馬

使奴子三員

通詞 徒士

伊豆守 騎士同同 長柄鎗各一拾本

一行奴子馬 對馬守家老衣冠 騎士同同 各布衣

通詞 徒士

修理大夫 騎士同同 長柄鎗各一拾本

廉按桂川元應の著なり、騶從圖隊伍整齊宛然可見、對州及酒井、真田家人等左右護引以備非常、故倭韓紛拏不復識別、如龍亭人馬及旗伏鼓吹等、廉分以藍色而、欲俾覽者知彼之所異也、

旗使圖附
清道旗 淺黃實紅火燭脚、赤字 大如斗、竿頭打以椎尾 懸 刑名旗 赤實青綱、爲交龍形、

假月刀 矛 巡視旗 總實 白字 金剛 三枝鎗 龍亭 或曰國書橋 印信關帖
一印信關帖各一匣、螺鈿金字腹背兩書大如斗、在途馬上執之從龍亭後使者登殿小童係頸尾之、按するに、の事文化度聘禮の條併せ考へし、冠 此冠即五梁冠也、每使者入見并服、兜輿 使者三次入見、并正使敷定錦襦以虎皮、副使從事豹皮繫以曳索肩駕而

去 梁輿 使者江戸初入

一是日信使大手御門に至る時、旗仗鼓吹等は皆止まる、上官以下馬より下る、對州の役人は是を下知すへし、

各門鎮護

御玄關東脇 御鎗奉行土屋市之丞

右虎皮御鎗五十本 一面陳列

御中門外面 御持弓頭中坊長左衛門

御臺所口 御砲頭大井新右衛門

中御門本番 御弓頭 山崎四郎左衛門

加番 御弓頭 酒井與九郎

臺部屋口 御弓頭 前島太郎左衛門

大手御門本番 百人組頭齋藤帶刀

加番 百人組頭堀田孫太郎

下馬前 御砲頭逸見八左衛門

御普請場東方 御砲頭松田善右衛門

按するに、この勤番の事、琉球紀事同しく、
ともに、假六位衣冠下襲帯銀と注す、

正徳元年七月九日

一此度之御門御中門と唱可申候、按するに、俗に四ッ足唯今まで御中門と唱候御車寄を、御中門廊と唱可

申候、只今までの御駕籠臺御車寄と唱可申候旨、長門守 按するに、若年 申渡、柳營日次記、
寄大久保教寬、
正徳元年今度朝鮮の聘使來る、御もてなしに柳營の殿門重修の御事ありとかや、今迄の御車寄せを中門の廊と稱し、別に中門を立させまします、御駕籠臺をの自注、所、今より御車寄と呼へきよし、仰なりとぞ、謹尻、

正徳元年十一月朔日

初而登城之道筋

一本願寺より、淺草寺町、雷神門前、夫より御藏前通り、淺草橋御門、横山町、傳馬町、本町、常磐橋御門へ入、黒田豊前守屋敷前、按するに、正徳三年分間江戸の太田孫津守 酒井雅樂頭屋敷前大手御門より登城、大風鎗是なり、手御門に至り旗を伏、并樂人等相止り、上官以下皆下馬、對馬守役人指引、

淺草寺前辻因伊東播磨守、加藤出雲守人數勤之、其外屋鋪前道筋之面々警固出之、
淺草橋當番非番はり固、常磐橋當番より固、定小屋前之固松平甲斐守、
一十一月朔日登城之行列

但十月十八日江戸着之行列、雨天故入紛難知故不記、

侍侍侍

日本人牽

清道大旗一本清道小旗一本

目付二人東帶馬上有有官侍騎馬

挾箱鎗

香籠對馬守家中也

獻上馬二疋共

騎馬

侍侍侍

鼻先切額茶糸大露を付 清道大旗一本清道小旗一本

清道小旗一本

霏

蚊龍旗一本

上龍

參行にて持

羽織藤色に紋

偃月刀二 矛三本

以上六本

馬上持

足輕紋所蛇の目白く 十人計

清道小旗一本

霏

旗一本

下龍

惣足輕如是

偃月刀二 矛三本

巡視三 令三

三枝鎗

各歩行にて持之

赤衣騎馬七人

日本のほらより短也麻細袋に入

トヒヤウシ

鉦貝

太平簫

鉦鼓

行鼓三

巡視三 令三

三枝鎗

鉦貝

太平簫

鉦鼓

行鼓三

喇叭

小童二騎

使令

步行十人

小童一騎

吸唱

官人數多

龍亭子香簡箱なり騎馬日本人昇之

蓋淺黄縹掛て八角

正使兜輿

靠に下鎧上虎皮

喇叭

小童二騎

使令

日本人十人

小童一騎

吸唱

小童二騎

使令

步行十人

吸唱

小童二騎

使令

都訓導

蓋如正使

副使兜輿

靠に下鎧上豹皮

都訓導

蓋如正使

小童二騎

使令

日本人十人

吸唱

小童二騎

使令

歩徒十人

吸唱

使令

官人步行供

從事兜輿

靠に如副使

都訓導

小童一騎

小童一騎

乗物上上官

上上官三人も如是行列

小童一騎

日本人十人

吸唱

使令

官人步行供

笠着十騎 酒井修理大夫 黒大鳥毛十本

冠着十騎

家中

笠着十騎 眞田伊豆守 黒大鳥毛十本

家來

二十騎 足輕五十人 亦供 若黨 草履取

二十騎 足輕五十人 亦供 若黨 草履取

挾箱 鎗三十筋 合羽箱 押

挾箱 鎗三十筋 合羽箱 押

一酒井眞田未明登城、

按ずるに、酒井修理大夫、眞田伊豆守は御馳走人なり、原書この下に旗籠武器及び乗輿等の圖を出したれども、いま刪去するは下、に辨す。

一御玄關前腰掛置板之上に薄縁敷之、中官置之、對馬守家來附罷在、

一大手腰掛向通は不殘下官共差置之、

一同所南之方腰掛并御疊小屋新チマ、とつなぎ迄は、對馬守、御馳走人之人馬置之、

一出仕之面々供之者、蓮池馬場之邊按ずるに、この馬場は蓮池御門内、其邊の邊なれども、其邊の邊は蓮池御門内、其邊の邊なれども、其邊の邊は蓮池御門内、其邊の邊なれども、其邊の邊は蓮池御門内、差引は、蓮池御門當番之御先手與力同心勤之、

一喰違御門者按ずるに、この御門は今の寺深御門をいふなるへし、中之御門加番

之御先手與力同心、出人にて固之、

一御玄關前二九御門外大手下馬にも、對馬守家來役人共さし置、

一殿上間前掛板邊に、對馬守家來差置、此外座敷向わも朝鮮人相越候席わ者、右家來差添遣之、

但御用掛之面々合差圖、
一上上官三人、百人組張番所之際に而按ずるに、今のなすすな乗物より下る、下乗橋外張番前

一三使百人組番所之御門に入、此時宗對馬守、自注、衣冠下襲、兩長老、大目付仙石丹波守、自注、御馳走人酒井

修理大夫、同上、眞田伊豆守、自注、中之御門は出向、左右に分れ立、自注、但對馬守兩長老は石垣に附て東面也、丹波守、修理大夫、伊豆守は南之方に北面立、御目付堀田孫右衛門、長崎半左衛門、
自注、假六位衣冠下襲帶銀、御門之内左右に立、

一次に國書中之御門之外に至り、御門之向に立、國書陪之官前に立、對馬守侍二人、自注、假國書之左右に立、

一三使百人組番所之前に而與より下る、
一次に上上官一人進みて國書之跡に隨而立、

一次に丹波守、修理伊豆兩人に會釋して先御門に入、修理大夫伊豆守相互に會釋して入、
一次に國書御門に入、



一次に三使進みて御門に至る時、對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入、

但御門之出入する時、惣て會釋かくのことし、

一次に源右衛門、半左衛門二行、丹波守一行、次に修理大夫、伊豆守二行に先達而庭道をあゆみ、次に國書陪之官、次に國書少さかり、右左に對馬守侍二人二行、次に上上官一人、次に左之方三使、右之方對馬守兩長老相並、

但左正使、右對馬守、左副使、右長老一人、左從事、右長老一人相並、
從者は對馬守家老自注、假六位表冠下襲帶劔、案内之、對馬守役人自注、假布衣、御門之外に有之、三使之乗物可置所并下官之輩を指引之、按するに、踐好線下官の關入を制すあり。

御目付 御馳走人 對馬守、長老、長老、對州家老
大目付 國書陪 對州付 國書 上上官一 上上官以下
御目付 御馳走人 正使、副使、從事、對州家老

一國書御玄關前御門之内に而輿をおろす、對馬守侍差圖すへし、源右衛門、半左衛門、丹波守、修理大



夫、伊豆守左右相わかれ止り立、
一次に國書陪之官、國書を出して上上官に渡之、上上官請取、御門之内に御玄關に向立、北面なり、國書之臺は對馬守役人進物に附參候者持せ來、兼而より御玄關前御門之内番所迄出可置、對馬侍差圖して國書之輿をは御玄關之庭上南之方に片付置之、國書陪之官は、對馬守侍と御玄關前御門之内西之方東西並立、上官等三使にしたかひ入時、國書陪之官者列に入て御玄關をあかるへし、

一次三使御玄關前御門に至る時、對馬守兩長老三使に會釋して御門内入相並事如前、

一次源右衛門、半左衛門御玄關之外に至て左右に相わかれ對して立、丹波守は御玄關に向て中立し、國書是に隨ふ、修理大夫、伊豆守は東之方に並ひ立、
一三使御玄關前御門に入時、寺社奉行安藤右京亮自注、衣冠下襲帶劔、本田彈正少弼、自注、同斷、御目付伊勢平八郎、自注、假六位表冠下襲帶劔、丸毛五郎兵衛、自注、同斷、出向御玄關板敷に各對して立、

但御徒番所之前にて、
右京亮、彈正西より第三間南北にわかれ立、
平八郎、五郎兵衛西より第二間南北にわかれ立、
一三使御玄關に近付て源右衛門、半左衛門、丹波守に會釋す、丹波守國書之差引て御玄關の上る、
一次對馬守兩長老三使に會釋して入、次に修理、伊豆上上官二人に會釋して並入、修理、伊豆者右東之方なり、上上官は左西之方也、

一次に三使御玄關之階を上りて源右衛門、半左衛門相互に會釋して御玄關に入、上官以下御目見可仕分御玄關に入、對馬守家老導之、中官族は御中門之

外止り立、對馬守役人差引して御玄關東之方腰掛に群居せしむ、

一國書上上官持之、丹波守案内して板敷通り先達、國書寺社奉行之前を通る時、寺社奉行腰をか、むへし、平八郎、五郎兵衛互に會釋して丹波守より先立殿上間へ相趣、
一次に三使近づく時、右京亮、彈正少弼、三使并對馬守へ會釋して二行に先立、上上官以下從者したかひ入、

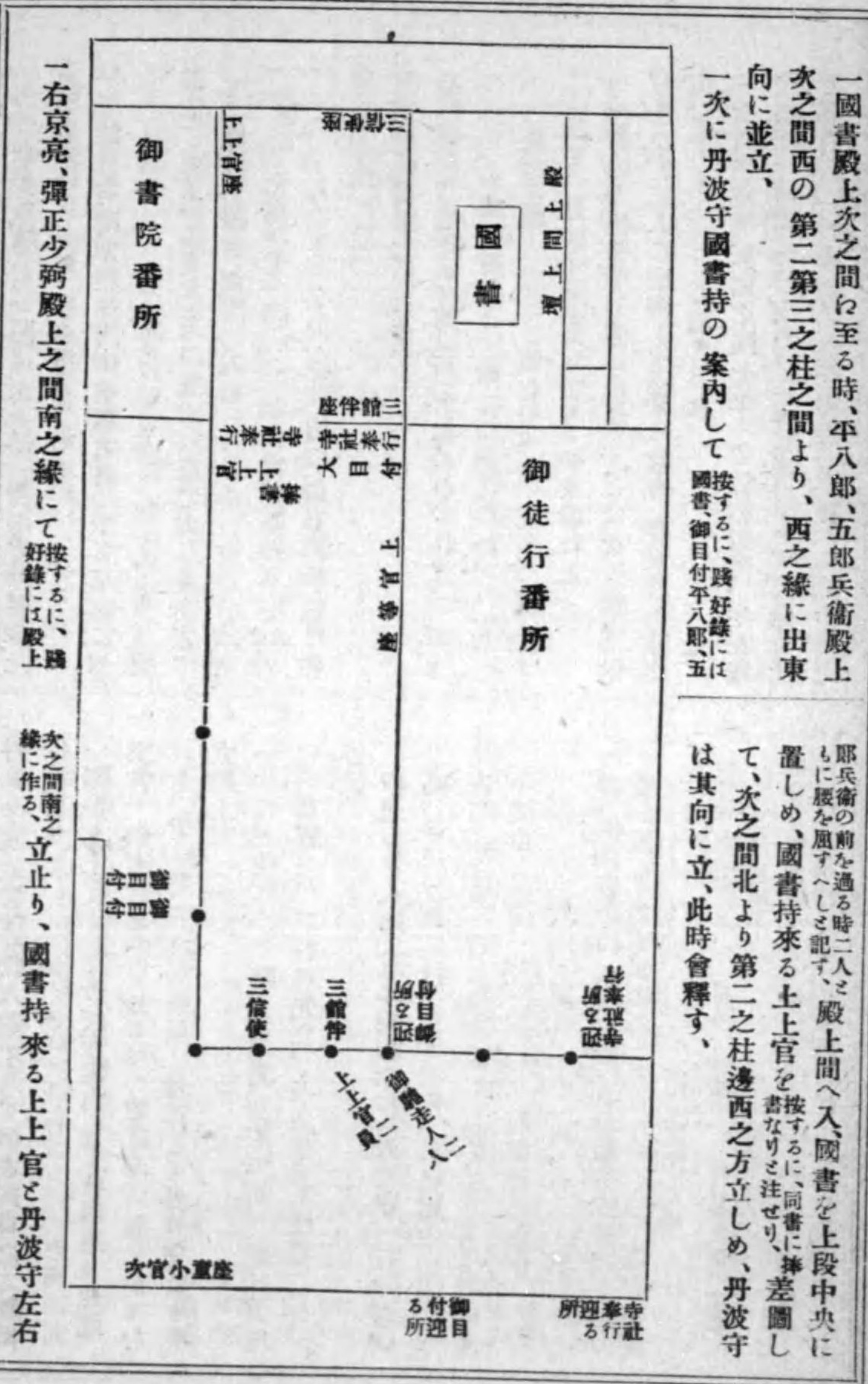
但先の平八郎、五郎兵衛二行、丹波守一行、右京亮、彈正少弼二行、左に三使、右對馬守兩長老、左に上上官、右に修理大夫、伊豆守、次に御目付平岡市右衛門、自注、假六位表冠下襲帶劔、村瀬伊左衛門、自注、同斷、二行、次に對馬守家老二人二行、次に上上官以下從者、但市右衛門、伊左衛門者兼而御玄關階上東之方に並立、如右相從ふ、

御目付 寺社奉行 三信使 御馳走人 御目付 對州家老
大目付 國書上上官 上上官以下 從人 應拜者
御目付 寺社奉行 三信使 上上官二 御目付 對州家老

一國書殿上次之間に至る時、平八郎、五郎兵衛殿上次之間西の第二第三之柱之間より、西之線に出東向に並立、

一次に丹波守國書持の案内して、按ずるに、踐好録には國書御目付平八郎、五

那兵衛の前を通る時二人と殿上間へ入、國書を上段中央に置しめ、國書持來る土上官を按ずるに、同書に、挿差圖して、次之間北より第二之柱邊西之方立しめ、丹波守は其向に立、此時會釋す、



一右京亮、彈正少弼殿上之間南之線にて按ずるに、踐好録には殿上

次之間南之立止り、國書持來る土上官と丹波守左右

に別れ立を相待て、三使并對馬守等に會釋案内して殿上間の内へ入、右京亮、彈正少弼は外に左右にわかれ立、三使等内へ入時會釋有之、

方、若年寄鳥居伊賀守、自注、其次御書院番頭三浦肥後守、自注、御小姓組番頭松平伊勢守、自注、東西四品以上者、簾之外圓座三つ宛敷座之、

一次に對馬守正使に會釋して下段入、兩長老は副使從事に會釋して入座に付、三使者御障子之方對馬守、兩長老御襖障子の方相向並、

一階下護衛南之線下に胡床を立、番長御使番妻木平四郎、自注、關康東帶銀、壺使番小田切靱負、自注、榻下帶銀、壺津田外記、自注、遠藤新六郎、自注、柴田七左衛門、自注、須田助十郎、自注、成瀬吉右衛門、自注、大久保市郎右衛門、自注、東西に有之、按ずるに、同書に番長二人御使番戸川内藏助、津東は、誤寫なるにや、

一次に上官以下の從者座につく、冠官以上は殿上次之間、次官小童は南之御縁に座す、對馬守家老役人等殿上次之間并御玄關前に有之差圖すへし、

東之方に圓座を敷、帶刀御使番梶四兵衛、自注、假大取、黒門與兵衛、自注、鳥居權之助、自注、島田藤十郎、自注、日下部作十郎、自注、寄合松浦酒之丞、自注、菅沼民部、自注、石尾織部、自注、脇坂一角、自注、石原市左衛門、自注、同上、按ずるに、踐好録に楯以下を御使番五人とし、松浦以下を寄合衆五人とす、

一御前護衛は、板縁下段之西之方、若年寄久世大和守、自注、衣冠下帶銀、按ずるに、踐好録には、大久保長門守とあり、其次に御書院番頭松平壹岐守、自注、御小姓組番頭鈴木能登守、自注、東之

一御前并殿中伺公之面々相揃、西之御縁類に松平讚岐守、自注、衣冠、高家衆、自注、同上、詰衆之四品以上

に御襖立之上に壁代懸之、按するに、同上に壁代、白羽二重、一段一段に紫色の縁りあり、其間に燕さ縹を交せて織にす、朝顔は黄縹子五色の縹にて、雲に鳳凰の翔る形を織にせるあり、御縁之方には御簾掛之卷上、其内外様四品以上之面々列居、注、西二之間、三之間、四之間東南簾掛之卷上、御譜代衆外様詰衆冠同上、奏者番、白注、同上其外布衣衆以上之面々列居、南面、

一次に進物之中御縁類に並置候物出之、白注、是者進物番大紋、役之、魚皮等也、

一馬者御中門より牽入、庭上引立、御厩之者四人、白注、諏訪部文九郎同文右衛門、注、布、

一進物之内御前可出物者、先中門廊に並置、白注、是者進物、人參、墨、筆等也、(琉球紀事、踐好録)

通航一覽卷之八十終

但中段より三疊目、水戸殿は中段東之方、紀伊殿は西之方着座、

一次に執政井伊掃部頭、冠同上、衣御前之座に就、

其儀上に同じ、中段之西南東面す、但中段下より二疊目、

一次に老中、冠同上、衣各西之板敷より東櫃之外より一人つゝ、順々出座、按するに、踐好録には土屋相模守、井上河内守、秋元但馬守、阿部豊後守、大久保加賀守、下段にて御禮左右着座、

下段上より一疊目、二疊目、但西之方に二人、東之方に三人、

一次に高家品川豊前守、織田能登守、白注、東櫃之外より出座、按するに、同書二人殿中禮式の事承る、豊後守は引れて國書請取へきに定めらる、故に帶紐せず、東之方老中下に居、但御禮に不及、

一次兩長老殿上間座定て後座を立、御車寄之邊に伺公、

一縁長老東之外より出座、三浦壹岐守、東帶、披露之、下段御敷居之内一疊目にて拜して退去、次に集長老出座、松平備前守、同上、披露之、御敷居之外板縁にて拜畢殿上間復座、對馬守は出御被遊段兩長老申聞之、

通航一覽卷之八十一

朝鮮國部五十七

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 正徳度

正徳元年辛卯年十一月朔日、巳中刻、文昭院殿大廣間に出御、信使朝鮮國王李焯の書儀を獻す、聘禮の後三使に御杯を賜はる、また上上官以下從者にいたるまで拜謁を遂て退出す、前後の卷、併せ見るへし、

正徳元年十一月朔日、巳中刻過、大廣間に出御、白注、御上段に御着座、御先立阿部豊後守、御太刀直衣、高家大澤右衛門督、御刀堀川兵部大輔、柳營日次記○按するに、豊後守は老中阿部正徳なり、

正徳元年十一月朔日、大廣間出御、中奥御小姓内田若狭守、曾我周防守白注、さもに衣冠下疊帶銀、西之板敷より出、兩櫃之外より並ひ入、中段に上り御帳あけ出る時の通に退去、

一水戸中納言殿、白注、衣冠下疊帶銀、紀伊中納言殿、同上、御前之座に就る、板敷より過て兩櫃之外より入て中段に上り、拜しておのゝ座に就、

一中門廊之南之方に三使之座を設く、北面東之部を後にして上上官座を設く、西面之部を後にして對馬守并引禮之高家、衣冠、奏者同上、六人之座を設、東面、上上官之座之少北を寺社奉行大目付等之座とす、何も高麗縁之疊敷也、按するに、同書またこの簡條なし、

一次進物中奥衆持出下段に並置、中段縁際より三四尺計さけて可置也、

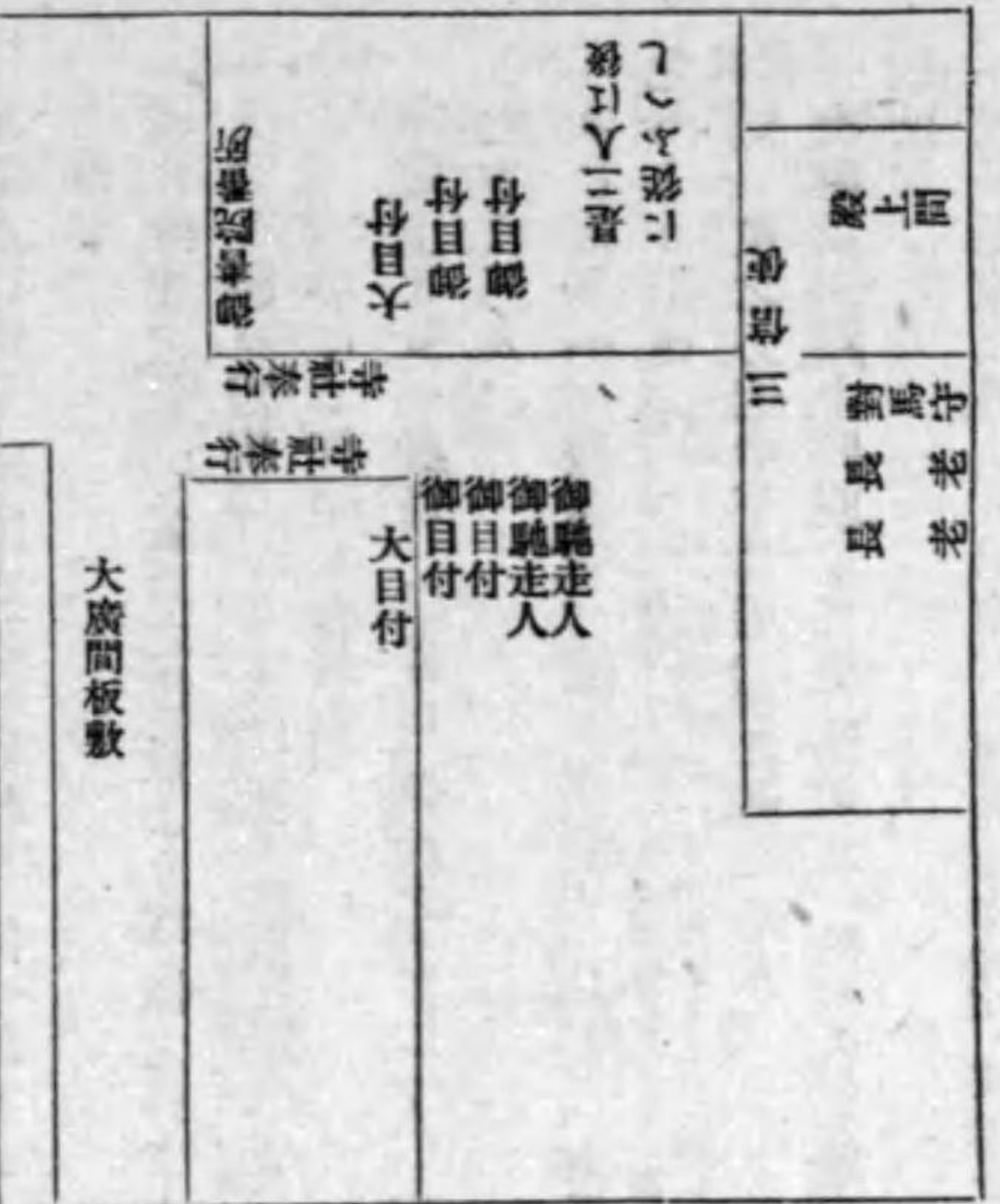
進物南北九尺計、東西一丈計可有か、一次信使を召、能登守按するに、踐好録に御前候旨相模守申渡す、能登守出て大目付に申渡す、元之座に歸、大目付仙石丹波守、松平石見守殿上間を相越、對馬守三使を御前可出旨申達之て出る、御書院番所南之縁に南北に對し立、

一對馬守上上官に會釋して、御前に拜すへき由を三使に達之、正使上上官に國書を持せしむ、

一對馬守兩長老三使に會釋して、國書殿上間を出、上上官したかふ、

一次に兩長老次之間並立、三使を會釋して止る、修理大夫、伊豆守、平八郎、五郎兵衛、次之間西之縁に立、國書前を過る時皆腰をかゝむへし、兩長老、修

理大夫、伊豆守、平八郎、五郎兵衛は其前にとま、ま
る、其向之市右衛門、伊左衛門は上上官の跡にした
かふ、



一丹波守、石見守並ひ先達て、御書院番所南之縁を
通る、

大目付
對馬守 國書 三使 上上官
御目付

一右京亮、彈正少弼御書院番所西南之隅之柱之邊
左右に出向、對馬守に會釋、先達て大廣間東之板敷
に入、

大目付 寺社奉行
對馬守 國書 三使 上上官
御目付 寺社奉行

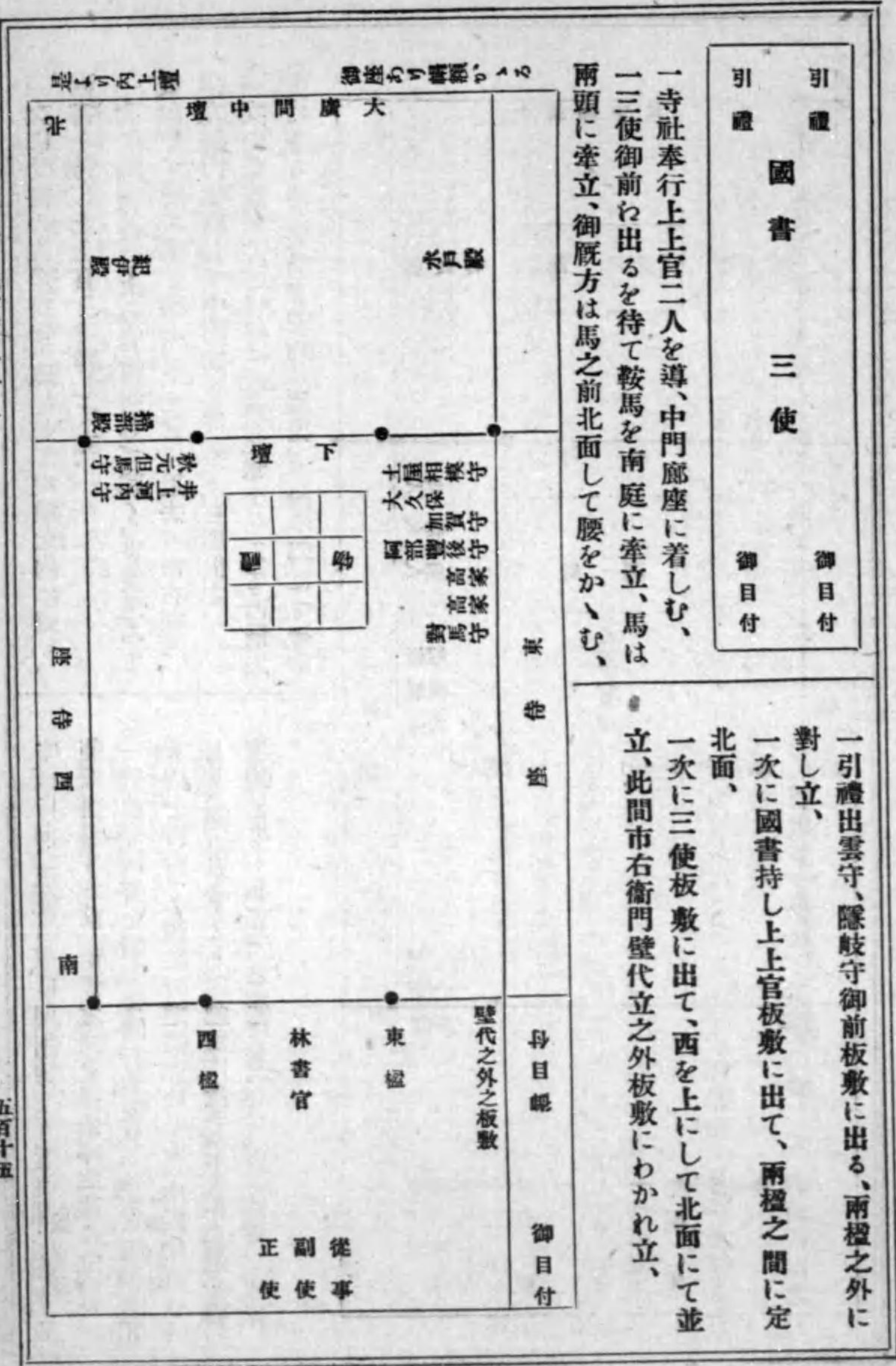
三使御車寄唐戸之邊に来る時、引禮二人大澤出雲
守、前田隱岐守自注、衣冠下懸帶劍、唐戸之通りに立向、丹波守、
右京亮、彈正少弼按ずるに、踐好録に大目付二人丹波守石見守、寺社奉行右京亮彈正少弼と記す、
左右に別れ立、引禮出雲守隱岐守、對馬守に禮して
進ましむ、

一對馬守東楹之外より御前ね罷出、東之方下より
三疊目に着座、
一引禮出雲守隱岐守、三使に禮して、御前に出之、

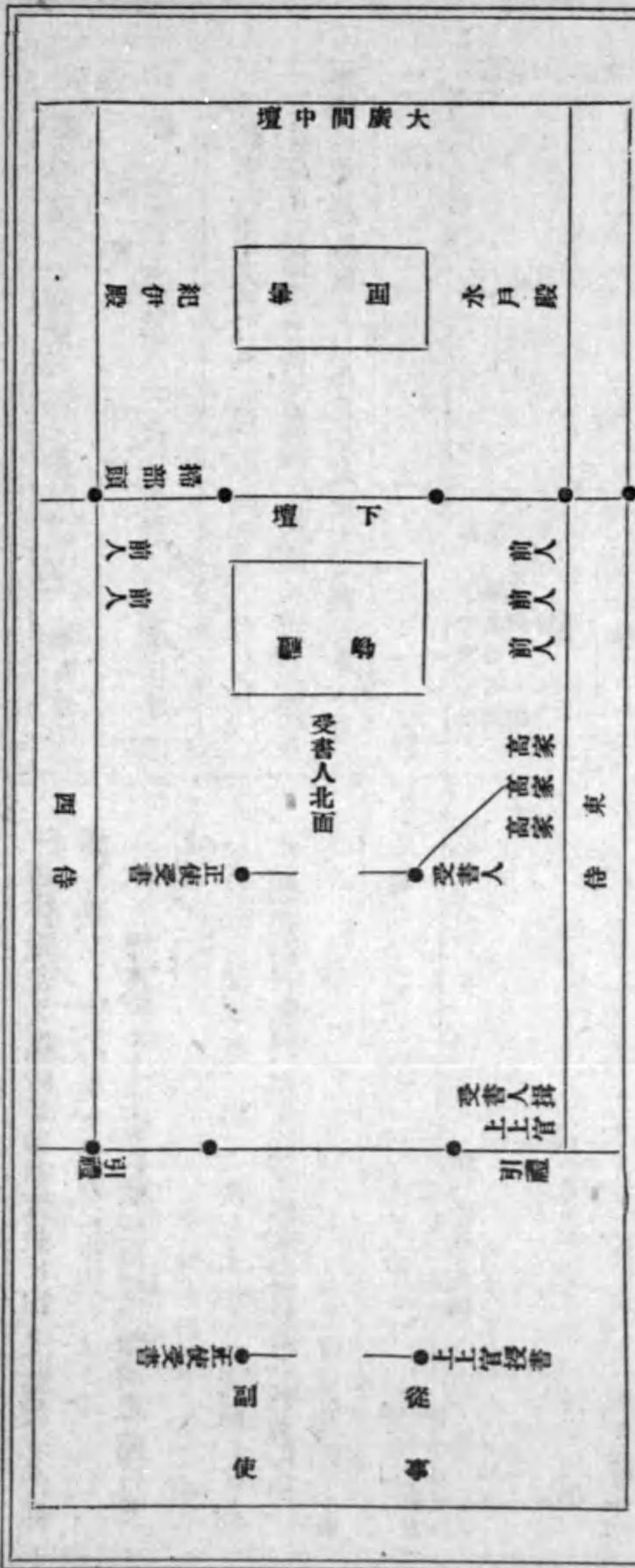
引禮 國書 三使 御目付

一寺社奉行上上官二人を導、中門廊座に着しむ、
一三使御前わ出るを待て鞍馬を南庭に牽立、馬は
兩頭に牽立、御厩方は馬之前北面して腰をかゝむ、

一引禮出雲守、隱岐守御前板敷に出る、兩楹之外に
對し立、
一次に國書持し上上官板敷に出て、兩楹之間に定
北面、
一次に三使板敷に出て、西を上にして北面にて並
立、此間市右衛門壁代立之外板敷にわかれ立、

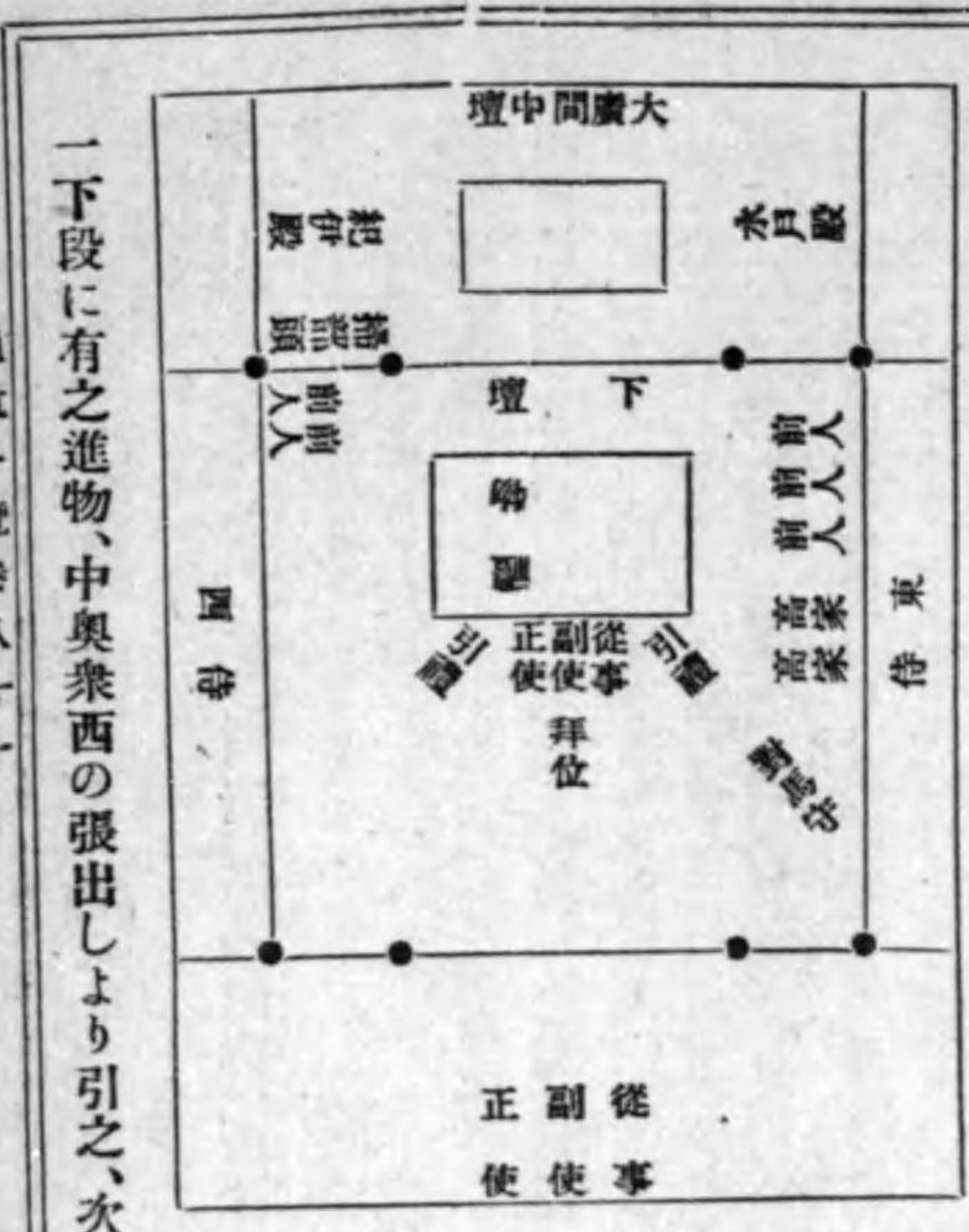


一次に受書の人豊前守、座を起て東楹之内に至り、國書を持し上上官を會釋して立、
 一次に國書持し上上官西向して跪く、正使進みて東向して跪て書を請取、上上官は退去、市右衛門、伊左衛門案内して中門廊に至、上上官席置之、
 一次に正使國書之箱持て兩楹之間より入て西楹之内に至る時、豊前守並對し罷出、下段中程にて豊前



守西に向、正使は東に向、兩方より近寄互に跪き、正使國書渡す如前、兩楹之間を退去本之座に立、
 一豊前守國書を請取捧膝行北面し、正使楹間を出る程を待合て、西之方進物をめくり、中段中程より上り、國書を下より二疊目に置て、下りて東之方進物をめくりて元之座に着、

一對馬守進みて御前向て俯伏す、起に不及して進む、
 一次に出雲守隠岐守、三使に會釋して楹間より御前出、三使拜の所に至り、出雲、隠岐左右に對し跪く、三使之拜は進物前、
 一三使西上北面して四拜畢て、出雲、隠岐三使に會釋して兩楹之間より退去、中門廊之座に着しめて出雲、隠岐引禮之座に復る、



一下段に有之進物、中與衆西の張出しより引之、次

に馬を最前之道を通り中門より外へ出之、次に御縁に並置し物を、進物番西之張出しより引く、
 一次に讀書展書の人林大學頭、自注、衣冠 同七三郎、自注、同上 按するに、禮好録に六、西楹之外より入て座に着、
 下段より三疊目、西之方よりは二疊目、御前向、
 一次に受書の人豊前守、中壇に上り書箱を開き、書を取て下りて大學頭に渡す、
 一次に國書讀之、別幅を讀畢て如元卷、按するに、同書に書を讀訖はりて、展書の人たる七三郎に授けて、別幅を讀訖はりて本のこゝくに巻き、書を執りて又本のこゝくに別幅を巻纏むなりと載す、
 一次に豊前守起て書を請取、
 一次に大學頭、七三郎俯伏し、起て本之道を退出、
 一次に豊前守中壇に上り、書を箱に入捧て御上壇に置、膝行して退きて座に歸る、
 一御近侍の人松平大藏少輔、自注、衣冠 書匣を納む、
 御左方より膝行して進みて、書匣を取て御帳臺に納む、
 一老中相模守中壇に上り、仰を承て下りて下壇上より三疊目、東より二疊目、東の端に着座、對馬守を召て三使に御盃可被下旨を傳ふ、

對馬守下壇上より五疊目、東之端の出座俯伏して承之、
對馬守承之、東壇之外より出、對馬守中門廊之座に着、

引禮高家之上南に東面す、

上上官に會釋して仰之旨通之、三使御禮申上之、

一次に對馬守三使、出雲、隱岐に會釋して起て先御前へ出、下より五疊目、東より一疊目に着、

一引禮出雲守 隱岐守、三使に會釋して御前出之、
接するに、踐好録には出雲守 隱岐守、三使を揖して起て引きて御前に進み、榻間より入て拜位に就しむとあり、

三使之跡に市右衛門、伊左衛門相從ひ、壁代之外板敷にとまると、上上官はしたかふに不及、

三使壇間より入て最初拜せし所にて拜畢て西之方下壇上より四疊目、西之方一疊へり際に着座、按ずるに、同書に正使の座は、中壇の下第四帖目、副使從事順々着座、何も東西、

一出雲守、隱岐守退て下壇より三疊目、二疊目、東之方に西面して三使に向ひて座す、御土器中條山城守、御引渡横瀬河守、御捨土器織田讚岐守、西之方兩壇之間を持出、御前へ備之如元退く、次に

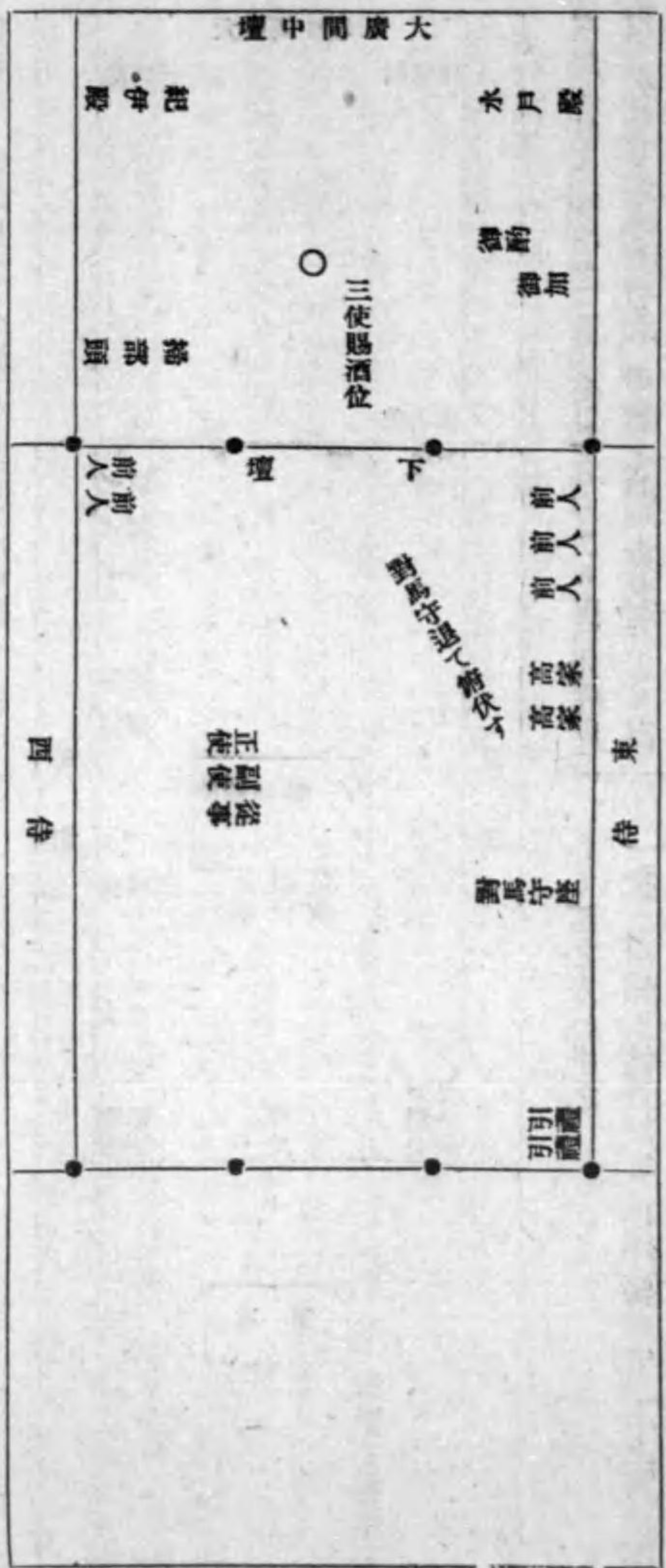
三使之引渡出之、西壇之外より持出之如元退、
正使給仕 中奥御小姓内田若狹守 副使給仕會我周防守 從事給仕安藤山城守
御給仕は板敷西之方に跪へし、三使之給仕は其跡に跪く、

御酌中條山城守 御加大友因幡守 按ずるに、踐好録に、御加長澤壹岐守とあり

兩壇之間より出る、御前へ被召上、御加其御土器、御銚子に載之、中壇中少東之方西向に御酌扣有之、時對馬守座を起て正使會釋しす、めて中壇黒縁際に跪、按ずるに、同書に中壇の敷居際を作る、正使中壇に上り膝行しす、み御盃頂戴、加無之膝行して退下りて本座に歸、對馬守少退俯伏す、

一次に副使御盃頂戴、次第同前、

一次に從事御盃頂戴、次第同前、右畢て對馬守復座、



一次に御酌、御加引之、御引渡等引之本之道を退き出る、

一次に三使渡引之、最前之道を退出、

一次に出雲、隱岐互に會釋し座を起、出て三使に會釋し導て拜禮之席に至らしむ、三使拜して兩壇之間より、出雲、隱岐三使之案内して中門廊座に着しむ、市右衛門、伊左衛門三使之跡にしたかふ、

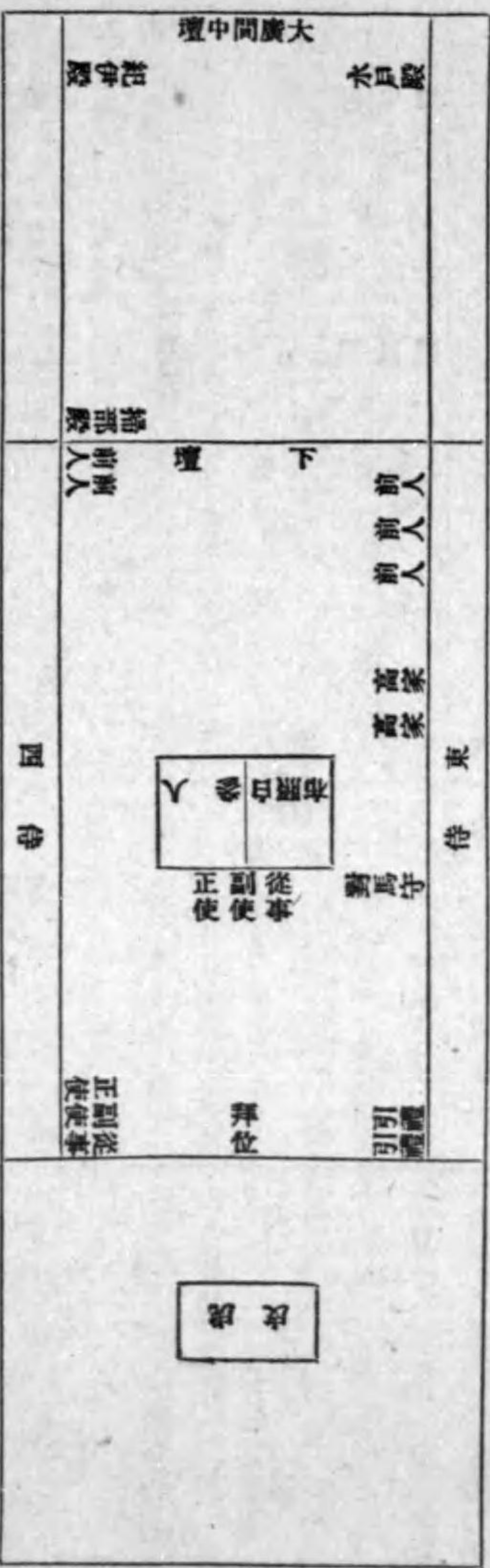
一相模守中壇に上り、仰を承りて下りて、下壇上より三疊目にて、最前のごとく對馬守を召て、三使自分御禮之儀、從者御目見、被仰付旨達之、對馬守承之、東壇之外より出中門廊に相越、上上官を以三使に傳ふ儀、前のごとくにして御前之座歸り着、

一次に三使之獻上物出之、
獻上物兼て中門廊西之縁に毛氈敷之、其上並置、

進物番持出て東楹之外より下壇下よりの四疊目並置、虎皮は板線兩楹之間に當り置之、但皮之首の方を持者之右之方にすへし、進物番西之方退、一此間從者御目見出る者は寄置、御目付對馬守家老下知之、

一次に引禮出雲、隱岐三使會釋して御前に出て、東楹之外より三使之左右に並入、三使獻上物之前にて四拜す、此時出雲、隱岐左右にわかれ跪く、市右

衛門、伊左衛門三使之跡にしたかひ、壁代之外左右止り立、三使下壇に入るを見て中門廊本之座に歸る、
一次に出雲、隱岐三使に會釋し西之方東西に座せしむ、出雲、隱岐は東之方西面して並座、正使は下より五疊目、西より一疊目の正中、副使從事は次第の如く南して座す、



一三使の獻上物引之、進物番西之方より出、先虎皮を引、次に下壇進物引之、兩楹之間少東之方より出

して西之方引之、
一次に引禮三浦壹岐守、松平備前守、上上官を案内

して東楹之外より入、上上官下より一疊目にて拜、此時壹岐、備前左右にわかれて跪く、市右衛門、伊左衛門上上官之跡に従、壁代之外左右に止り座して、三使上上官拜畢て異位重行にして退出、跡に従御玄關階上にて止事、入時之如し、
一次に壹岐、備前上上官導き出て、壁代之外に北面して立しめ、壹岐、備前左右にわかれ立、上官已下從者之出座拜する儀を下知せしむ、
一御車寄之唐戸を開き、上官等殿上間次より御書院番所之落線通り、唐戸より入拜し畢て出、唐戸は如式たつへし、唐戸開きたつる事小十人四人、内外二人立役之、按するに、踐好録には小十人組素襖袴を着せあり、
一次に引禮松平宮内少輔、森川出羽守、自注、もと衣冠下裳帶劔、
上官を導て東西之楹之外より内に入て跪、上官等は板敷にて拜し退、西を上とす、上官等四度程に出すへし、その後奏者番導て出、入らるゝに不及、按するに、同書に其たひく、に引禮引て入、御前に跪て有へ引て出るに及はずあり、是に似たり、
市右衛門、伊左衛門替々上官の先に立板線に可出之、
一上官等拜畢て、宮内少輔、出羽守座を立、板敷南

之敷居際に東西に別れ對し跪、
一次に御目付天野彌五右衛門、大岡忠右衛門、自注、もと假六位、衣冠下裳帶劔、次官小童等導之、落線に進み忠右衛門先に立彌五右衛門は跡に附出之、西を上とし拜して退しむ、
一次に引禮御徒頭長谷川半四郎、河原與右衛門、自注、もと衣冠同上、中官を導き、庭上舞臺の前に左右に別れ立、腰をかゝむ、中官西を上とし二三度に出拜して退、中門を開せ中官の族出入之、
一宮内少輔、出羽守俯伏して退、
此間右京亮、彈正少弼、丹波守、源右衛門、半左衛門等對馬守家來下知して、三使從者を催して退出之用意せしむ、
一引禮壹岐守、備前守上上官を導き御前へ出、板敷西上北面して立しむ、
上座之上上官東楹迄罷出へし、
一次に相模守中壇に上り、膝行し進出仰を承、膝行し退下り仰を傳へ座す、
下壇上より三疊目、東之方より二疊目東之端、對馬守を召、對馬守進みて跪、相模守朝鮮國之安否

を御尋有之由傳ふ、對馬守承、少退西面して座、
 下壇上より五疊目、東之方より二疊目東之端、
 一次に壹岐守、備前守 上上官を導き東楹之外より
 入て拜位に着しめ、左右に別れ對し跪、上上官拜位
 に就て俯伏す、

一次に對馬守上上官に會釋す、壹岐守、備前守上上
 官を導きて、對馬守は座に着しめて退き、西楹之外
 より並ひ出て板敷之上に東面し並ひ座す、少しく
 北に向、

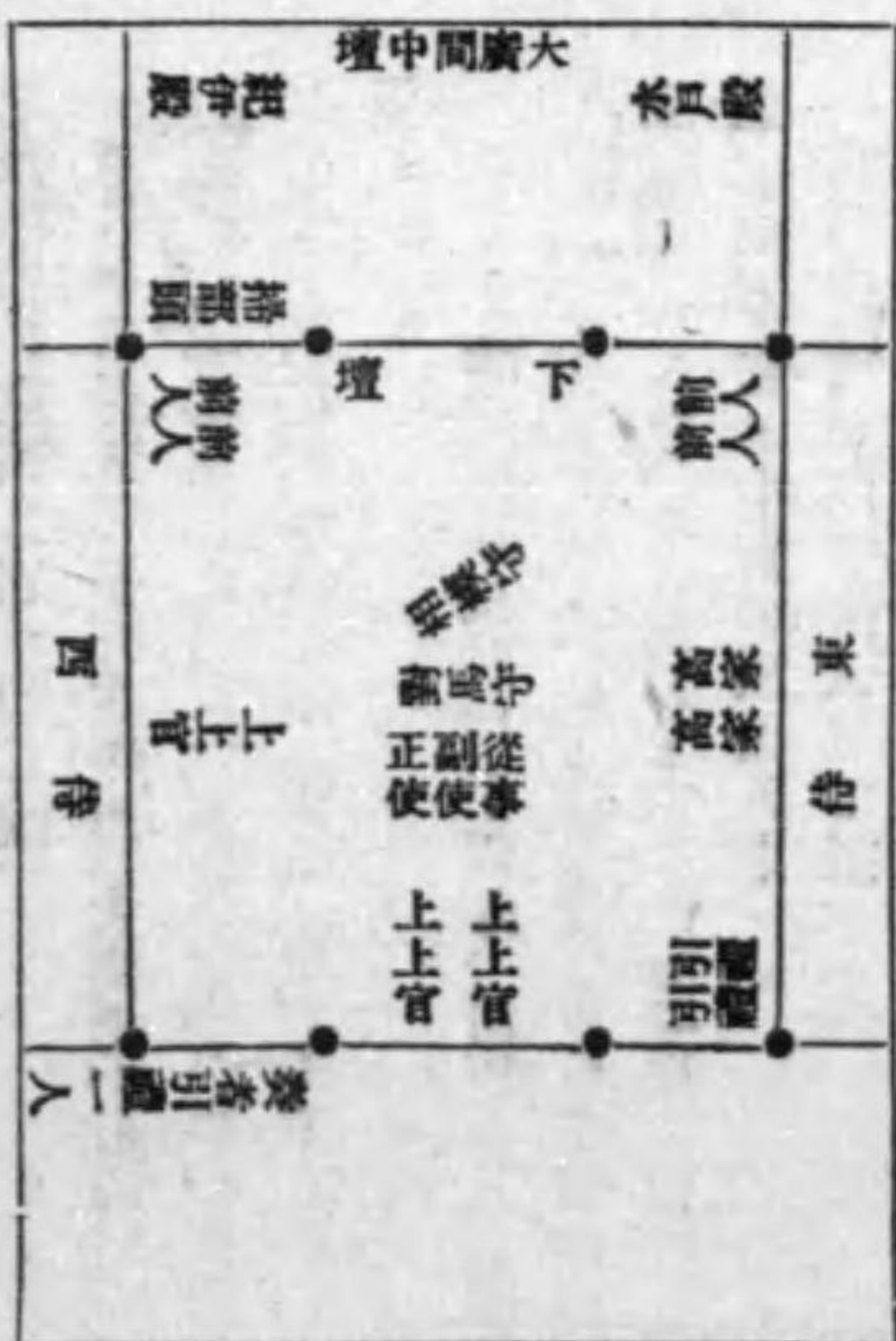
一對馬守三使に尋仰らる、旨有由達之、上上官俯
 伏して承り、三人同く西之方三使之座に着、仰之旨
 有を通し、上上官は下壇一疊目を復座、

一出雲守、隱岐守起て三使を導き拜位に着しめて、
 出雲守、隱岐守座に歸り並居、

一壹岐守西楹之外より入て、上上官之西上之者一人
 を會釋し導き、正使之西より進しめ東面して跪し
 び、壹岐守は本座に歸る、

一對馬守上上官に會釋して進しめて仰の旨を傳、
 上上官膝行俯伏し承、膝行し退、正使等に仰の旨を
 通す、三使座を起拜し俯伏し御返答申上之、上上官

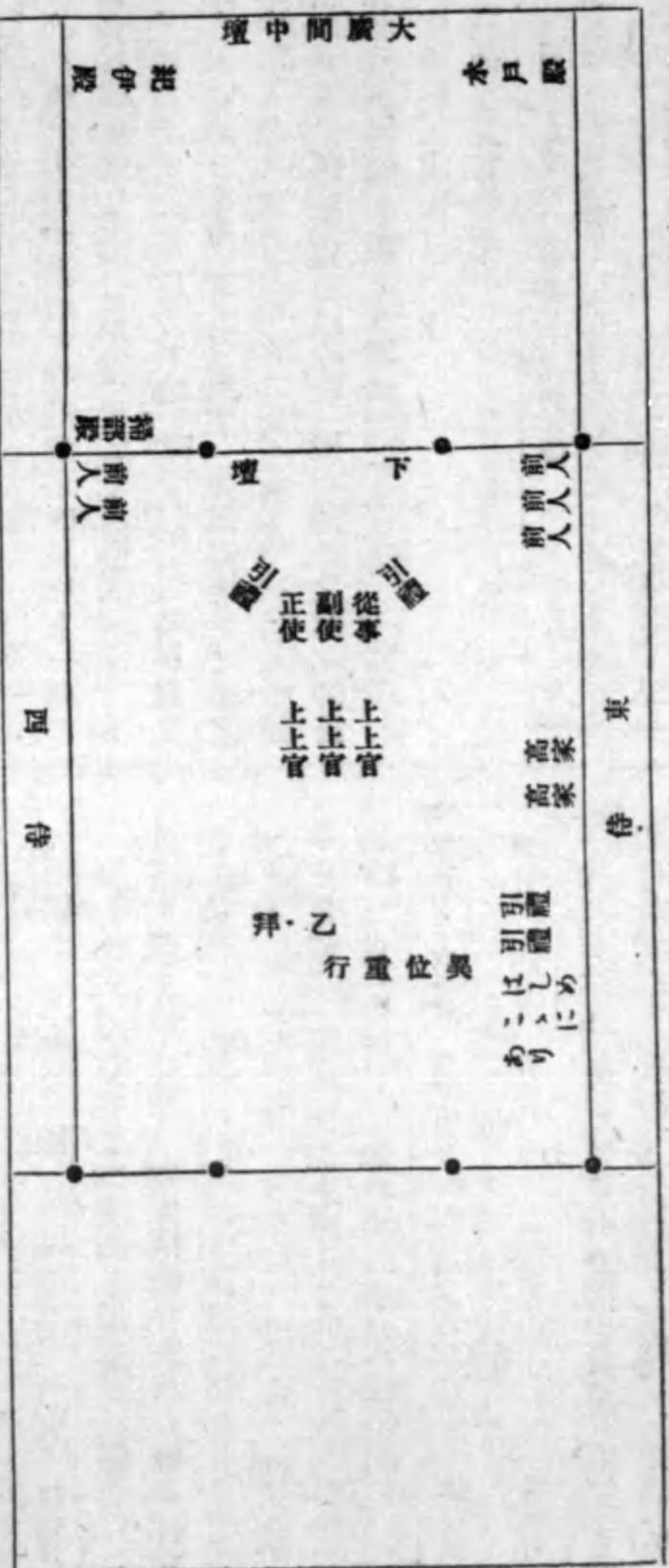
其段對馬守に通之、如前して退き跪く、對馬守膝行
 し進、相模守に對し三使奉答御返答を申上、
 一次に相模守後命を傳ふ、使者の勞を慰めらる、
 由、對馬守の申傳、對馬守承りて仰を傳ふ事如前、
 三使俯伏して御返答申上、此度は拜するに不及、上
 上官三使の御返答を對馬守に通する儀如前、
 對馬守、相模守の申上事如前舉て本座に歸る、次に
 上上官拜位に歸る、按ずるに、幾好録本位
 一相模守三使之返答を申上座に歸る事、仰を承る
 時の如し、



一次に對馬守御禮して起て先出、
 一出雲守、隱岐守三使に會釋し、起て拜せしむ、
 一三使上上官拜し畢て、東楹之外より出三使先出、
 上上官は跡より退く、

從事 上上官
 副使 上上官
 正使 上上官

如是出、是異位重行なり、



一次に高家豐前守座を起て下壇之中に進み跪き、
 禮畢る之由申て本座に歸、豐前守、能登守互に會釋
 して東楹之外より東之方に出、

一水戸殿、紀伊殿其座を起て中壇にて御禮有て退
 去、此節月番之老中御取合申上之、
 一次に掃部頭中壇にて御禮して下壇西之方着座、

掃部頭御禮之間に左右之老中座を下にうつす、一次に表向四品以上之面々一列に御前へ出御禮、月番之老中御取合申上し、また此間に東方の大名と撤す、童坊是を役す記せり、

一次に西之方松平讀岐守并詰衆之四品以上一列に御前に出御禮、高家は不及出座残り罷在、一次に東之方之老中二人、按ずるに、同書に加座を起て東之御襖障子之際對して座す、次掃部頭西之方之老中二人起て東之方南北に對し座す、次に老中御襖開之下壇出御、東向に立御、殿中伺候之面々御目見相濟、御襖障子開之入御、按ずるに、御日記に信使御禮、未刻相濟而入御あり、一殿中庭上護衛皆退出、一三使上上官等退出、

引禮	高家	引禮	奏者番	御目付一人
對馬守	三使	上上官三員		
引禮	高家	引禮	奏者番	御目付一人

右京亮、彈正少弼、丹波守、石見守、中門廊之座を起て御車寄唐戸之邊迄出向、一次に出雲守、隱岐守左右にわかれ立、對馬守、出雲守、隱岐守會釋、出雲守三使に會釋して止る、壹

岐守備前守、上上官會釋して止る、

舟目録	舟目録	舟目録	舟目録
三見守	三見守	三見守	三見守
寺社奉行	寺社奉行	寺社奉行	寺社奉行
大目付	大目付	大目付	大目付
御目付	御目付	御目付	御目付

一修理大夫、伊豆守先御玄關を出東西に對し立、從者等拜畢て段々出て、御玄關前に左右にわかれ立、源右衛門、半左衛門、對馬守家來に指圖して、下知せしむ、

一三使殿上之間次之間之縁至る時、兩長老出向、對馬守三使に會釋して並ひ出る事、入時の如し、

御目付	大目付	寺社奉行	三館伴	御目付
御目付	大目付	寺社奉行	三館伴	御目付
御目付	大目付	寺社奉行	三館伴	御目付
御目付	大目付	寺社奉行	三館伴	御目付

一次に右京亮、彈正少弼、御玄關之板敷に至りて左右にわかれて、對馬守正使等を會釋して止る、平八郎、五郎兵衛同く止る、一次に丹波守、石見守、御玄關之階下に至りて互に會釋して、石見守は御式臺に止る、東方に立へし、一次に修理大夫、伊豆守三使を導き出る事入時の

如し、

御目付	御馳走人	三館伴	對州家老
大目付	御馳走人	三館伴	對州家老
御目付	御馳走人	三館伴	對州家老

一次に三使中之御門を出る時、丹波守、修理大夫、伊豆守、對馬守、兩長老門外に相送る事、入時出向の如し、

一四之間西之襖障子を後にして、大御番百人勤仕、自注、素袍、

一御書院番所兩組宛、本番共三組勤仕、自注、素袍、

一今度朝鮮書簡杯の事共新井氏の承り、林家は無其儀、七三郎殿、百介殿書簡を讀被申役人也、六位の衣冠を用、

一林祭酒韓より來候書翰讀被申候時分、高聲に讀申候、何れも感申候、中村氏筆記抄、

正徳元年
一十一月朔日、朝鮮人登城御禮相濟、殿中衣冠布衣素袍、此日本加二丸御番明ヶ六時交代、本加番鬨斗目上下也、二丸御番は常服也、

一同日中官之引禮、

御徒頭	長谷川半四郎	同	江原與右衛門	同代り菅
沼圖書				
右六位衣冠帶劔	朝五時前揃	朝鮮人御禮御規式		
相濟	御徒方萬年記、			

通航一覽卷之八十一終

通航一覽卷之八十二

朝鮮國部五十八

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 正徳度

正徳元辛卯年十一月三日、朝鮮の信使御饗應のため營中に召させらる、聘禮ありしは、己中刻、文昭院殿まつ大廣間に出御ありて、三使及び上上官拜謁す、この官以下拜禮なし○前卷併せ見るべし

正徳元辛卯年十一月三日

朝鮮人登城舞樂被仰付候節之書方

一水戸殿、紀伊殿并國持等並外様、萬石以上之面、登城無之

一松之間、二之間、三之間詰衆、并布衣以上之御役人伺公、

一營中伺公之面々、御白書院柳之間等之座に著、御白書院御普代衆高家衆詰衆并侍從以上壹席、四品壹席、柳之間芙蓉之間御役人番頭物頭布衣以上、

一大御番出入百人、四之間に勤仕、素袍、
一今日殿中伺公之面々狩衣素袍着之、御書付寫○按するに、柳營日次

記に載する衣服制限關に、御禮代衆五時登城見えたり、

正徳元年十一月三日

賜享登城行紀、按するに、この月朔日聘禮

旅館を發して門外より西に行き、廣徳寺前を経て東叡山の麓を右にめぐり、二王門の前より南行し、井上筑後守屋鋪の圖によるに、正徳三年分見江戸大繪前を過て本多信濃守屋鋪の前を經、筋違橋の御門に入、松平伊豆守太田備中守屋敷の間を過松平對馬守屋敷前を西に折れて行き、戸田周防守宅前より、按するに、同中守は今の青山下野守屋敷、對馬守は今の屋敷なり、周防守前卷には外記あり、餘は前卷に辨す、南に至り、神田橋御門に入て大手に至る、踐好録、

正徳元年十一月三日朝鮮人登城、人拂

久世大和守殿前より、常盤橋御門

本多久五郎組共

之内より、錢瓶橋龍口橋まで、

三宅 大學組共

近藤宮内前より神田

新庄 伊織組共

橋内外護持院邊迄、

代り 土 岐 内 記

筋違橋内外昌平橋内

外稻葉丹波守前迄、

右巽斗目上下に而、明六時場所揃、御徒方萬年記、

正徳元年十一月三日、二日目登城之節固、

一筋違橋御門は 當番より固

一神田橋御門は 右同斷

一同所御用屋敷 非番より固按するに、こは神田御殿の部なり、

一同所外植村土佐守屋敷脇按するに、前圖によるに、土佐守は今の本多伊豫守屋敷なり、御堀端迄立切、同所非番より固、

一信使本願寺より寺町通、廣徳寺前、上野二王門

前、廣小路通、石川右之助、小笠原右近將監、安藤

右京亮、本多信濃守屋鋪前より筋違御門へ入、松平

伊豆守、戸田外記屋敷前通神田橋御門へ入、松平甲

斐守屋敷按するに、同圖によるに、甲斐守前より酒井雅樂

頭屋敷脇大手門より登城、此時旗持并樂人等相留、

上官已下皆下馬、對馬守役人令差引、

但本願寺近邊より御徒町并寺町十町餘之處、辻

固として松平伊賀守、酒井左衛門尉、松平中務大

輔、池田内匠頭人數勤之、其外屋敷前道筋面々警

固出之、

一上上官三人、百人組張番所之際にて下乘、

一三使百人組之御門に入、此時對馬守自注、兩長老、

大目付仙石丹波守自注、狩衣、御馳走人酒井修理大夫、

自注、真田伊豆守狩衣、中之御門之外へ出向、左右に

分れ立、

但對馬守、兩長老は石垣に附て東面、修理大夫、

伊豆守は南之方に北面に立、

一御目付堀田源右衛門、長崎半左衛門自注、こは、御假六位、狩衣、門之内左右に立、

一三使百人組御番所前にて下與、

一丹波守は、修理大夫、伊豆守に會釋して先御門に

入、修理大夫、伊豆守相互に會釋して御門に入、

一三使進みて御門に至る時、對馬守兩長老三使に

會釋して相並て御門に入、

但御門之出入する時惣て會釋如此、

一源右衛門、半左衛門二行、丹波守一行、修理大夫、

伊豆守二行に、先立ち、庭道をあゆみ、次に左之方に

三使、右之方に對馬守兩長老相並、

但左正使右對馬守、左副使右長老、左從事右長

老、相並、

一從者は對馬守、役人自注、假御門外に有之て、三使

之與可置所并下官之輩を差引、

一三使御玄關前御門に至る時、對馬守兩長老、三使

に會釋して御門に入、相並如前、

一源右衛門、半左衛門御立關前之外に至て左右に別れ對し立、修理大夫、伊豆守東之方に並立、
 一三使御立關前御門に入時、寺社奉行安藤右京亮、本多彈正少弼、御目付伊勢平八郎、丸毛五郎兵衛假六位裝束、御立關板敷に各對して立、御徒番所之前右京亮、彈正少弼西より第三間南北に別れ立、平八郎、五郎兵衛は西より第二間南北に別れたつ、
 一三使御立關に近付て、源右衛門、半左衛門、丹波守は會釋して丹波守御立關へ上る、
 一對馬守兩長老、三使へ會釋して並ひ入る、修理大夫、伊豆守者右東之方なり、上上官は左西方なり、
 一三使御立關之階を上りて、源右衛門半左衛門相互に會釋して御立關に入、上官以下は御立關前にて、對馬守役人令差圖、
 一對馬守正使に會釋して下段へ入、兩長老は副使從事に會釋して入座に付、三使者御障子之方、對馬守、兩長老は御襖障子之方に相向て並、
 一右京亮、彈正少弼、上上官三人に會釋して殿上之間に入りて座に着、上上官西之方上段にむかひて

ならひ坐せしむ、
 一上上官以下之役者座に付時、冠官以上は殿上次之間、次官小童は次之間南之御縁に座す、對馬守家老役人等殿上次之間并御立關前に有之て令差圖、
 一修理大夫、伊豆守、源右衛門、半左衛門は殿上次之間西之縁に東向に座す、是者對馬守家來用事有之は沙汰可仕ためなり、此外寺社奉行大目付殿内に入、
 一三使近時、右京亮、彈正少弼、三使并對馬守會釋して二行に先へ立、上上官以下從者したかひ入、但先へ平八郎、五郎兵衛二行、左に三使右に對馬守兩長老、左に上上官、右に修理大夫、伊豆守、次御目付平岡市右衛門、村瀬伊左衛門假六位、侍衣、二行、次に上官已下從者、
 一三使殿上次之間に到る時、平八郎、五郎兵衛者殿上次之間、西之第二第三之柱の間より西之縁に出、東向に並ひ立、丹波守も此所に留る、
 一右京亮、彈正少弼は殿上間南之縁にて立と、まゝり、三使并對馬守會釋し案内して内へ、右京亮、彈正少弼者外に左右にわかれたり、三使等内へ入時、

會釋有之殿内へ入、

一御前護衛は、板縁下段之西之方、若年寄久世大和守、其次に御書院番頭松平壹岐守、御小姓組番頭鈴木能登守、東之方に、若年寄鳥居伊賀守、其次に御書院番頭三浦肥後守、御小姓組番頭松平伊勢守、東西列居之面々簾之外に圓座三つ宛敷座す、
 一階下護衛には不及、
 一御前并殿中伺公之面々相揃、西縁類に松平讀岐守、詰衆之四品以上、東西列居、下段御襖ははづし松之間第二之柱に御襖立、上に壁代懸之、御縁之方には御簾懸之卷上、其内に御譜代衆、奏者番、列居、二之間、三之間、四之間東南に簾懸之卷上、詰衆、五位之面々、法印法眼之外布衣以上之面々列居、南向、
 一 大廣間出御、御先立、御太刀、御劔、御厚疊貳枚敷之、御大茵、御小茵赤地錦之縁重而敷之、小葵白綾之口、御着座、梨地御刀掛置之、御

太刀之役、御後座、御劔之役間部越前守、多中務大輔、御側高家衆、御小姓衆、御側御用人、御納戸衆、御納戸構に相詰、
 一御上段之前帽額、中奥御小姓内田若狭守、曾我周防守、西之板敷より出、兩楹之外より並入、中段より上り御帷、中段より出、兩楹之外より並入、中段より上り御帷、
 一 中下段より二疊目、
 一 一老中、西之板敷より、西之楹之外より一人宛順々出座、下段にて御禮申上之、
 一 高家品川豊前守、織田能登守東楹之外より出座、東の方老中の下に居、但不及御禮、
 一 兩長老は殿上間座定而後、座起御車寄之邊に伺

公、下段壹疊目にて拜し退去、次に集長老出座、奏者番松平備前守自注、披露、板縁御敷居際にて拜し退去、畢て兩長老殿上間の復座、

對馬守の、出御被遊段兩長老申聞、

一 信使上上官を召、豐前守の信使上上官召候旨、相模守按するに、老中申渡之、元之座に歸る、大目付仙石丹波守、松平石見守則殿上間の罷越、對馬守の罷出旨申達、出御書院番南之縁に南北に對して立、一 對馬守、上上官に會釋して、三使上上官御前に拜すへきよしを、三使に達之、

一 對馬守、兩長老、三使に會釋し、三使殿上間を出上上官したかふ、修理大夫、伊豆守、平八郎、五郎兵衛は次之間西之縁に留る、其向の市右衛門、伊左衛門は上上官之跡にしたかふ、

一 丹波守、石見守並ひ先達て御書院番所南之縁を通る時、右京亮、彈正少弼御書院番所西南之隅之柱之邊左右に出向、對馬守に會釋して先達而大廣間東之板敷に入、三使御車寄唐戸之邊に來る時、高家大澤出雲守、蒔田隱岐守自注、各唐戸之通に立向、丹波守、石見守、右京亮、彈正少弼左右に別れ立、出雲

守、隱岐守、對馬守禮して進ましむ、市右衛門、伊左衛門は壁代之外にと、まる、

一 對馬守東櫓之外より御前の罷出、東之方より三疊目着座、

一出雲守、隱岐守三使に會釋して御前の出て、東櫓之外より三使左右に並入、上上官拜之時、出雲守、隱岐守左右にわかれ跪く、

但三使上上官一同に出席、自注、三使は下より三疊目、上上官は下より一疊目、

從事 正使上上官 副使上上官 異位重行也、

一出雲守、隱岐守、三使會釋し西之方東西に座せしむ、出雲守、隱岐守者東之方西面して並座す、自注、正使は下より三疊目、副使は下より一疊目、

一 三浦壹岐守壁代之外に伺公して、三使上上官拜して俯伏す、出雲守、隱岐守左右に跪くを見て、板椽西方に東面少しく北に向ふ、

一 御目付鈴木飛騨守自注、鈴木伊兵衛自注、假六河野勘右衛門自注、大久保甚右衛門自注、御座敷向御用等之儀勤之、但勘右衛門、甚右衛門今日者上官以下小

童之引禮勤之、

一大廣間四之間西襖障子を後にして、大番百人勤仕、自注、

一 御書院番所兩一組宛、本番共に三組勤仕、自注、

一 御徒之者、麻上下髪斗目着、

一所々勤番、

御立關東脇

虎革投鞘之御鎗五十本御鎗奉行土屋市之丞

中之御門之外

御持弓頭中坊長左衛門按す、御日記に、御中門外と記すを是とす、

御臺所口

御鐵砲頭大井新右衛門

御弓頭山崎四郎左衛門

御鐵砲頭酒井四九郎

臺部屋口

御鐵砲頭前島太郎左衛門

大手御門

本番加番共

百人組頭齋藤帶刀

百人組頭堀田孫太郎

下馬前

御鐵砲頭逸見八左衛門

御普請場東之方

御鐵砲頭松田善右衛門按す、以上にも、假六位衣冠下帯銀と自注せり、御普請場あるに、は今の小普請方定小屋なるへし、また按するに、この勤番の輩初日登城の時と全く同じ、ふしんさいふへし、

一 水戸殿は紅葉山下御門、紀伊國殿は坂下御門より登城、退去も同前、手廻之者并乗物は二丸銅御門之内に入置之、其外人馬紅葉山下矢來御門坂下御門に溜置之、按するに、前注に水戸殿、紀伊國殿なしとあれは誤りなるへし、但し初度の事と混同せしにや、

一出仕之面々登城之時は、大手櫻田兩所より罷出、退出之節は櫻田御門之方計相通る、

一 表向諸役人御番衆登城退出共、坂下御門相通る、一出仕之面々供廻り和田倉御門之内馬場之内外に拂之、居餘る分者御用屋敷折廻し迄指置之、按するに、正徳三年分間江戸大繪圖によるに、同前御用屋敷二所あり、一は今の松平下總守屋敷、一者今の松平肥後守向屋敷なり、今この文面によれば下總守屋敷の乗物は櫻田外腰掛に置之、

但對馬守御馳走人之乗物は、櫻田御兩所之際に置之、

一 御立關前腰掛置板之上に薄縁敷之中官置之、對馬守家來附罷有、

一大手腰掛向通は不殘下官共差置之、

一同所南之方腰掛并御疊小屋新御門とつなき迄は、對馬守御馳走人之人馬置之、

一出仕之面々供之者、蓮池馬場之邊、差引は蓮池御門當之御先手與力同心勤之、

一 喰違御門は與力同心、出人にて固之、
 一 御玄關前二丸御門外大手下馬にも、對馬守家來役人共差置之、
 一 殿上間前拭板邊に對馬守家來差置、此外御座敷向被朝鮮人相越候席者、右家來差添遣之、
 但御用懸り之面々令差圖之、琉韓紀事
 この日午刻また白書院に出御ありて、信使等に舞樂を觀せしめたまふ、

正徳元年十一月三日

一 相模守下段より三疊目東の方より二疊目東之端に着座、對馬守を召て三使の御饗應且舞樂見物被仰付旨傳之、對馬守承之少し退き西南面して座す、
下段上より五疊目東の方より二疊目東之端、按ず、前條は三使上上官、調の事を記せり。
 一 壹岐守西楹之外より入て、上上官之西上之者一人を會釋し、誘引して正使之西より進ましめ、東面して跪く、壹岐守は本座に歸る、
 一 對馬守上上官に會釋し進ましめて、仰之旨を傳ふ、上上官膝行俯伏して承り、膝退して正使等に仰之旨を通す、三使座を起拜し俯伏して御禮申上之、

上上官其段、對馬守へ達し前之如くして退き跪、對馬守膝行して進み相模守に對し三使申上る御返答申上之、畢而本座に歸る、次に上上官拜位に歸る、
 但今日は相模守御前の伺公して上意を承り、重て罷出、三使御禮申上段、言上にも不及、
 一 對馬守御禮して起、まつ出、
 一出雲守、隱岐守、三使に會釋して起て拜せしむ、
 一 三使上上官拜し畢而東楹之外より、三使先立、上上官者跡より退く、異位重行、
 但今日は上上官之誘引奏者番勤に不及、高家令差引、三使一同に依罷出也、
 一 三使殿上間復座、
 右京亮、彈正少弼、丹波守、石見守等御車寄唐戸之邊迄出向、出雲守、隱岐守左右にわかれ立、對馬守は出雲守、隱岐守に會釋しと、まる、入御、
 一 營中伺公之面々、御書院、柳間等之席に着、
 一 御白書院御次御譜代衆、高家衆、詰衆並、自注、各但侍從以上一席、四品一席、柳之間芙蓉間御役人、番頭、物頭、法印、法眼其外布衣以上之面々列座、
 一 丹波守、石見守殿上間相越、對馬守に會釋し、

三使を始其外樂見物之席に入へきよしを達、御書院番所南之縁に南北に向ひ立、
 一 右京亮、彈正少弼、御書院番所西南之隅之柱之邊に出向、對馬守に會釋し大廣間東之板敷に入、市右衛門、伊左衛門、上上官之跡にしたかふ、
 一 三使、對馬守、兩長老、上上官ゆりの杉戸之邊に至る時、出雲守、隱岐守杉戸之内に左右にわかれ立向ふ、杉戸之外より丹波守、石見守、右京亮、彈正少弼左右にむかひ立、出雲守隱岐守、對馬守に會釋して進ましめ、松之廊下之北櫻之間見物之席に着す、市右衛門、伊左衛門壽老人之杉戸東之方にと、まりたつ、
 一 御目付河野勘右衛門、大久保甚右衛門自注、各假官以下小童等案内してゆりの杉戸之邊に来る時、奏者番松平宮内少輔、森川出羽守自注、各出向、松之廊下北之方より順々見物之席に入、對馬守家老役人少々兩長老之伴僧等したかひ入、
 一 松之間廊下南之方より、大廣間之方へ出る廊下壽老人之杉戸西之方に兩番より出人五十人自注、勤仕、番頭、自注、組頭、自注、相添、

一 見物之席何も着畢而市右衛門、伊左衛門壽老人之杉戸閉之、
 一 御白書院出御、御小直衣、御先立、御太刀、御劔、按ずるに、御日記に午刻重、御上座御書院出御、さあり、下段御着座、御上座御書院出御、さあり、下段御着座、梨地御刀掛置之、御後座、御太刀、役御劔之役、間部越前守、本多中務大輔、自注、御側衆、同上、御小姓衆、同上、西之御縁類に相詰、
 一下段に御簾懸之、御小姓衆役之、同所南之御縁類にも御簾懸之卷上之、
 一出御以前、井伊掃部頭、松平讃岐守、老中若年寄中、自注、東之御縁類に順々着座、
 但御前之方衝立を以仕切、
 舞樂始
 振鈴三節 正四位下因幡守太秦兼佐、從四位下伯耆守伯近家
 三臺鹽 正五位下豐前守伯近任、從五位下左近衛將監伯近貞、從五位上木工權頭伯近業、從五位上左近衛將監伯近倫、從四位下伯耆守伯近家、從五位下右近衛將曹伯近宣、
 長保樂 正四位下因幡守太秦兼佐、正五位下河内

守多忠普、正五位下内匠頭太秦兼陳、從四位下飛驒守太秦廣貫、正四位下駿河守太秦廣國、從五位下左兵衛大尉太秦兼秀、
 央宮樂 正五位下豐前守伯近任、從四位下伯耆守伯近家、從五位上左近衛將監伯近倫、從五位上木工權頭伯近業、
 仁和樂 從四位下長門守太秦兼治、從四位下大隅守太秦廣房、從五位下左兵衛大尉太秦兼秀、從五位下右衛門大尉太秦廣經、
 太平樂 從五位下左近衛將監伯近真、從五位下右近衛將監伯近宣、從五位下左近衛將監伯近清、從五位下左近衛將監伯近光、
 古鳥蘇 正四位下因幡守太秦兼佐、正四位下駿河守太秦廣國、從四位下飛驒守太秦廣國、正五位下内匠頭太秦兼陳、
 甘州 從五位上木工權頭伯近業、從五位下左近衛將曹伯近清、從五位上左近衛將監伯近倫、從五位下右近衛將曹伯近宣、正五位下豐前守伯近任、從五位下左近衛將監伯近光、
 林歌 從四位下長門守太秦兼治、從四位下大隅守

太秦廣房、從五位下左兵衛太尉太秦兼秀、從五位下右衛門大尉太秦廣經、
 陸王 從四位下伯耆守伯近家、
 納曾利 正四位下因幡守太秦兼佐、正四位下駿河守太秦廣國、
 退去 長慶子
 左方管方
 笙 從四位下筑後守豐原榮秋、正五位下左兵衛大尉豐原庸秋、從五位下右兵衛大尉大神晴起、從五位下左衛門大尉豐原生秋、正五位下佐渡守豐原數秋 音頭從五位上相模守伯友直、從五位下右近衛將曹多忠明、從五位下右近衛將監豐原太秋、
 篳篥 音頭從四位上伊豫守伯近茂、正五位下信濃守安部季逸、從四位下上總介多忠武、
 笛 音頭正四位下讚岐守藤原葛光、從五位下右近衛將監多忠恒、正六位下左兵衛少尉豐原倫秋、正五位下主膳正大神景豐、從五位下左近衛將監藤原葛伴、
 鞀鼓 正四位下但馬守大神景刺、
 大鼓 正五位下周防守伯近量、

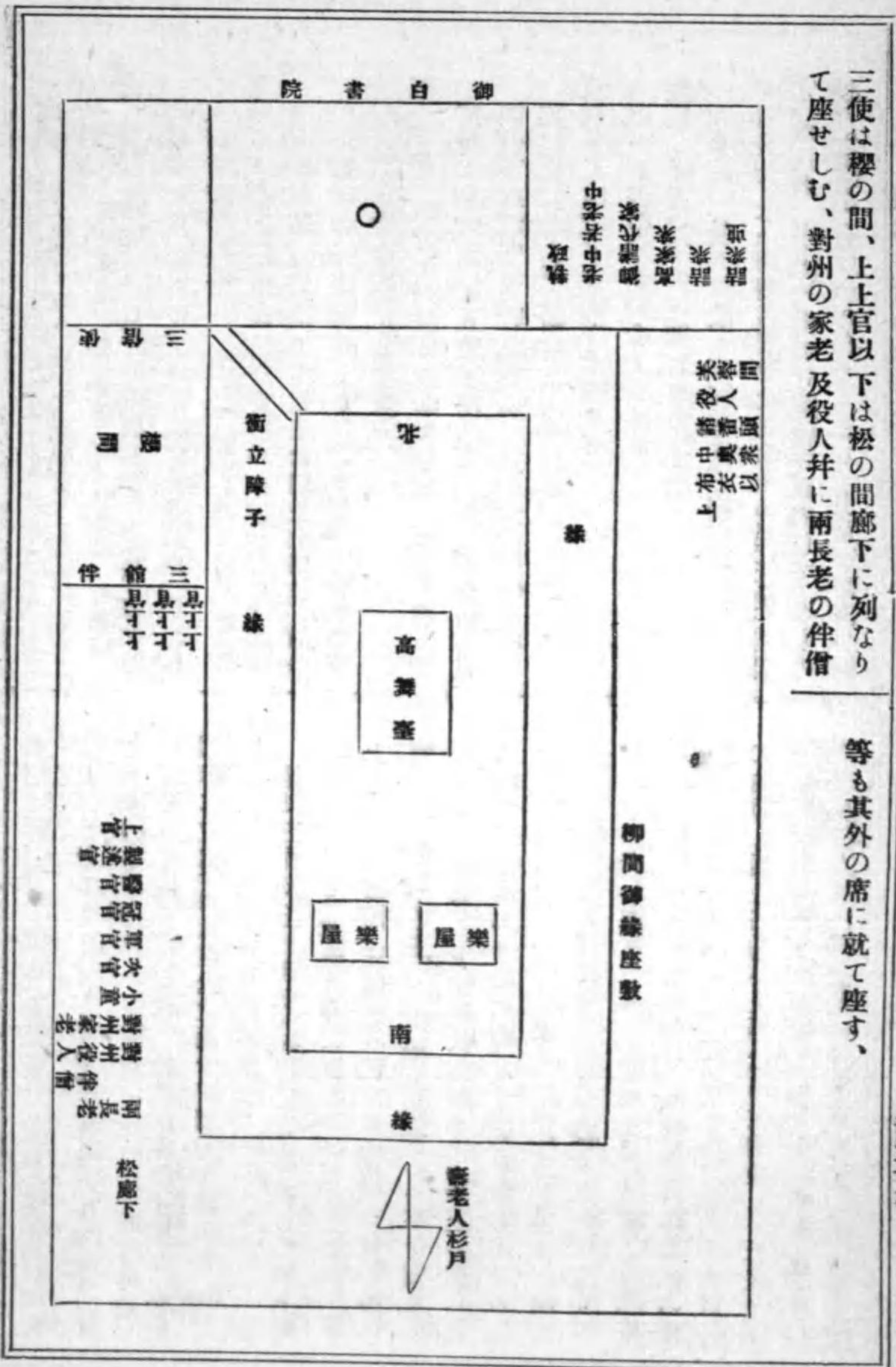
鉦鼓 正六位下采女佐大神行厚
 右方管方

笙 音頭正四位下右見守太秦廣爲、正五位下左近衛將監多忠昆、從四位下木工大允太秦廣則、從五位上備前守多忠厚、
 篳篥 音頭從四位下淡路守安部季永、正五位下出羽守太秦兼當、從五位下右兵衛大尉安部季矩、從四位下攝津守太秦兼棟、從五位下式部少丞安部季忠、從五位下采女正太秦兼方、
 笛 音頭從四位下丹波守太秦兼伯、從五位下左近衛將曹太秦兼太、從五位下左兵衛大尉太秦昌喜、從四位下近江守大神景村、從五位上大膳亮太秦昌英、正六位下左近衛將監太秦昌春、
 三鼓 正四位下筑後守太秦兼伴、
 大鼓 從四位下常陸介太秦廣成、
 鉦鼓 從五位下右近衛將曹多忠友、
 一右畢而三使其外殿上之間退座、此節上官以下從者等先出して、御書院番所之邊に至る時、三使、對馬守、兩長老、上官、出雲守隱岐守案内して、ゆりの杉戸之際左右にわかれと、まる、上官等宮内少輔

出羽守誘引して出也、寺社奉行、大目付等百合の杉戸之邊迄出向ひ左右にわかれ、對馬守に會釋し先達而殿上間に到る、
 一三使其外殿上之間退座、此時御襖障子開之、御敷居際に立御、御次伺公之面々御目見相濟入御、
 正徳元年十一月三日、賜享儀畧、
 是日三使及上官以下旅館より登城して殿上間に至るまで、其儀目見に同じ、
 上大廣間に出御、三使進み拜する次第、目見の儀に同じ、三使及上官に舞樂を觀せしめ享を賜るの旨あり、三使及上官俯伏し承りて、殿上間に退き出つ、(是時奏者の引禮、上官を指し引するに及はず、高家の引禮、三使と一同に是を勤む)既にして大目付二人丹波守、石見守殿上の間に至りて對馬守を揖し進ましめ、三使及上官以下の輩、樂場に參進すへきの由を告げ、其後御書院番所の南の縁に南北に對立す、三使及上官以下、右大目付の告げし旨を各俯伏し承はりて拜謝し、三使及上官製述官醫官冠軍官次官小童、外には對州の家老及役人并に兩長老の伴僧等、其場に進み參る、

三使は櫻の間、上上官以下は松の間廊下に列なりて座せしむ、對州の家老及役人并に兩長老の伴僧

等も其外の席に就て座す、



上御白書院に出御、執政、老中、弱老中、御譜代家、高家、詰衆、並芙蓉間役人、諸番頭、中興衆、布衣以上皆祇候す、今日尾張殿紀伊殿外様の大名出仕なし、又今日は中官等入拜せず、故に階下の護衛は設られず、御前の護衛等は進見の時の如く、前人皆勤役す、樂興る、振鉦三節、長保樂、三臺鹽、仁和樂、央宮、古鳥蘇、太平樂、林歌、甘州、納會利、陸王、退出長慶子、樂畢る、

三使及上上官、殿上間之座に復へる、上官以下同しく退き出つ、

上入御、執政、老中、有司諸衛皆退き出つ、踐好舞、正徳元年十一月三日に登城賜宴の禮あり、自注、此時相伴の例、はい、此時燕樂を賜ふ、天和の時迄は例としせしなり、此時燕樂を賜ふ、天和の時迄は例とし、猿樂ありしか、此時は雅樂にて、自注、韓客皆々感服し、へて其國に傳せりしを根める所、殊に高麗樂の日本に傳の事、鶴林唱和などに多く見ゆ、新井筑州も信使と同席して、其舞曲の問答をなす、自注、燕樂筆譜一編有、正徳元年十一月三日、舞樂此前後御慰雖有之、今度來聘に付勅許全備之式也、自注、東院紀開々委、柳營年表、鈴好官日海抄、正徳元年十一月三日

振鉦

東方開國之日、天祖象功樂舞、凡陳樂必先奏是曲振鉦讀如偃武、或曰周大武舞、君美「風瀟乎其治世之音也、正使禮樂備」又有祀享之樂耶、同上「祀享則有神樂、國風則有催馬樂、美」振鉦似是偃武、音節雍容可觀、想必用於祀享、從李邦彦、

三臺鹽

疏勤鹽曲之一也、隋唐以備燕樂者、美「何其不取韶籥而雜用外國之音耶、趙」故曰燕樂、美「何不用古樂懸耶、趙」唐宋樂懸可考而已、所謂龍鳳鼓等制即此也、其制詳見于文通考雖古書何如六經、趙「此又所以備燕樂也、美」舞人傅粉耶、同知巖尚峰「男子何用施粉爲、美」美哉其面絕白」大抵是邦人物清而麗、長保樂

長保樂

即是高麗部樂、美「貴邦猶有是舞耶、美」勝國之音今則亡矣、趙「我朝有我朝并他邦之樂、逢貴國之人則奏貴國之樂以歡之、逢唐山之人則奏唐朝之樂以慰、副使任守時、

央宮樂

本朝樂舞、美「大抵頗有古雅之調、可貴可貴、趙仁和樂

亦是高麗舞曲、美「插冠者何、趙」貂、美「俗官何亦插侍中之貂、趙」是樂出自貴邦、諸賢可知其說而已、我何知之敢問、美」

太平樂

一名小破陣樂、即是唐明皇所作、美「嘗聞貴國人士善擊刀術、幸為俺等啓請以得一觀如何、在」本邦之俗卒伍以上皆腰雙刀、戎事則又佩一刀、長短大小各適其用、若農商亦無不帶一刀者、身已佩之而、不堪運用、亦何為、又有拔刀之術、其法神機出入變動不測、隻手纔及刀頭電掣風驚、灑血吐霧、鋒刃如未始出乎室者、而跬步之間、有人既喪其元、駢肩而坐焉、是等小技人々能之、諸賢欲試觀之、則請于宗馬州可也、何必啓請、美「貴國黃倡劍戲亦如何、美」雞林兒黃昌年十四、學劍報父讐、至今有樂府、雞林人最善是舞可觀、趙」妓女輩亦能之、擲雙劍於空中、能以一手接之、趙」皇京大阪亦有此樂耶、在「天朝樂官、也世守其職、大阪及南都是舊京之地、各有樂戶、皆是歷世千有餘年而不墮厥業者、美」諸賢其不相思煙耶、美」心腸自是錦繡、豈容煙火氣點汚、趙」錦綉不染煙氣、文彩自鮮明、古色則無如之何、美」不佞元不吸煙茶、兩僚則能嗜、

趙「墨出青松煙、墨客嗜煙、豈得非其氣類耶、美」

古鳥蘇

是又高麗部舞、美「所採何物、趙」蓋是古之拂子、吾嘗得見天朝禮器圖、其中有拂子圖、即如舞人所採者、南京又有三祕庫、庫中所藏皆是聖武天皇內府之物、有一塵尾、其制與舞人所採亦異、世傳庫中、又有冕卿遺書云、當時實是唐開元全盛之日、則知庫中諸寶器、多是唐代之物也、美「王維李白之詩此存耶、在」僕去歲一過南京、及見三大舊庫、巍然猶存、但恨未得見其所藏者、不知王李之詩亦何如、美「金生真蹟猶存否、李」多有印蹟、親筆亦或有之、美」

甘州

即是天寶樂曲、美「詞章可得見歟、趙」唐詩中有甘州詞、即此、美」

林歌

亦是高麗樂、美「舞人所戴、李白詩云、金花折風帽之類乎、美」金花折風帽、即我國新冠者所著金色草笠也、此則工人所著花冠之類、士大夫不著之、趙」

陵王

齊人象蘭陵王長恭破周師於金墉城下者、即蘭陵王

入陣曲、美「高齊之樂、何以傳播於貴邦耶、在」天朝通問於隋唐之日所傳來也、美「此等樂譜、雖非三代之音、隋唐以後音樂、獨傳天下不傳之曲、誠可貴也、趙」天朝與天為始、太宗與天不墜、天皇即是真天子、非若西土歷朝之君以人繼天易姓代立者、是故禮樂典章、萬世一制、若彼三代禮樂、亦有其足徵者、何其隋唐以後之謂之哉、美「有禮如此、有樂如此、乃不一變至華耶、趙」手之舞之、足之蹈之、無不中於其節者、最妙、崔「奏是曲者、其先高麗人、因以狗為姓、其於聲樂當代第一、其假面亦數百年之物也、美」

納曾利

高麗部樂、美「不佞輩叨此盛事、已極感荷、况與白石周旋、此豈小資緣耶、尤幸、吾輩別後幸勿忘之、趙」衛風有之云、終不可諠兮、何敢不拜嘉、美」

右

正德辛卯十一月六日、賜燕樂於朝鮮使者、坐間筆語筑後守源朝臣君美、江關筆談、

辛卯朝鮮使來りし、柳營にて舞樂ありし、趙泰德、圓老に謂らく、誰なるを考へ知りたし、圓老とあるはその陵王、納曾利は我國の樂にして其名傳るといへども、樂譜絶て其舞を

見す、豈しらんや貴邦傳へて今日見る事を得へしとは、東來の一大幸、又古へをなすといへりとかや、鹽尻載朱氏談綺、

正德元年冬、朝鮮國王使趙大億等來朝、奉書稱日本國王、王好禮不愛財、且欲誇使人以國華、故自郊迎至饗食賜賄、凡待使人之禮有加於前朝、饗朝鮮使人、例作猿樂、王以為俗樂不足以樂使人、故命伶人作雅樂萬舞、使人驚歎而深謝大禮、朝鮮遺事、

文廟正德元年、朝鮮使被來聘、時古河侯忠良按するに、本多忠良、侍中、年二十二、面白、朝鮮人見之退而謂文學新井君美曰、嘗聞日本人好色信然、君美曰是何言也、客曰我入朝見王之大臣侍中有年少傅粉者、彼胡為者而年少在大臣之位乎、我是以知王之好色也、君美曰彼以列侯將五萬騎者、寡君之爪牙也、是以在側非以色也、彼自面白耳、非傅粉也、他日王享使者、樂有左右兩部、右部者高麗樂也、舞者一少年面白、享罷朝鮮人又謂君美曰、日本人果好色矣、君美曰何也、曰蟲不觀舞見右部、舞者傅粉、夫樂象德者也、今舞者傅粉以媚觀者、豈非國人悅色乎、君美笑曰、僕不佞未學樂、故不知舞者傅粉否也、意者婦之舞者亦其面白耳、客何怪

之、且右部者高麗樂也、高麗人知之、朝鮮人辭屈而止、後新井子以告古河侯、聞者以爲誨古河侯云、漢筆、舞樂畢りて、三使には大廣間前殿にて饗應を賜はり、宗對馬守義方及び兩長老して伴食せしめ給ふ、元和度中御饗應の時、すへて相伴は御三家御兩典のうちなり、より營り、こたひ異例によりてか、の使者云々の事あり、上上官以下は席々において御料理を下さる、信使退出の後出仕の輩に御菓子を賜はり、また義方の家來等にも御振舞あり、

正徳元年十一月三日

一三使對馬守兩長老御饗應之席へ至らしむ、高家、寺社奉行、大目付、御目付迎送之儀前之ことし、按するに、前條は舞樂畢り、三使已下退座、御大御公の面々拜謝ありて入御の事を記す、一上上官其外は、御座敷奉行案内して席々へ着しむ、

大廣間 七五三

御座敷奉行 詰衆土井甲斐守 奏者番池田丹波守
大番頭酒井下總守 御書院番頭阿部遠江守
同所給仕 戸田肥前守 朽木土佐守 御使番大島因幡守、中奥御小姓曾我周防守、安藤山城守、松平内匠頭、青山近江守、酒井日向守、御書院番内藤日

向守、松平阿波守、金田能登守、伏屋備前守、藤本筑後守、按するに、土井甲斐守以下みな狩衣と自注あり、肥前守土佐守は御小姓組番頭、日向守御書院番とあるは誤り、この頃御小姓寄合なり、能登守もまた御小姓寄合、餘は詳ならずとも推して知るべし、初獻

酌 戸田肥前守 加 曾我因幡守 按するに、踐好名のうち戸田肥前守の御役當りを、大久保豊前守とし、またこの外に山名信濃守三宅下野守、木原因幡守三人を加へたり、いづれか是なるを知らず下同し、

右對馬守始て正使、縁長老副使、集長老從事に而引之、

二獻 酌 朽木土佐守 加 安藤山城守

右縁長老始之正使、對馬守副使、縁長老從事に而引之、

三獻 酌 戸田肥前守 加 曾我周防守

右集長老始之正使、對馬守副使、縁長老從事に而給納、銚子入、同所御饗應奉行 同會雌權右衛門同 小十人組石丸五左衛門組共

按するに、この二人は布衣と自注せり、踐好録に布衣の衆も狩衣を着すとあるは、恐らくは誤りなるべし、

上上官

松之間 七五三

御座敷奉行

詰衆内藤山城守 奏者高木主水正 御書院番頭稻葉紀伊守 御小姓組番頭鈴木能登守 同石川備中守 中奥御小姓内田若狭守 同森川下總守 寄合小濱志摩守 同建部民部少輔 同平岡和泉守 同菅谷近江守 按するに、踐好録に平岡和泉守の名を載せず、

酌 石川備中守

加 森川下總守 按するに、内藤山城守以下自注に、狩衣とあり、

同所御饗應奉行 小十人頭飯田惣左衛門組共 按するに、惣左衛門の下、布衣と自注あり、

判事學士醫師、殿上間下段 五五三

御座敷奉行 大番頭宇津出雲守 御書院番頭三浦肥後守 御小姓組番頭川勝能登守 按するに、この三人は、自注に狩衣と見ゆ、

同給仕 進物番 自注、

同所御饗應奉行 御徒頭土屋敷馬組共 按するに、布衣とあり、

冠官上上官、軍官上上官、柳間 五五三

御座敷奉行 大番頭土屋山城守 御書院番頭松平壹岐守 御小姓組番頭松平伊勢守 按するに、この三人も、狩衣と自注せり、

同給仕 進物番 自注、 兩番出人 自注、

同所御饗應奉行 御徒頭寛助兵衛組共 按するに、自注に、布衣、

次官小童、紅葉間 三汁十菜

御座敷奉行 大番頭酒井紀伊守 御書院番頭酒井因幡守 御小姓組番頭皆川山城守 按するに、以上三人の自注に、狩衣とあり、

同給仕 進物番 自注、 兩番出人 自注、

同所御饗應奉行 御徒頭江原與右衛門組共 按するに、自注に、布衣、

一三使御饗宴畢而豊前守、能登守は對馬守座上に着、三使對馬守に對し御禮申上、豊前守、能登守退去、

一三使上上官等退出右京亮、彈正少弼、丹波守、石見守等御車寄唐戸之邊へ出向、

一出雲守、隱岐守左右にわかれ立、對馬守は出雲守、

隱岐守に會釋出雲守、隱岐守三使に會釋してと、

まる、

思ひ計るへし、白石私記、

正徳元年

一松浦儀右衛門は一色文筆の方、雨森藤五郎は禮の事に懸り申候也、其故藤五郎は登城仕り儀右衛門無登城也、按ずるに、この二人とも

一舞樂拜見の日、韓人申候は先年は御三家御出候、今度御出無之違ひ申、對馬守殿、長老、高家衆など出て接伴にて合點不仕由様に小言有之候得共、新井筑後守力にて辭を盡され合點仕るに付、本多彈正、筑後守手を取よく埒明被申候由、褒美也、

一舞樂の日には白書院にて見物也、三使曰御三家、御出不被成例違と云、日本曰白書院は内證也、三家は重き人此書院に不至今日内證にて御見せ被成候也、と云にて合點也、自注、何れ衣冠にて無之、其元にも便服にて御座候と申○中村氏筆記抄、正徳元年朝鮮人御城に而御饗應之節、前々は御三家方御相伴被成候由、先年參候朝鮮人今度之内にも有之覺申候由、今度宗對馬守相伴被仰付候故前前之格に違候間御馳走請申候間敷由申候處に、對馬守色々被仰前々左様に候へ共、御三家相伴に而者却て馳走に不成申候、此方格合之儀有之而右之通

り之由に而相濟申候、續淡海、

正徳元年十一月三日

一今日御規式等、委細者朝鮮人來聘記録に有之に付略之、

一御三家方使者被差上之、於躑躅之間謁阿部豊後守、是今日舞樂御饗應相濟に付而也御日記、

通航一覽卷之八十二終

通航一覽卷之八十三

朝鮮國部五十九

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 享保度

享保四己亥年十月朔日、信使洪致中、黃璋、李明彦等登城、前月廿七日、宗對馬守義誠同伴す、聘禮の諸式、大概天和度の例に准せらる、後年の事、また、

享保四年己亥十月朔日、朝鮮信使聘禮、出仕之輩五位以上著衣冠、自注、規式天、(萬年記)、

享保四年五月

一朝鮮人登城之節道筋固候には及はず候、併横小路など有之候處は、物頭足輕等差出固候事、

一小身之面々は徒士に足輕少々差添固之事、

一惣躰並手桶には及はず候、辻番の前に積手桶可仕事、

一前夜より挑灯出候儀無用に可仕事、

一見物所之窓に惣躰簾掛可申事、

五月大成令補遺、

享保四年、所々勤番道筋固之次第、

登城道筋固 與力二十七人 同心 百人

酒井雅樂頭屋敷表門際より、御鐵砲頭 前島太郎左衛門

辨原式部大輔表門際迄南順、

辨原式部大輔屋敷表門際より、御鐵砲頭 小倉孫太郎

り、松平伊豫守表門通南順、

脱漏御營秘録○按ずるに、享保六年江戸圖によるに、雅樂頭は今の屋敷、式部大輔は今の小笠原左京大夫屋敷、伊豫守は則今の松平越前守家

享保四年九月十六日

一於本願寺奥野忠兵衛様、平田又左衛門に被仰開

候者、按ずるに、奥野忠兵衛は御用掛御勘定組頭、平田又右衛門は同斷宗對馬守義誠の臣なり、三使登城

之節、御老中若年寄衆より出馬出申候、其節は對馬

守殿并御馳走方出馬之儀被承候役人、表門之近所

へ出張居候而諸事申談度と之事、松平對馬守殿に

開合有之候、且亦信使逗留中、火之元如何被申付候

哉、兩様之儀承合候様に、御用掛中被申開候由被仰

開候故、出馬方之儀は又左衛門覺之通御咄申上候

處、出馬役之名、咄之通書付差出候様にどの御事に

付、左之通相添忠兵衛様は相渡、先刻被仰開候趣相

認差上候、御尋之趣に相違之所も御座候は、認直

し可差上之由申上候得者、是にて能候由被仰開御

請取被成、火之元之儀者委く覺不申候得とも、兼而

被仰付無之とも難申上候付、兩様ともに左之通、御答申上置候也、

一三使登城之節御老中様方其外、出馬被差出候節は、對馬守出馬支配役下役并通詞之者とも、未明より客館大門之外へ罷出居、出馬被差出候との御届有之候得は、夫々之御建場へ御牽を被成候様に申達候、

出馬支配役
三浦酒之允 山川作左衛門享保己亥信使記録

享保四年 朝鮮信使登城御禮御規式之次第、十月朔日朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、水戸宰相殿始國持大名、其外萬石以上同嫡子并布衣以上御役人登營、出御以前席々に列座、

一出仕之面々諸大夫以上は、衣冠下襲を着し太刀を帶、布衣之輩は布衣着之、
一朝鮮人宿坊東本願寺より大手下馬前まで道筋、宗對馬守家來御馳走人牧野駿河守、中川内膳正家來行列にて相渡之、
一朝鮮人大手御門下馬前にて、上官以下は合下馬、

但書簡箱は轎に載之持來、中之御門之内にて轎より取之、上上官右之書簡箱三使之先に立持之、入營中至殿上之間御床之上に置之、
一朝鮮國王より之進物は、御禮前日より營中へ取寄、出御以前、進物西之方御縁に順々に並置之、
但御鷹は御目錄計にて、御禮之翌日差上等なり、御馬は御厩方諏訪部文右衛門、加藤權左衛門自注、假布衣着○按ずるに、天和差添、舍人、自注、白、塀重御門之度は烏帽子素袍とあり、内へ牽入西頭に立寄之、三使御禮之席へ罷出節見合、御舞臺之前庭上御目通に牽出之、柳營日次記、脱漏柳營記

享保四年十月朔日 一中之御門より進敷之、

信使行次座目

正使	通政大夫英曹 參議知制教	洪致中
副使	通政大夫行弘文館典翰知制教 兼經筵侍讀官春秋館編修官	黃瑤
從事官	通政大夫行弘文館校理知制教 兼經筵侍讀官春秋記經	李明彦
上上官	同知朴口昌、同金圓南	上判官 金正韓重德、同李顯昌周、同李輝
書記	同進士姜柏、同成口長、同長悉計	押物判事 副司藤朴春瑞、同金雲煒、同構興式

旗鋒之下官其外相從所之士者此所に留る、上上官三人は下乘之橋際にて合下駕、三使は中御門之外石垣之際にて下與、此所より御玄關前御門迄進敷、夫より御玄關前まで薄緣敷之、三使下與之所より步行、

一三使中之御門まで來る時、宗對馬守、牧野駿河守、中川内膳正、大目付横田備中守、湛長老、菖長老右中之御門之内まで相越待請、三使下與以後出迎一揖有之、先達而至御玄關時に、
寺社奉行酒井修理大夫 牧野因幡守 松平對馬守 土井伊豫守

大目付松平石見守 内藤日向守按ずるに、天和度は寺社奉行三人なり、右御玄關敷臺まで出向一揖之後令案内之、三使は殿上之間御下段御襖之際北面に着座、上上官は同所西之張付之際に罷在、對馬守は三使着座之向南向に有之、上判事以下は御次之間、次官小童は同所御縁類に罷在、對馬守家來とも、同所御縁類に在之、中官之輩は御玄關前庭上に居、下官は下馬に留置夫より内へ不入、

但書簡箱は轎に載之持來、中之御門之内にて轎より取之、上上官右之書簡箱三使之先に立持之、入營中至殿上之間御床之上に置之、
一朝鮮國王より之進物は、御禮前日より營中へ取寄、出御以前、進物西之方御縁に順々に並置之、
但御鷹は御目錄計にて、御禮之翌日差上等なり、御馬は御厩方諏訪部文右衛門、加藤權左衛門自注、假布衣着○按ずるに、天和差添、舍人、自注、白、塀重御門之度は烏帽子素袍とあり、内へ牽入西頭に立寄之、三使御禮之席へ罷出節見合、御舞臺之前庭上御目通に牽出之、柳營日次記、脱漏柳營記

良醫	副司果權通	寫口官 <small>上護事鄭世榮、同李日芳、</small>
醫員	別根白典證、副司果令光伯、	書員 副司果成世輝 <small>柳營日次記、</small>
享保四年	御玄關前	
	阿部遠江守忠中に付	
	御書院番頭	
本番	森川下總守	加番 戶田肥前守
塀重御門		御持弓頭柳原安藝守
臺所口		御儀砲頭戶田助太夫
中之御門		
同本番	六郷主馬	同加番 戶田庄右衛門
臺部屋口		同 青木與右衛門
下乘橋		
本番	百人組之頭神保主膳	加番 同溝口式部 <small>柳營日次記、脱漏柳營記</small>

この日午後刻、有徳院殿大廣間に出御、三使その國王李焯の書、および土宜を獻して拜禮あり、入御の後饗應をたまはり、紀伊中納言殿、水戸中將殿三使の伴食せられ、獻酬等の事例のごとし、上上官以下にも席々において、饗膳を下さる、
享保四年十月朔日

一月次之御禮無之、午下刻大廣間出御、朝鮮人御禮相濟、且亦御饗應有之候、今日長福様按ずるに、長福移したまひ、同九年より若君と稱し、殿享保元年二丸に柳營日次記、被爲入御、規式被御覽候、

享保四年十月朔日

一午刻、公方様自注、御裝束御直垂御帶御大廣間出御、御先立久世大和守、御刀御小姓桑山大和守、御脇指同岩本能登守、竹之御廊下通御之節御白書院御着座、

紀伊中納言殿 水戸宰 相殿 右順々御出席御對顔、

松平讚岐守 井伊掃部頭 松平大膳大夫按ずる大夫は、松平肥後守正容の嫡子なり、御目見老中御取合、御上段御着座、御座疊自注、大御齒、自注、大御刀掛、自注、梨子地時繪、紋重縁、御齒、御齒、御刀掛、御刀御脇差掛之、但御後座之左右に御刀御脇差之役人、其次に御側衆有馬兵庫頭、加納遠江守伺公、其外奥向之面面は、御納戸構西之張出兩所に罷在、

一松平大膳大夫若年寄は西之張出に着座、一御上段御中段御縁通御簾掛之、御上段西脇之御簾は垂之、中一間揚之松之間并三之間四之間御縁類通後之間、御襖取放し候所にも御簾掛卷上之、

一紀伊中納言殿、水戸中將殿中段西之疊縁へ被列居、

一書翰請取高家者、御中段西之疊縁之末に在之、一三使自分御禮披露之高家は、松之間板縁に罷在、一西之方御縁に寺社奉行酒井修理大夫、牧野因幡守、松平對馬守、土井伊豫守伺公、

但此面々三使松之間へ着座以後此席に罷在、一松之間北之類より中之闕之内、かぎの手に國主同嫡子、表向御譜代四品以上之面々列居、一同所後之間御襖取放し御屏風を以圍之、御敷居際より三疊目に、鷹之間詰四品以上御用に不掛高家列居、

但松之間末に御襖二本は其儘置之、御簾は垂之、三之間之方も御襖は其儘置之、御簾は不掛之、一三之間、諸大夫之御譜代大名同嫡子、外様萬石以上同嫡子、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子并菊之間縁類詰同嫡子、及御留守居諸番頭芙蓉之間之御役人、諸大夫之諸物頭其外諸大夫之御役人三之間に居餘り候分、四之間へかけ列居、一四之間に布衣之輩法印法眼之醫師群居、後座大

御番より出人百人、各烏帽子素袍勤仕之、

但國王より之進物引入之進物番は、假布衣着之西之方御勝手に在之、三使自分之進物持出る進物番假布衣は、御車寄之方板縁に罷在、

一御書院番所に當番之外、御小姓組御書院番より出人二組都合三組之積、各素袍着之勤仕之、

但於此席上判事、製述官、醫員、上官之内冠官、御饗應有之に付、御饗應前より相濟までは此席を退、相濟而如最前勤番之、

一三使御禮之節に到り、宗對馬守寺社奉行四人、大目付三人、兩長老殿上之間に相越、三使を倡ひ松之間に來る、三使に先達而書簡箱臺に載之、上上官持參之松之間御襖障子際に置之、三使は御襖障子際より東へ五疊目に並兩向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人は通詞たる故同所板縁に罷在、兩長老は殿上之間より來りて御車寄に留る、井上河内守按ずるに、老中正峯、松之間板縁に在之諸事共差圖按ずるに、天和度は二人にてこれを役す、一大廣間御中段御簾際左右に、松平讚岐守、井伊掃部頭、久世大和守、戸田山城守、水野和泉守、松平右

京大夫按ずるに、大和守重之山城守忠直和泉守忠之は、ともに老中、餘は譜詰なるへし、着座、時に河内守御下段迄罷出御前を伺、御次之間に退而三使可差出之旨、宗對馬守河内守演達之、對馬守上上官に向ひ申合之、則上上官三使之側に進み通詞之、

上上官は元之席に居、河内守は板縁最前之席に着座、一御次之間御襖障子際に有之書簡箱を、上上官松之間板縁御敷居際迄持出之、宗對馬守臺どもに請取之、御目通之板縁御敷居際迄持出有之時、高家中條對馬守自注、太刀帶○按ずるに、天和條對馬守度は衣冠下襲解銀とあり、西之御縁より御下段の出向之時、宗對馬守御下段より二疊目書簡持出有之、時中條對馬守按ずるに、高家、於此席請取之、御前の持參御上段下より一疊目に置之退去、此節宗對馬守も御次之間に退、三使拜禮相濟御次退座之後、御側衆有馬兵庫頭御納戸構に納之、

正使 副使 從事官 右之順に出席、御中段下より二疊目に一列にて拜禮、對馬守差添御禮之席等合差圖、御禮過而三使御次之間に退座、

但三使退座以後庭上に牽立置御馬二疋、塀重御

門の方へ牽出之、御縁に有之進物番西の方御勝手引入之、

一三使自分之御禮申上候付、獻上物御向之板縁に並置、

但御車寄の方より持出之進物番役之、

一三使出席高家島山下總守、自注、太刀帶○按するに、同時に衣冠下懸解銀なり、

三使を伴ひ御下段の罷出、對馬守も差添御禮之席

等差圖、御下段上より五疊目にて三使一同に拜禮、

下總守も五疊目東之方に罷出披露不及、按するに、朝鮮信使と被

露之と見、御禮終而三使松之間へ退去、下總守も退

座、過而進物御車寄の方引入之、

一掃部頭、河内守召之、三使の今度來朝之儀大儀被

思召、御盃可被下之旨被仰出之、御前より掃部頭、河

内守退而御次之間御襖障子北之上東向に列座、此

節對馬守は板縁に退く、掃部頭對馬守會釋有之而、

對馬守、掃部頭側の進候時に、三使の上意之趣對馬

守に掃部頭申述之、

一對馬守板縁に在之上上官一人呼之三使の上意之

趣申聞之、上上官承之三使之側に進一人宛の上意

之趣申傳之、一人宛御請申上之、上上官少退き其旨

對馬守の申達、對馬守掃部頭の演達之、上上官は元之席に退く、掃部頭、河内守御前の出座三使御請之趣言上之、畢而前之席に着座、

一三使一同に出席對馬守相添合差圖、御下段東之方上より五疊目に順々に着座、

御土器三、前田隱岐守 御引渡、織田讚岐守 御

捨土器、横瀬駿河守、按するに、高家なり、

一三使の引渡出之、正使給仕中興御小姓藤堂伊豆

守 副使給仕宇津采女正 從事官給仕 牧野伊豫

守 御酌高家大友因幡守 御加堀川兵部大輔

但御給仕、三使給仕とも衣冠襲を着太刀不帶之、

一御前の被召上御加有之、其御土器御銚子戴之、御

中段下より三疊目に御酌扣有之、時對馬守御中段

際迄出座差圖有之、正使御中段の罷出、此時御酌御

土器を取而正使の渡之、頂戴加無之、土器を持て歸

座、前之御土器にて被召上御加有之、副使出座頂戴

次第同前、次に從事官御盃頂戴次第同前、畢而對馬

守御下段東之方三使之次に罷在、御銚子入明三方

御引渡、御捨土器并三使御引渡等引入、此節對馬守

三使差圖有之而、三使御下段中央に罷出一同に拜

禮、過而三使對馬守松之間に退去、

上上官 三 人

右一同に出席、御下段御敷居之内にて拜禮退去、次に上判事、製述官、軍官冠官ともに三度に板縁に罷

出拜禮、過而次官小童落縁に兩度に罷出拜禮、

但上判事、製述官、軍官冠官之輩板縁通出、次官

小童は御書院番所之前落縁通御車寄より南之落

縁通罷出、退去之節も同前、大目付、御目付案内

指引之、御禮之席は上上官差添先立罷出、南之

方東之方に有之而合差圖、

右畢而中官數十人御舞臺之庭上の兩度に出御禮、

御徒目付組頭、御徒目付導而罷出、按するに、以前は御徒目付組頭火之番組

頭あり、中官は上上官之差引無之、

一判事軍官冠官は御禮相濟板縁通退去之節、直に

御書院番所に置之、御縁類御簾垂御饗應過而殿上

上官上之間に退去、其外御饗應之席々に大目付御

目付案内之、

一右御禮畢而掃部頭、河内守召之、三使の御饗應可

有之旨被仰出之、掃部頭、河内守松之間に罷越如最

前列座、此節對馬守は板縁へ退く、掃部頭、對馬守

會釋有之、對馬守掃部頭側の進時に、三使の上意之

趣對馬守に掃部頭傳之、對馬守板縁に有之上上官

一人呼之、三使の上意之趣申聞、上上官承之三使之

側へ進み一人宛の上意之趣傳へ、一人宛御請申上

之、上上官少退き其旨對馬守の申述之、掃部頭の對

馬守演達之、掃部頭、河内守御前の罷出言上之、畢

而本座に伺公、時に御禮として三使出座、御下段上

より五疊目にて一同拜禮、對馬守差添御禮合差圖、

御禮過而三使對馬守松之間へ退去、畢而入御、按するに、

異本朝鮮物語に、このとき御能ありしこと記した。入御以後

れども、他の所見なければ、後考のため下に附録す。御上段御中段簾垂之、御下段西之方戸を立御簾を

垂御座敷を構へ、其後紀伊中納言殿、水戸中將殿西

之方御勝手より被出席、御下段上より三疊目西之

方に被着座、時に對馬守差圖有之而三使松之間よ

り出、兩卿三使互に一揖有之、三使は東之方御襖障

子際着座、

但松之間に着座有之國主并四品以上、後之間に

有之侍從四品之面々、高家は帝鑑之間御連歌之

間へ退去、重而不及出座、三之間四之間に在之諸

大夫布衣法印法眼等大御番之出人者、御饗應之

内も其儘罷在、

一御饗應、七五三、四目、五目之膳出之、
但膳具何れも白木具、自注、給仕の面々衣冠重
を著し太刀不帶之

盃、吸物、捨土器、初獻、酌、加

紀伊殿被給始、次正使、次水戸殿、次副使、次從事官、
吸物出之、但初之吸物に引代之、

二獻、酌、加

水戸殿被給始、次正使、次紀伊殿、次副使、次從事官、

吸物、但二度目之吸物に引替之、

盃、押、折物、口物、

三獻、酌、加

紀伊殿被給始、次正使、次水戸殿、次副使、次從事官
給畢而、御銚子膳部等引之、

一御菓子御茶出、

但御饗應之内、西之御縁に溜詰老中右京大夫列
座、宗對馬守は東之方御縁に在之、折々三使之方
へ伺公、

右畢而紀伊殿、水戸殿三使に向ひ三揖之後兩卿御
勝手は被退座、三使は松之間御饗應相濟而本座又
着座、

一松之間御衝立を立て御簾を垂、北之方御敷居際
より二疊目に上上官三人着座、御饗應、七五三、膳
具白木、

一御書院番所東之方以御屏風立切御簾垂之、上判
事、製述官、醫員其次之座にて上官之内冠官御饗
應、七五三、膳具白木具、

一柳之間にて上官之内軍官御饗應、右同斷、

一紅葉之間にて次官、小童御饗應、三汁、十菜、

御玄關腰掛にて中官へは饅頭被下之、右之外御
饗應無之、

一上上官御饗應相濟て三使へ對馬守會釋有之而松
の間に令誘引之、三使如最前松之間御襖障子際よ
り東へ五疊目に並西向に着座、對馬守も同席南之
方に罷在、上上官三人同前板縁に居、上上官以下御
饗應相濟て老中松之間へ出席御襖障子際北之上東
向に列座、時に三使上上官を招き御饗應之御禮申
上之、上上官少退き對馬守へ達之、對馬守老中へ申
傳之、過而今度三使同道候而萬端首尾能相濟珍重
之旨、對馬守へ老中挨拶在之畢而三使退出、此節寺
社奉行大目付先達て對馬守、牧野駿河守、中川内膳

正は三使同列上上官相從之、老中御書院番所前ま
て送之、於此所三使老中互に二揖在之、對馬守、寺社
奉行、大目付は御玄關まで送之、駿河守、内膳正、備
中守、兩長老は中之御門前まで送之、

一紀伊殿、水戸殿は御對顔無之、

一四品以上、其外出仕之面々も御目見無之、

一三使退出以後出仕之面々退散、御日記、御膳日次
記、脱漏柳候禮儀

享保四年十月朔日、御饗應之節役人之次第

三使御家門方大廣間下段

御座敷奉行

鷹之間詰大久保加賀守 御奏者番朽本民部少輔

大御番頭松平下野守、稻垣長門守

同所給仕御茶給仕共

御書院番頭森川下總守 酌、本多淡路守 加、御小

姓組番頭秋元隼人正、松平内匠頭 御書院番頭板倉

下野守 御小姓組番頭安藤伊勢守、高木伊勢守、酒

井日向守 御使番蒔田讚岐守、伏屋備前守 御書院

番頭建部志摩守 中興御小姓松平伊豫守、松平美作

守、牧野伊勢守 寄合建部民部少輔 初獻、銚子、

森川下總守 加、秋元隼人正 二獻、銚子、本多

淡路守 加、松平内匠頭 三獻、銚子、森川下總
守 加、秋元隼人正

同所御饗應奉行

小十人頭伊豫田新左衛門組共 同小笠原七右衛門

組共、

上上官三人松之間

御座敷奉行

鷹之間土井甲斐守 御奏者番高木主水正 大御番頭

三浦肥後守 御書院番頭伊澤播磨守

同所給仕

酌、中興御小姓藤堂伊豆守 加、稻垣大隅守 宇津

采女正 寄合新見伊豫守、安部主計頭、小濱志摩

守

御饗應奉行

曾我七兵衛組共 大塚織部組共按するに、この二人
は小十人頭なり、

上上官三人學士一人良醫三人御書院番所

御座敷奉行

大御番頭土井豐前守 御書院番頭岡部左衛門佐 御小

姓組番頭酒井對馬守

御饗應奉行

御徒頭永田彌左衛門組共 朝岡勅負組共
軍官十七人柳之間

御座敷奉行 大御番頭岡野備中守 御書院番頭稻葉下野守
御饗應奉行

御徒頭本多久五郎組共 金田惣八郎組共
次官十人小童十六人紅葉之間

御座敷奉行 大御番頭板倉筑後守 御小姓組番頭諏訪若狹守
御饗應奉行

御徒頭松波甚兵衛組共 中山主水組共
右書院番所柳之間紅葉之間給仕進物番兩番出人
九十四人、御日記、

享保四年十月朔日、朝鮮人午上刻登城、於席々饗應
相濟、未中刻退散、殿中衣冠布衣素袍、

柳之間御座敷 本田久五郎組共
饗應奉行

金田惣八郎組共 永田彌左衛門組共
御書院番所御座敷

御徒頭永田彌左衛門組共 朝岡勅負組共
軍官十七人柳之間

御座敷奉行 大御番頭岡野備中守 御書院番頭稻葉下野守
御饗應奉行

御徒頭本多久五郎組共 金田惣八郎組共
次官十人小童十六人紅葉之間

御座敷奉行 大御番頭板倉筑後守 御小姓組番頭諏訪若狹守
御饗應奉行

御徒頭松波甚兵衛組共 中山主水組共
右書院番所柳之間紅葉之間給仕進物番兩番出人
九十四人、御日記、

享保四年十月朔日、朝鮮人午上刻登城、於席々饗應
相濟、未中刻退散、殿中衣冠布衣素袍、

柳之間御座敷 本田久五郎組共
饗應奉行

金田惣八郎組共 永田彌左衛門組共
御書院番所御座敷

一大廣間にて御料理被下、七五三、本二三御盃、土器形にて木にて作有之、土器色に塗、三使四ツ目、五ツ目、五人分、但し大廣間下段に列座、御家門方外に一人前餘計有之、松之間にて上上官三人外に一人前餘計有之、虎之間にて上判事三人學士一人良醫一人、同屏風にて仕切、冠官十四人、柳之間にて軍官十七人、是まで七五三、紅葉之間にて次官十人小童十六人、但三汁十菜、本二三、御玄關腰掛にて、中官百二十人下官七十九人、自注、これは大手の外に申し申さず、但し大饅頭三ツ宛、自注、饅頭一に付、新銀五匁ツ、也、一江戸饗應の日、下官五六十人ほど留主に殘居、一朝鮮人船手のもの百四十人餘、大坂に殘る、一朝鮮人御暇登城之節、按するに、御暇のとき登城なけれ、は、御禮登城の誤寫なる事必せり、兩長老も同道退去のとき、柳の間まで兩長老被出、御老中御出有て兩長老計召返して仰にいはいはく、公方様上意の趣は、對馬より大坂まで内風景を湛長老、大坂より江戸までの内の風景を葛長老、即座に作て高覽に備ふへしと也、兩長老辭する事能はず、湛長老は下關の風景一首、難波の風景一首、葛長老は富士山一首、清見寺風景一首作進す、其とき今度

饗應奉行 朝岡勅負組共 松波甚兵衛組共
紅葉之間御座敷 饗應奉行

中山主水組共
右熨斗目上下にて出勤、御徒方萬年記、

享保四年十月朔日、朝鮮信使登城御禮獻上物有之、御饗應相濟三使大廣間御下段にて、七五三の御料理被下、此度は宗對馬守の御料理不被下、柳營日記、享保通覽、

享保四年十月朔日、朝鮮人登城御禮之節
一書簡御請取中條對馬守、三使自分御禮披露島山下總守、三使御盃被下候節、御土器前田隱岐守、御引渡織田讚岐守、御捨土器横瀬駿河守、御酌大友因幡守、御加堀川兵部大輔、

右之外御饗應之節、御給仕、御番頭衆、中與御小姓衆、御寄合衆右大勢被仰付候、

右登城之節諸大名不殘檜扇子御持被成候様にと、松平石見守より、按するに、大目付、向寄之大名方順達被成候由、

來朝畫師成世輝筆山水の賛湛長老、同筆竹の繪の賛葛長老に可仕の由上意也、是亦即座に染筆、其後寺社奉行御出有て、仰にいはいはく、兩長老之詩作秀逸御機嫌宜敷候間各大慶に可被存、此より此方の屋敷に可被越と云々、兩長老直に寺社奉行御座敷に參向、五々三の御料理有之、殊更御馳走翌日御老中、若御老中、寺社奉行、宗對馬守殿金地院等より銘々御使者御音物、兩長老へ被申入畢ぬ、按するに、このとき即席兩長老に詩文を命ぜられしは御深慮にや、い、かんとなれば、信使讚導の長老はすなはち五山碩學のうちより、對馬國以前庵に輪番をなし、かの國往復の書類を掌るべきものなれば、その器の深遠を試たまはんため、かく御慮置あらせられしものなり、

一御代に格式江戸御城へ罷出候儀は御能拜見被仰付候所、文昭院様御代寶永には音楽被仰付候、是も御當代正徳には、按するに、寶永は正徳にし、本之格式へ戻り、御能拜見被仰付候事、異本朝鮮物語、

通航一覽卷之八十三終

通航一覽卷之八十四

朝鮮國部六十

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 寬延度

寬延元戊辰年六月朔日、信使洪啓禧、南泰者、曹命米以下登營、着府ありしは、前宗對馬守義如贊導たり、月廿一日なり、寬延元戊辰年六月朔日、朝鮮三使登城御禮、山本氏筆記、

寬延元年五月晦日

上使 市川出雲守 紀伊大納言殿

同 曾我伊賀守 尾張中納言殿

同 內藤出雲守 水戸宰相殿

同 市川出雲守 紀伊宰相殿

同 曾我伊賀守 尾張中將殿

右者明朔日朝鮮人登城に付、御登城有之候様被仰遣候、

一朝鮮信使登城御表出御、御禮相濟其外御目見有之、

一御三家始、御譜代衆、布衣以上之御役人、年始之通其裝束着之、各登城、

一御老中方、若年寄衆、五時前御登城、寬延年錄、寬延元年五月晦日、朝鮮人獻上物有之に候に付、

手長 松平助之丞組共 加人 原田兵部組共

右頭者染帷子上下、組者常服に而、明六時過御城揃、

同年六月朔日

朝鮮人登城御禮相濟、出仕之面々衣冠布衣、

一素袍、朝五時揃出仕、

一本加當御番組、染帷子上下に而、明六時出勤、御

先番組片類爲助御供代出勤、衣服刻限右同斷、御供

番組衣服同斷、例刻出勤、

一同日前々御大禮之節之通、御書院番所々、大御番

百人素袍に而列居、

一御書院御番衆蘇鐵之間に勤番、按するに、前の御次第

前御大禮の節、この書の如くならず、誤りなるへし、

一朝鮮國書翰請取其外御玄關の寺社奉行衆出迎、

其外之式御先例之通相濟、御座敷向番所迄罷懸る、

御徒方萬年記、

寬延元年六月朔日

一朝鮮信使登城、本願寺より大手下馬前迄行列の事、

一右之道筋を宗對馬守、戸澤上總介、伊東修理大夫按するに、上總介修理大夫は御馳走人なり、家來行列にて相從ふ、尤兩長老も同斷、

一朝鮮人御禮申上るに付、紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、紀伊宰相殿、尾張中將殿を始め、國持大名其外萬石以上同嫡子、并布衣以上の御役人登城、出御以前席々へ列座、出仕の諸大夫以上の者衣冠襲を着し太刀帶、衣布の輩は布衣着着之、且御門御門の飾美麗を盡せり、

一朝鮮人大手御門下馬前にて上官以下下馬せしめ、要録、栗園漫抄、鶴林來聘詳録、旌鋒の下官其外相從ふ下官は此處に止まる、官中

寬延元年六月朔日

一朝鮮人登城之道筋、

淺草田原町より、御藏前片町、淺草橋より常磐橋、夫より大手御門、歸之節も同斷、鶴林來聘記、

延享四丁卯年按するに、延享五年七月寬延元改元あり、

朝鮮人逗留中御馳走馬附

鞍置馬

一十二疋 御老中酒井雅樂頭〇一八疋

同堀田

相模守〇一四疋 同松平右近將監〇二三疋

西尾隱岐守〇一五疋 若年寄秋元但馬守〇一一疋

疋 同本多伊豫守〇一同 同水野壹岐守〇一同

同板倉佐渡守〇一同 同堀田加賀守〇一同

同加納遠江守〇一同 同堀式部少輔〇二三疋

同三浦志摩守〇一一疋 同戸田淡路守〇一五疋

奏者番松平主殿頭〇一四疋 同松平紀伊守〇一

二疋 同松平備前守〇一三疋 同朽木土佐守〇

一三疋 同永井伊賀守〇一同 同内藤大和守〇

一同 同牧野因幡守〇一二疋 同小出伊勢守〇

一一疋 同小堀和泉守〇一二疋 同松平宮内少

輔〇一一疋 同井上遠江守〇一三疋 同金森兵

部少輔〇一二疋 同酒井山城守〇一一疋 大番

頭有馬備後守〇一同 同遠藤備前守

以上按するに、明和度の條に出す、栗園漫抄によれば、この鞍馬

以上は登城等の時のために出せしものなり、よりて、こゝに附す、

寬延元年六月朔日、朝鮮之信使登城御禮之次第

一上上官三人者下乘之橋際にて令下駕、三使には

中之御門之外石垣之際に而下輿、是より御玄關前

御門迄進、夫より御玄關まで薄縁敷之、三使下輿之

一中之御門邊迄三使來時

宗對馬守 戶澤上總介 伊東修理大夫

大目付河野豐前守 英長老 堅長老

右中之御門之内迄相越待受、三使下與以後出向一揖有之、先達而至御玄關于時、

寺社奉行稻葉丹後守

小出伊勢守

松平宮内少輔

大岡越前守

大目付石河土佐守

能勢因幡守 神尾伊豆守

右御玄關式臺迄出向一揖有之後合案内、三使者殿上間御下段御襖之際北向に着座、上上官者同所西之張付之際に罷在、對馬守者三使者座之向南向に有之、上判事以下者御次之間、次官小童者同所御縁類に罷在、對馬守家來共も同所縁類有之、中官之輩者御玄關前庭上に居、下官は下馬に留置夫より内わ不入、

但書簡箱者轎載之持來り、中之御門之内に而轎より取之、上上官右之書簡三使之先に立持入營中、至殿上之間御床之上に置之、

一朝鮮國王より之進物者御禮前日營中わ取寄、出御已前、進物西之方御縁に順々並へ置、

但御鷹は御目錄計にて御禮過差上之、

一御馬者御厩方兩人按するに、官中要録に、諏訪部文右衛門、訪部文右衛門、村加藤權右衛門と載せ、栗園漫抄には、諏訪部兵衛と有、假布衣着、副舍人白張付、塀重御門之内わ牽入西頭に立置之、三使御禮之席に罷出之節見合、御舞臺之前庭上御目通に牽出、鶴林求聘詳録、

寬延元年、朝鮮人進物御前わ持出面々、

御書院番 阿部出羽守組○同 柴田但馬守組○同 高力若狹守組○菅沼次郎右衛門○松平與次右衛門○松平内膳○遠山平太夫○松平八郎右衛門○京極左門○御小姓組 市川出雪守組○同 内藤出雲守組○室賀多宮○松下左太夫○大岡仁右衛門○中山主水○小栗十郎右衛門○三枝平三郎○正木内膳○御書院番 室賀下總守組○川副金右衛門○柴田政次郎○瀨名傳右衛門○美濃部菅三郎○岡部彈正○丹羽主膳○建部一學○御書院番 阿部出羽守○問宮吉十郎○大久保主膳○青山善十郎○長田新五郎○佐々木權右衛門○遠山源兵衛○御小姓組 松平備後守組○御書院番 阿部出羽守組○新見又四郎○平野九左衛門○蔭山數馬○神谷左内○酒井與左衛門○水野要人○

御小姓組 水野山城守組○石野三次郎○川口隼人○間宮玄蕃○土岐内記○能勢三十郎○新庄鹿之助○御書院番 皆川山城守組○奥山政之助○山岡五郎作○加々爪直次郎○小笠原内匠○荒井藤次郎○妻木辨之助○御小姓組 市川出雲守組○堀又十郎 岡部隼人○長谷川庄次郎○鶴殿十郎左衛門○太田庄右衛門○遠山權十郎○森川玄蕃○千葉左衛門○新庄伊織○道中奉行 神尾伊賀守、神谷志摩守

諸事念入可相勤候、

一御城女中方、二の丸御多門において登城之節見物に付、爲見廻御留守居士屋兵部少輔、丹羽近江守、酒井越中守、水野河内守、青山備前守見分有之、小普請方へかふしは目障にも成候故はづされ不申哉と被申に、中々取はづし罷成儀にては無之と挨拶也申候、二丸御留守居當番伊奈友之助立合、

私に云ふ、かふし取はづし罷成候様成儀にては無之、石火矢を打掛候而も氣遣無之様に仕立候儀を風聞有之候、朝鮮來朝記、

この日已下刻、惇信院殿大廣間に出御、三使かの國

王李吟の書儀を捧て拜謁す、御禮等畢り入御、以後御饗應紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿三使の相伴し給ふ、自餘諸官人にも賜饗例のことし、信使退出の後、宗義如及び兩長老已下にも御料理を賜はる、

寬延元年六月朔日

一已下刻大廣間わ出御、

朝鮮正使 副使 從事官

右出席、御中段に而拜禮、

自分御禮、右之三使

右御下段に而拜禮、

上上官三人

右同斷、

上判事 製述官 醫員 軍官 冠官

右三度に罷出板縁に而拜禮、

次官 小童

右落縁に而拜禮、

中官數十人

御舞臺前庭上に而拜禮、

右畢而入御、於席々御料理被下之、寬延年錢

寬延元年六月朔日

一大廣間出御、御裝束、御直衣、御先立、御刀、御脇差、
 一出御之節、御白書院御上段御着座、
 紀伊大納言殿 尾張中納言殿
 水戸 宰相殿 紀伊 宰相殿
 尾張 中將殿
 右順々被出席御對顔、
 松平 加賀守 井伊掃部頭
 松平 肥後守 松平 謙岐守按ず、
栗園漫抄には松平
加賀を載せず
 右一同出席御目見、年寄共御取合申上之、
 一大廣間御上段御着座、御座疊大紋重縁、御齒大御
 齒、御刀掛、梨子地番、御
刀御脇差掛之
 但御後座之左右、御刀、御脇差之役人、其次に御
 側衆大岡出雲守、高井兵部少輔伺公、
 一御後座に伺公無之御側衆、其外奥向之西に御納
 戸構、西之張出兩所罷在、
 一井伊掃部頭若年寄西之張出に着座、
 一御上段御中段御縁通御簾掛之、御上段兩脇之御
 簾は無之、中一間揚之、松之間并三之間四之間御縁
 頼通後之間、御襖取放し候處へも御簾掛卷上之、

一紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、紀伊
 宰相殿、尾張中將殿御中段西之疊縁に被列席、
 一書簡請取高家前田出雲守、御太刀役之高家島山
 民部大輔は西之御疊縁按ずるに、官中要録には、御末に有
中段西之御疊縁に作る、御末に有
 之、三使自分之御禮披露之高家織田對島守松之間
 板縁に罷在、
 一西之方御縁に寺社奉行稻葉丹後守、小出伊勢守、
 松平宮内少輔、大岡越前守伺公、
 但此面々、三使松之間の着座以後此席に罷在、
 一御馳走人は、松之間板縁南之方に罷在、
 一松之間北之類より中之間之内、按ずるに、同書には、北
の内、鎧手に、國主城主同嫡子表向御譜代四品以上
之面々列席、
 一同所後之間御襖取はなし御屏風を以圍之、御敷
 居際より三疊目に、雁間詰之四品以上御用に不掛
 高家列席、
 但松之間末之御襖二本は其儘差置之、御簾は垂
 之、三之間の方にも御襖者其儘置之、御簾は不掛
 之、
 一三之間に諸大夫、御譜代大名同嫡子、外様萬石以

上同嫡子、雁間詰按ずるに、官中要録に、諸大夫の御嫡子、
譜代大名同嫡子雁之間詰とあり、同嫡子、
 御奏者番同嫡子、并菊之間縁類詰同嫡子、及御留守
 居、年寄、諸番頭、芙蓉之間御役人、諸大夫之諸物
 頭、其外諸大夫之御役人三之間に居餘りたる分は、
 四之間へかけて列座、按ずるに、同書によるに、四之間布衣
錯誤せし
の輩云々の箇條を下に出せしは、また
なり
 一四之間布衣之輩、法印法眼之醫師群居、後座に大
 御番より出人百人、素袍着勤番、
 但國主より進物引入之進物番假布衣は、西之方
 御勝手に在之、三使自分之進物持出る進物番假
 布衣着は、御車寄之方板縁に罷在、
 一御書院番所に、當番之外御小姓組御書院番より
 出人二組、都合三組之積に素袍着勤仕、
 但於此席、上判事、製述官、醫員、上官之内冠官御
 饗應前より相濟迄は、此席進退相濟而如最前勤
 番、
 一三使御禮之節に至り、宗對馬守寺社奉行四人
 目付四人兩長老殿上之間に相越、三使を倡ひ松之
 間に来る、三使に先立而書簡臺に載之、上上官持參
 松之間御襖障子際に置之、三使者此御襖障子際よ

り東へ五疊目に並西向に着座、對馬守も同席南之
 方に罷在、上上官三人は通詞たる故、同所板縁に罷
 在、兩長老は殿上之間より來りて御車寄に留る、
 一酒井雅樂頭按ずるに、老
中酒井忠知、松之間板縁に有之、諸事令
 差圖、
 一大廣間御中段御簾際左右に井伊掃部頭、松平肥
 後守、松平謙岐守、堀田相模守、本多伯耆守、松平右
 近將監按ずるに、相模守正亮、伯耆守正
近將監、珍右近將監、武元は、老中なり、着座、于時雅樂頭御
 下段罷出御前を伺ひ、御次之間退而三使可差出旨
 對馬守の雅樂頭演達之、對馬守、上上官の向ひ申含
 之、則上上官三使之側に進み通詞之、上上官は元之
 席に居、雅樂頭は板縁最前之席着座、
 一御次之間御襖障子際に有之書簡箱を以、上上官松
 之間板縁敷居際迄持出、對馬守臺共請取之、御目通
 之板縁御敷居際に持出在之時、高家前田出雲守自
注、
大刀、西之御縁より御下段へ出向、于時宗對馬守御下
 段より二疊目へ書簡箱持出扣有之、出雲守於此席
 請取之御前へ持參、御上段下より一疊目に置之退
 去、此節宗對馬守も御次之間へ退く、過而、
 正使 副使 從事官

右順々出席、御中段下より二疊目に一列に而拜禮、對馬守差添御禮之席等令差圖、御禮過而三使御次之間へ退座、其後書簡箱者御側衆御納戸構に納之、按するに、官中要録には、御側衆御右の御床脇に、これななくとあり

但三使退座以後庭上牽立置候御馬二疋、塀重御門の方へ牽出之、御縁に有之進物、西之方御勝手に罷在進物番御勝手へ引入之、
一三使自分之御禮申上候に付、獻上物御向之板縁に並置、

但御車寄之方より持出、進物番の役なり、

一三使出席、高家織田對馬守白注、太三使を伴ひ御下段へ罷出、對馬守も差添御禮之席令差圖、御下段上より五疊目において三使一同拜禮、織田對馬守も五疊目東之方罷在披露に不及、御禮終而三使松之間に退去、織田對馬守退座、過而進物御車寄の方へ引入之、

一掃部頭、雅樂頭召之、三使に今度來朝之儀、大儀被思召御盃可被下旨、被仰出之、御前より掃部頭、雅樂頭退而御次之間御襖障子際北之上東向列座、此節對馬守は板縁迄退、掃部頭對馬守に會釋有之

而對馬守掃部頭側に進む、于時上意之趣三使へ對馬守申述之、對馬守板縁に在之上上官一人呼之、三使の上意之趣申聞之、按するに、栗園漫抄には、島山民一人宛上意之趣申渡之、一人宛御請申上之、上上官少退き其旨對馬守へ申述、對馬守掃部頭演達、上上官者元之席に退く、掃部頭、雅樂頭御前出座、三使御請之趣言上之畢而前之席に着座、
一三使一同に出席對馬守相添令差圖、御下段東之方上より五疊目に順々着座、
御土器高家京極近江守 御引渡島山民部大輔 御捨土器織田主計頭按するに、栗園漫抄には、島山民部大輔を長澤土佐守に作る、
一三使にも引渡出之、
正使給仕、中興御小姓太田美濃守 副使給仕、松平若狹守 從事官給仕、大久保下野守
御酌、高家前田信濃守 御加、織田飛騨守
但御給仕三使給仕共、衣冠重を着し太刀不帶、御前の被召上御加有之、其御土器、御銚子に載之、御中段下より三疊目に御酌扣有之時、對馬守御中段際迄出座差圖有之、而正使御中段へ罷出、此時御酌御土器を取て正使へ渡之頂戴、加無之、御土器を

持て歸座、別之御土器にて被召上、御加有之、副使頂戴之次第同前、次從事官御盃頂戴之次第同前、畢而對馬守、御下段東之方三使之次罷在御銚子入明、三方御捨土器并三使之引渡等引入、此節對馬守へ差圖有之而三使御下段中央に罷出一同拜禮、過而三使對馬守松之間へ退座、

上上官三人

右一同出席、御下段御敷居之内に而拜禮退去、次に上判事、製述官、軍官、冠官三度に板縁に罷出拜禮、過而次官小童落縁へ兩度に罷出御禮、

但上判事、製述官、軍官冠官之輩板縁通出、次官小童は御書院番所之前落縁通り御車寄より南に落縁通罷出、退去之時も同前、大目付、御目付差引之、御禮之席に者上上官差添先に立而出、西之方東之方にも在之而令差圖、

右畢而中官數十人御舞臺之前庭上へ兩度に出、御禮、御徒目付組頭、御徒目付導而罷出、中官者上上官之差引無之、

一判事官冠官者御禮相濟板縁通り退去之節直に御書院番所へ置之、御縁類之御籠垂、御饗應過而殿上

之間へ退去、其後御饗應之席々大目付、御目付案内之、

一右御禮畢而、掃部頭、雅樂頭召之、三使に御饗應可有之旨被仰出、掃部頭、雅樂頭松之間に相越如最前列座、此節對馬守は板縁に退、掃部頭對馬守に會釋有之而對馬守掃部頭側へ進む、于時三使へ上意之趣對馬守に掃部頭傳之、對馬守板縁に在之上上官一人呼之、三使に上意之趣申聞、上上官承之、三使之側へ進み、一人宛に上意之趣傳之、一人宛御請申上之、上上官少し退き其旨對馬守へ申述之、掃部頭へ對馬守演達之、掃部頭、雅樂頭御前へ罷出言上之、過而本座に伺公、于時爲御禮三使出座御下段上より五疊目にて一同拜禮、對馬守差添御禮之席令差圖御禮、御禮過而三使對馬守松之間へ退去畢而、入御、

一入御已後、御上段御中段御簾垂之、御下段西之方戸を立御簾を垂御座敷を構、後紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿西之方御勝手より罷出、御下段上より三疊目西之方に被着座、于時對馬守差圖有之而三使松之間より出、三卿三使互に揖有之、

而三使は東之方御襖障子際に着座、但松之間に着座有之國主并四品以上、後之間に在之侍從四品之面々高家者、帝鑑間御連歌之間へ退去、重而出座に不及、三之間四之間に有之諸大夫布衣之面々法印法眼等大御番之出入は、御饗應之内も其儘罷在、

一御饗應 七五三、四目五目之膳部出之、但膳具何も白木具、給仕之面々衣冠重を着、太刀不帶、

盃、吸物、捨土器、
初獻、
酌、石川備中守 加、花房近江守 按するに、備中守は御書院番頭、近江守は御小姓組番頭なり
紀伊殿被給始、次に正使、次尾張殿、次に副使、水戸殿次に從事官、

吸物 但初之吸物に引代之、
二獻、
酌、内藤出雲守 加、曾我伊賀守 按するに、出雲守は御書院番頭、伊賀守は御小姓組番頭なり
尾張殿被給始、次正使、次に紀伊殿、次に副使、次に

水戸殿、次に從事官、
吸物 但二度目之吸物に引替之、
盃臺
押、折物、星物、
三獻、

酌、石川備中守 加、花房近江守
水戸殿被給初、次に正使、次に紀伊殿、次に副使、次に尾張殿、次に從事官給納、銚子膳部等引入之、
一御菓子、御茶出、
但御饗應之内、西之御縁に溜詰年寄共別座、對馬守は東之方御縁に在之、折々三使之方何伺之、
右畢而紀伊殿、尾張殿、水戸殿從事に向二揖之後、
三卿は勝手之方へ被退座、三使者松之間御饗應相濟迄本座に又着座、按するに、官中要職には、三使は上官の給仕は高家也と有、
官人御饗應之席

一松之間御衝立をたて御すだれ垂、北の方御敷居際より二疊目に上官三人着座、御饗應、七五三、膳具白木具、
一御書院番所東之方以御屏風立切御簾垂、上判事、製述官、醫員、其次之座に而上官之内冠官御饗應、

七五三、膳具白木具、

一柳之間に而、上官之内軍官御饗應、右同斷、
一紅葉之間に而次官小童御饗應、三汁、十菜、按するに右判事より小童まじりの給仕は、進物番、御小姓、御書院番素袍帯刀と記せり、
一御玄關腰懸に而、中官へは饅頭被下、下官へは於下馬腰掛、赤飯被下之、
一上官御饗應相濟而三使は對馬守會釋有之而松之間へ令誘引、三使如最前松之間御襖障子際より東へ下疊に並西向に着座、對馬守も同南之方に罷在、上官三人同所板縁に居、上官以下御饗應相濟而年寄共は、松之間の出座御襖障子際に北之上東向列座、于時三使上官を招、御饗應之御禮申上之、上官少退き對馬守へ達之、對馬守年寄共へ申傳之、過而今度三使同道候處、萬端首尾好相濟珍重之旨、對馬守へ年寄共挨拶有之、畢而三使退去、此節寺社奉行、大目付先達而對馬守、戸澤上總介伊東修理大夫三使同列上官相從、年寄共は御書院番所前迄送之、此所において三使年寄共互に二揖有之、對馬守、寺社奉行、大目付は御玄關迄送之、上總介、修理大夫、豐前守、兩長老は中之御門番所前迄

送之、按するに、同書に御三家へ御對願なしと載す、

一四品以上其外出仕之面々、御目見無之、
一三使退出以後出仕之面々、退散、これにて、栗面漫抄ありなし、
朝鮮人御馳走御料理勘定

膳寸法
本膳高二尺九寸五分、長四尺四寸六分、横二尺四寸五分、
右膳部、下段對交之幕四方折廻し上に油紙敷之、茶羽二重前垂布箸掛、一宛膳之上置之、
高盛、白木輪に据曳之而、不殘膳之上据之、通塗無地椀切箔、

銀皿 金銀但十二膳 高盛いんもの 金銀水引	右同斷 牛小串	銀天目 色付あはび ふごにの牛 房
右同斷 高盛 きうひ	右同斷 けづりぐり 松實 胡桃子	銀茶碗 密水 松實
		銀天目 酒

右同斷 高盛 やうかん	銀鉢 ほくるやうかん まんぢうささう 天門冬蜜漬 くぶきり	金蓋子蓋 銀さじ水 はし
右同斷 高盛 むら干飯	銀皿 小板かまぼこ	
右同斷 高盛 いんもの	銀茶碗 葉附大こん れぎ	銀猪口 酢味噌
銀蓋子蓋 焼雉子 玉子		

右膳之上、酒一通、盃銀臺、同勝手に而盛出す、
曳 染附天目蓋、白粥、屋具繪、

二獻、 椀、 煮糍、
三獻、 錦手大皿、さそく二本、 鹽煮鯛、
四獻、 銀蓋天目、 小豆粥、 なんばん煮、
五獻、 吸物めはぎ、
六獻、 染附蓋天目、 まさら粥、 汁、 鶴、
七獻、 錦手大皿、 乳猪口、 小刀、
八獻、 錦手大皿、 盛合しの物、ろ附あはび、
ゆどうふ、ふ、 汁、 鹿、 山、 めし、
さのの牛房、
九獻、 引而、 繪、 大こん、 し、 平皿かはらやき
ふり、 鶴林求野評註、
寛延元年六月朔日、朝鮮人登城御一獻被下候節之、
獻立、
大廣立
一御三ツ盃、 磨土器木地御三方に載、
一御引渡、 めく角杉、同斷、 ふきちらし、
一御下捨土器、 昆布、 搗栗、 熨斗炮、
一御銚子、 金紙包糸花飾、 一御加、同斷、
三使

引渡、 木地三方、 めく角杉、同斷、 ふきちらし、
右御一獻相濟、 昆布、 搗栗、 熨斗炮、
大廣間御下段、
三使、 御三家、 七五三、
本、按するに、官中要録に、本膳木
地海盤、三方木地あり、
大重土器下輪杉、 上同、 小角杉さそく、 大重土器下輪、
熊引盛、 蛸盛、 蒲鉾、 海月盛、
木土器下輪、 大重土器下輪、 上同、 小角杉
飯、 手鹽、 香の物、 福目、 小桶、 ひ
しほ、 按するに、同書に、熊引盛大平土器輪杉
ご記し、蛸盛を盛盛に同じあり、
二、按するに、同書に、二ツ目
小重土器下輪杉、 上同、 間土器下輪杉、
鮫足、 卷鯛、 汁、 くしこ、 里いも、 皮
貝下輪杉さそく、 右同、 同上、 右同、 鷹、
ふ、 貝盛、 鱧子、 干鮎盛、 汁、 しひ
たけ、 め
三、按するに、同書に、三ツ目
木地三方さそく、
小角杉、 右同、 間土器下輪さそく、 右同、
羽盛、 尾羽鳴、 汁、 鯉筒切、 榮螺、 船盛、
露はく、 汁、 鯛せ切、 按するに、同書に、羽盛尾
羽を、立鹽鳥さあり、

四つめ
杉地紙足附大形、 鯉長作り子附、すきゆがき重ね、
差味、改敷、さ花、 むんす、みるくい、せんわさび、
大白茶碗杉ふた下輪、 調薄み、松だけ、ねぶた、 大白らよく、
南蠻煮、 鴨、つよし玉子、 銀匙付、 煎酒、 香蓋、
五つめ
丸杉箱香蓋宗和足蓋取手竹、たい、赤貝、 大白中皿下輪杉、 焼鳥
杉箱、 山のいも、 盛合、 うづ
ら、色付さわら、きす色付、 大白小皿下輪、 はせうが、金柑、
き、いせみび、味噌漬能、 もみ貝、 代りかまぼこ、
粉しほ、
湯次銀、 木地三方居、 食鉢、 右同斷、
間土器下輪、 同、 吸物、卵在いり、い、 吸物、ふくらいり
吸物、ふな、 吸物、品川のり、 吸物、ゆりわ
た、 盃、磨土器、 奈良臺、 銘々、 木地三方、
押、 取肴、 からすみ、 銚子、 金紙包糸はな
飾、 加、 同斷、
折三合
蝶甲立金引廻し甲立金、 糸花紅葉、 一合
一けん度焼、 かごもり、
一小杉かまぼこ、 さそく金銀、

一やうかん、糸はな山吹、算木盛小口金、一合柑盛を枇杷葉盛とあり、
 一金柑盛、葉紅やふ交、
 一柚子、糸花てつせん、小口ごもり、一合
 一すはま盛、糸花づくし、算木盛小口銀、
 二つ星之物
 一のし盛、楡の葉露は、上置、からすみ、
 一唐きひ盛、澤桔梗、はし盛、
 三つ星之物
 一鹽引鮭、白さく盛、いさはな、上置、くしこ、
 一ごん切盛、六角盛、糸はな紅梅、はし盛、
 一のりからみ、小貝金銀、ふくささんぼう、
 杉縁高三方に居
 一菓子九種、糸はな松梅椿、さんぼう五本、
 大重土器下輪杉 上同 小角杉きそく、海月盛、
 熊引盛、蛸盛、 かまぼこ、

木土器下輪 右同 香の物、福目、小桶ひしほ、
 飯、
 二 小重土器下輪杉 上同 間土器下輪杉
 鮫足、巻鯛、 汁、くしこ、ささいも、皮ご、
 右同 ぼう、大こん、やきごう
 三 小角杉
 貝盛、干結盛、 汁、雁、しひたけ、
 羽盛、汁、鯉筒切、 さいふ、船盛、
 汁、鯛せ切、
 四つめ 木地三方
 杉地紙足付大形、こい長作り子付、(代りばら)、すききゆ、
 差味、かい敷糸はな、 がき重れ、みんす、みるくい、せんわ、
 大白ちよく
 び、いり酒、香露、 南蠻煮、たい薄分、まつだけ、ねぶ、
 五つめ
 丸箱香露宗和足蓋取手竹 大白中皿下輪杉
 杉箱、赤貝、 盛合、ら、きすいり付やき、い、
 山のい、
 せみび、み、 大白小皿下輪 はせうが、金かん、
 湯次、銀、 木地三方に居、食鉢、 右同断、
 同土器下輪 同 吸物、卵花いり、い、 同 吸物、ふくらい、
 吸物、ふな、 同 吸物、しな川のり、い、 同 吸物、り、

盃 磨土器、奈良臺銘々、木地三方、
 押、取ざかな、からすみ、銚子、金紙包糸
 花飾、加、同断、
 杉縁高三方に居 糸はな松梅椿、
 菓子、さんぼう五本、
 かいすていら、まんちう、あるへ、蓋きそく、
 い、大せんべい、なし、かき、やうかん、 かや、
 右同
 てふ、くるみ、千ごり、
 右膳部七五三諸色三使方同断、但折星之物者不出、
 虎之間御書院番所、
 學士、良醫、上判事、
 同所屏風を以仕切、
 書記、冠官、次上判事、押物判事、醫
 員、寫字官、書員、
 柳之間
 軍官、七五三、
 本
 大重土器下輪 上同 小角きそく、右同 木土器
 干鏗盛、蛸盛、 かまぼこ、和交、 飯、手盛、
 右同
 香の物、福目、 小桶ひしほ、按するに、官中要録に、
和交小角ふくめ形と載

二 小重土器下輪杉 上同 間土器下輪杉
 多利、巻鯛、 汁、くしこ、大こん、皮ごぼう、
 下輪きそく、右同 むきいし、しひたけ、
 貝盛、鱧子、 海月、汁、 鷹、鉄、まつだけ、
 按するに、同書に、多
 利を鯉足とあり、
 三 小角 右同 間土器下輪 右同
 羽盛、汁、鯉筒切、 さいふ、船盛露
 はく、汁、たいせ切、 按するに、官中要録に、羽
 湯次、臺に居、 食鉢、同断、
 同土器下輪 同 吸物、卵花いり、い、 同 吸物、ふくらい、
 吸物、ふな、 同 吸物、品川のり、い、
 四 盃、土器、彫足臺、奈良臺、木地三方、
 押、ごり肴、 銚子、金紙包糸花飾、 加、
 同断、按するに、同書に、押さ
 杉縁高系はな 松梅椿、
 菓子九種、さんぼう五本、
 大あるへい、まんちう、すは、蓋きそく、
 ま、せんべい、なし、かき、やうかん、 かや、
 右同
 てふ、くるみ、千ごり、
 按するに、官中要録に、この獻
 立虎之間にありて、柳之間本

膳より菓子まで右同斷
さあるを是とすへし

紅葉之間

次官、小童、三汁十一菜、

本、按ずるに、同書に、本膳木地大足打向詰ふ

淺黄椀内赤朱黒赤の繪懸松竹と載す、

鱈、たい、みるく、くり、汁、つみ、いれ、大こん、皮、

鱈、しやうが、金かん、汁、ぼう、椎茸、めうご、

杉小角、坪皿下輪、香の物、煮物、たこ、せり、食、

丸箱香盤、ゆで鳥鳴、ねぶが、たいら、杉小角

杉焼、ぎ、山のいも、わさびみそ、ひしほ、み、むきぐる

汁、鹽煮たいせ切、平皿下輪、切焼鮭、按ずるに、同書に、

切焼さわりらと有、

杉地紙足付、差味、かい敷生花菊、藤さ、麗長作り子附、(代りけはら)ゆ引

いり酒、汁、ふな、

小皿下輪、もみ貝、はせうが、代りかまぼこ、按ずるに同書に、

り酒小杉蓋と記す、

四つめ、

大皿、一つ焼小鯛、せわり味噌漬、

五つ目、

長皿、盛合、きす色付焼、いせふ、わん盛、煎物、赤貝、つぶし玉子、た

び、ゆき鳥うづら、煎物、いすみ、まつ茸

肴

小皿下輪、一大板かまぼこ、一吸物、れい、たいひ、大ちよく下輪

たい、車みび、なよし、たて、

菓子、やうかん、いろ付い、後菓子、まんちう、かすてい

うじ、や、菓子は、水ぐり、やうじ、

御立關前腰掛之内、

中官、木地大片木、大まんちう三つ盛、

下官、切強飯、

柳之間、宗對馬守、二汁五菜、

本、塗木具、

鱈、たい、みるく、栗し、汁、つみ入、大こん、皮ごぼ

香のもの、煮物、たこ、かつ葉、食、

二、

切やき鯛、みそ漬、汁、せ切たい、ちよく、梅びし

同席之内、英長老、堅長老、二汁五菜、

本、塗木具、

煎酒物、重ねいも、いはたけ、はせうが、汁、わきりなす

いりこんにやく、きんかん、汁、び、青山椒、

紅葉間

御座敷饗應奉行、小林甚五左衛門組共、片類

饗應奉行、高木左内組共、片類

右染帷子上下に而、明六半時御城揃、同日萬石以上

布衣以上、御役人、御菓子被下候に付、

本明頭阿部百助差引

手長、稻生下野守組、片類

右染帷上下に而、明六時揃、御徒方萬年記○按ずるに、こ

御徒頭に於て本明頭とある

寛延元年六月朔日

一朝鮮人御饗應有之、布衣以上之面々者、御菓子

被下之、寛延年録

代りう、香のもの、濃醬、色紙ごうふ、食、

二、

平皿、竹の子、つさふ、はす、汁、包いも、松た

く、梅びしほ、むきぐるみ、

宗對馬守家來通詞

こく醬、山椒、汁、いば茸、香の物、煮染、長い

んびやう、車みび、食、ちよく、はせうが、

椎茸、梅はし、

兩長老伴僧

こく醬、丸寄ごうふ、汁、ふき、香の物、煮

染、長いも、かんびやう、白こん、めし、ちよく、は

はせう、朝鮮來聘記、

同年六月朔日、朝鮮人登城御禮御徒方御役當、

御所院番所

柳間

御座敷饗應奉行

堀三郎右衛門組共、片類、高木宇右衛門組共、片

類

饗應奉行

多賀外記者共、片類

松平助之丞組共、片類

通航一覽卷之八十四終

通航一覽卷之八十五

朝鮮國部六十一

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 明和度

明和元年甲申年二月廿七日、宗對馬守義暢朝鮮の信使徐命膺、嚴璘、李得培等を伴ひて登城す、着府ありしは、己中刻後明院殿大廣間に出御、三使其國王李時の書牘方物を獻して拜謁す、上上官以下も次第に拜禮畢りて入御あり、

明和元年甲申年二月廿七日、

一朝鮮之信使登城御表に出御、御禮相濟其外御目見有之、

一御三家始御譜代衆布衣以上之御役人、年始之通其裝束着之各登城、柳營日記記、

明和元年二月廿七日

一今日朝鮮人御禮申上候に付、御三家方始國持大名其外萬石以上右嫡子布衣以上之御役人登城、出御以前席々列座、御徒方萬年記、

明和元年二月廿七日細雨夕方止、

一朝鮮人信使登營

道筋此間之類火場を相除き、本町二丁目より左より大手に、續談海、入、吳服町より吳服橋御門より大手に、續談海、入、常磐橋内通り

明和元年二月二日按するに、日次誤りなり、登城、此日雨天退出の節小雨成を以雨具不着、三使以下共に此日は官服を改ると云々、和世語、

明和元年二月

一朝鮮人本願寺より登城の節乗鞍馬共、御老中方、若年寄衆、寺社奉行より出之、

同廿七日

一信使登城、大君大廣間御上段に出御、三使順々出席、御中段にて拜禮九拜御次之間に退座、自分之御禮畢て御饗應被仰出、爲御禮出座拜禮、正使通政大夫吏曹參議知製教徐命膺、副使通訓大夫弘文館典翰知製教嚴璘、從事通訓大夫弘文館校理知製教李得培、栗園漫抄、

明和元年二月廿七日、朝鮮人信使御禮之次第

一朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿始國持大名其他萬石以上同嫡子

并布衣以上出仕之諸大夫、以上衣冠襲を着太刀帶之檜扇、布衣之輩は布衣着之、

一朝鮮人宿坊本願寺より大手下馬まで道筋、宗對馬守家來御馳走人家來行列にて相從、朝鮮人大手御門下馬前にて上官以下は下馬せしめ、旗鉢之下官其外相從士此所に留る、上上官三人下乗橋際にて下馬せしめ、三使は中御門外石垣際にて下與、是より御玄關前まで薄縁敷之、三使下與之所より歩行、

一中御門邊迄三使來る時、宗對馬守御馳走人加藤遠江守、毛利能登守大目付大井伊勢守、膳長老、芳長老中之御門之内迄相越待請、三使下與以後出向一揖有之、先達而至御玄關、其時寺社奉行四人大目付三人右御玄關式臺迄出向、一揖之後案内せしめ三使は殿上之間御下段御襖際北向に着座、上上官は同所西之張附之際に罷在、宗對馬守は三使着座之向南に在之、上判事以下御次之間、次官小童は同所御縁類に罷在、對馬守家來某も同所御縁類に在之、中官之輩御玄關前庭上に居、下官は下馬に留置夫より内に入、

但書翰箱は轎に載之持來り、中之御門之内にて轎より取之、上上官右書翰箱三使に先立持之營中に到殿上之間御床の上に置之、

一朝鮮國王より進物は、前日に營中の取寄、出御以前、進物大廣間西之御縁に順に並居、

但御鷹は御目錄計にて御禮過上る、

一御馬は御厩方二人自注、假、差添舍人、自注、着、堀重門之内に牽入西頭に立置之、三使御禮之席に罷出候節見合御舞臺前庭上御目通に牽出す、

一大廣間出御、御直垂御帶劔、御先立周防守、御刀小野備前守、御脇差大井中務少輔、按するに、周防守は老中、松平廣福、備前守中務少輔は、御小刻限已之中刻、按するに、御徒方萬年記、出御之節、御白書院御上段御着座、紀伊殿、尾張殿、水戸殿、右者順々被出席御對顔、溜之間詰、右一同出席御目見、年寄共御取合申上、

一大廣間御上段御着座、御座疊大紋重縁大御苗御刀掛、松平兵部大輔、板倉佐渡守、若年寄鳥居伊賀守按するに、兵部大輔は越前家なる、西張出着座、へし、佐渡守は御御用人なり、

一御上段御中段御縁通り御廉掛之、御上段兩脇之御簾垂之、中一間卷之、松之間并三之間四之間御縁

類通り後之間御襖取放し候所も御簾掛之卷上る、
 一紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿御中段
 西之疊縁御列居、
 一書翰請取高家、御太刀之役高家御中段西之縁類
 之末に有之、三使自分之御禮披露之高家松之間板
 縁罷在、西之御縁に寺社奉行伺公、
 但此面々は三使松之間に若座以後、此席に罷在、
 一馳走人は松之間板縁南之方に罷在、
 一松之間北之類より中之圍之内、かぎの手に國主
 同嫡子表向御譜代四品以上之面々列座、
 一同所後之間御襖取放し御屏風を以圍之、御敷居
 際より三疊目鴈之間詰之四品以上、御用に不掛高
 家列居、
 但松之間末之御襖二本は其儘置之御簾不垂之、
 三之間之方も御襖は其儘置之御簾は不掛、
 一三之間諸大夫之御譜代大名、外様萬石以上同嫡
 子、鴈之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類
 詰同嫡子、及諸番頭芙蓉之間御役人、其外諸大夫之
 御役人まで三之間居殘候分四之間懸、列座、
 一四之間布衣之輩、法印、法眼之醫師、群居後座に

大御番より出人百人着、素袍勤番、
 但國王より進物引入之、進物番假布衣西之方御
 勝手に在之、三使自分之進物持出之進物番假布
 衣は御車寄板縁に罷在、
 一御書院番所當番之外、御小姓組、御書院番より出
 人二組、都合三組之積、着素袍勤番、
 但於此席上判事、製述官、醫員、上官之内冠官御
 饗應有之に付、御饗應之前より相濟候まで此席
 を退相濟而如最初勤番、
 一三使御禮之節に至り、宗對馬守寺社奉行四人大
 目付四人兩長老殿上之間に相越、三使を倡ひ松之
 間へ來る、三使に先達て書翰箱臺に載之、上上官持
 參之、松之間御襖障子際に置之、三使は此御襖障子
 際より東へ五疊目に並西向に着座、對馬守も同席
 南之方に罷在、上上官三人は通詞たる故同所板縁
 に罷在、兩長老は殿上之間より來て御車寄に留る、
 一御用掛老中右近將監は按ずるに、松平武元、松之間板縁に有
 之、諸事差圖せしむ、
 一大廣間御中段御襖際左右に溜詰老中着座、右近
 將監御下段まで罷出御前を伺ひ御次之間に退て三

使可差出旨、宗對馬守の演説之、對馬守上上官に向
 申合候、則上上官三使之側に進み通詞、上上官は元
 之席に居、右近將監は最前之席に着座、
 一御次之間御襖障子に右之書翰箱を上上官松之間
 板縁敷居際迄持出、對馬守臺共に請取之、御目通之
 板縁御敷居際迄持出之時に高家織田對馬守太刀帶
 之、西之御縁より御下段の出向之時、對馬守御下段
 より貳疊目に書翰箱持出扣有之、織田對馬守於此
 席請取之、御前の持參御上段下より一疊目に置之
 退去、此節對馬守御次之間に退出、正使、副使、從事
 官、
 右順々出席御中段下より二疊目に一列拜禮、對馬
 守差添御禮等差圖せしめ、御禮過て三使御次之間
 に退座之後、書翰箱御側衆御納戸構に納之、
 但三使退座以後庭上牽立御馬二疋塀重門之方へ
 牽立之、御縁に有之進物西之方御勝手に罷在進
 物番御勝手に引入之、
 一三使自分御禮申上候に付、献上物御向之板縁に
 並置之、
 但御車寄之方より持出進物番役也、

一三使出席高家長澤壹岐守太刀帶之三使を伴ひ御
 下段に罷出、宗對馬守も差添御禮之席差圖せしめ、
 御下段上より五疊目において三使一同に拜禮、壹
 岐守も五疊目東之方に罷在披露不及、御禮終て三
 使松之間に退去、壹岐守退座過て進物御車寄之間
 引入之、
 一溜詰掃部頭御用掛老中右近將監召之、三使は今
 度來朝之儀大儀に被思召、御盃可被下之旨、被仰出
 て御前より兩人退て御次之間御襖障子際北之方東
 向に列座、對馬守は板縁に退、掃部頭對馬守の會釋
 有之對馬守掃部頭側に進む、于時三使は上意之趣
 對馬守に掃部頭申達之、對馬守板縁に有之上上官
 一人呼、三使は上意之趣申傳之、一人宛御請申上
 之、上上官少退き其旨對馬守に申述、對馬守掃部頭
 の演達之、上上官は元之席に退く、掃部頭右近將監
 御前に出席三使御請之趣言上之、前々之席に着座、
 一三使一同に出席、對馬守相添差圖せしめ御下段
 之方より五疊目順々着座、
 御土器三、前田伊豆守 御引渡、横瀬駿河守
 御捨土器、六角越前守按ずるに、高家なり。

一三使の引渡出之

正使給仕中典御小姓副使同 從事官同 御酌高家 島山飛驒守 御加 同前田出羽守

但御給仕三使給仕共に衣冠襲を着太刀不帶之、一御前被召上、御加有之、其御土器、御銚子載之、御中段下より三疊目御酌扣有之、時對馬守御中段際迄出座差圖有之、而正使罷出、此時御酌御土器を取正使の渡す、頂戴加無之、土器を持て歸座、別之御土器にて被召上、副使出座頂戴次第同前、從事官御盃頂戴之次第前同、畢而對馬守御下段東之方三使之次に罷出、御銚子入明三方御引渡、御捨土器并三使之引渡等引之入、此節對馬守三使差圖有之、三使御下段中央罷出一同拜禮、過て三使對馬守松之間の退去、

上上官三人

右一同出席御下段御敷居之内にて拜禮退去、次上判事、製述官、軍官、冠官二度に板縁に罷出拜禮、過て次官小童落縁の兩度に罷出拜禮、

但上判事、製述官、軍官冠官之輩板縁通、次官小童は御書院番所前落縁通罷出、退去之節も同斷、

大目付案内差引之、御禮之席の上上官一人差添先に立て出西之方東之方にも在之て差圖、

一右畢て中官數十人御舞臺之前庭上に兩度罷出拜禮、御徒目付組頭導て罷出中官は上上官之差引無之、

一判事官、冠官は御禮相濟板縁通り退去之節直に御書院番所に置之、

一右御禮畢て掃部頭右近將監召之、三使の御饗應可有之旨被仰出、右兩人松之間の相越如最前列座、此節對馬守板縁に退去、對馬守へ掃部頭會釋有之而對馬守右近將監側に進む、于時上意之趣對馬守の掃部頭傳之、對馬守板縁頗に在之上上官一人呼之、三使の上意之趣申聞、上上官承之三使之側の退一人宛上意之趣傳之、一人宛御請申上之、上上官少し退き其旨對馬守の申述之、掃部頭の對馬守演達之、掃部頭右近將監御前の罷出言上之、過而本座に同公、于時爲御禮三使出座御下段上より五疊目にて一同拜禮、對馬守差添御禮之席差圖せしめ、御禮過て三使對馬守松之間の退去、畢而入御、御日記、朝記、御人來朝之

入御の後饗應を賜はり、紀伊中將殿 水戸少將殿三使之伴食せらる、諸官人にも御饗應また例の如し、信使退出ありて宗義暢兩長老等に御料理を賜ふ、

明和元年二月廿七日

一入御以後御上段御中段御簾垂之、御下段西之方戸を立て御簾垂之、御座敷を構て後、紀伊中將殿、水戸少將殿西之方御勝手より被出席御下段上より三疊目西之方に被着座、于時對馬守差圖有之て三使松之間より出、兩卿三使互に二揖有之而三使は東之方御襖障子際に着座、按ずるに、朝鮮人來朝之記には、納言殿、水戸宰相殿とし、その獻酬の式に至りては、御三卿三使と正に相對して順盃ありし、と記したれども、御日記をばしめ栗園漫抄等かく載せられたれば従ひかたし、おもふにこの書は恐らくは前規によりて撰しめ草せしむ、傳はりしものにて、その事實顯露せしむ、

但松之間に在之國主并四品以上、後座に在之侍從四品之面々高家は、帝鑑之間御連歌之間の退去重而出座不及、三之間四之間に在之諸大夫布衣面々法印、法眼等大御番之出人は御饗應之内も其儘罷在、
一御饗應、七五三、四つ目、五つ目膳出之、
但膳具何も、白木具、給仕之面々重衣冠を着、太

刀不帶、

盃 吸物 捨土器

初獻 酌、加、 吸物、 但初之吸物引代之、

二獻 酌、加、 吸物出、 但二度目之吸物引代之、

盃臺 押折物、 星之物、

三獻 酌、加、

一御菓子御茶出、

但御饗應之内西之御縁に溜詰年寄共列座、宗對馬守東之方御縁に有之、折々三使之方へ伺之、

右畢て兩卿三使に向て二揖之後御勝手は被退座、三使は松之間に着座、

官人御饗應之席

一松之間御衝立御簾垂、北之方御敷居際より二疊目に上上官三人着座、御饗應、七五三、膳具白木具、

一御書院番所東之方以屏風立切御簾垂之、上判事、製述官、醫員其次之座に上官之内冠官御饗應、右同斷、

一柳之間に而上官之内軍官御饗應、右同斷、
 一紅葉之間に而小童御饗應、三汁一菜、按するに、舊例によるに、三汁十菜の誤り
 一御玄關腰掛に而中官は饅頭被下、下官は於下馬腰掛赤飯被下之、
 一上上官御饗應相濟て、三使對馬守會釋有之而松之間御襖障子際より東に五疊目に並西向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人同所板縁に居、上官以下御饗應相濟て年寄共松之間出座、御襖障子北之上東向列座、于時三使上上官を招、御饗應之御禮申上之、上上官少退き對馬守に達之、對馬守年寄共の申傳之、過て今度三使同道候處萬端首尾克相濟珍重之旨、對馬守に挨拶有之、畢て三使出、此節寺社奉行、大目付先達て對馬守御馳走人は三使同列上上官相從ひ、年寄共は御書院番所前まで送之、於此所三使年寄共二揖有之、對馬守寺社奉行大目付は玄關迄御馳走人兩長老は中之御門前迄送、
 一四品以上其外出仕之面々御目見無之、
 一三使退出以後出仕之面々退散、

一當日出仕萬石以上布衣以上御役人、於席々御菓子被下之、御日記、朝鮮人來朝之記、但し御日記の文多く省略せるを併せて併せ出す
 明和元年二月廿七日、御書院番所、御饗應奉行野々山彈右衛門組共、片類 美濃部八郎右衛門組共、片類
 柳之間、同斷、
 倉橋三左衛門組共、片類 大島雲四郎組共、片類
 紅葉之間、同斷、
 遠山源兵衛組共、片類 諏訪左源太組共、片類
 右之通、御張紙前日出、當日熨斗目上下に而明七半時揃出勤、御徒方萬年記、
 明和元年二月廿七日
 一朝鮮人御饗應有之、布衣以上之面々者、御菓子被下之、柳營日記、
 明和元年二月廿七日、信使登城、饗應有之、信使大廣間御下段、御三家相伴中與御小姓給仕、
 一虎之間にて御饗應、七五三、給仕御書院番、烏帽子素襖、畢て御茶、杉重、御餅菓子、
 一中官、下官御饅頭、御赤飯被下之、

朝鮮人登城之節被下候御料理獻立

大廣間

- 一御三つ盃 磨土器、木地御三方載、
めく角杉 同斷 ふきちらし杉
- 一御引渡、 昆布、勝栗、熨斗匏、自注、御膳所にて仕立
- 一御下捨土器、木地御三方載、
めく角
- 一御銚子、金紙包糸花飾、一御加 同斷、
同斷
- 三使引渡、木地三方、 昆布、引渡、勝栗
ふきちらし杉 自注、表御臺所にて仕立
- 右御一獻相濟
- 大廣間御下段
- 三使、御三家、 七五三、
本膳、自注、木地、薄盤、通三方木地、高座磨土器、下輪杉丸輪附候、被給候品朱星は平生、七五三出申候○按するに、こゝに記せども、原本朱星更に所見なく、かつ平生以下の文解しかたに似たり、
- 大重上器下輪、上同 熊引盛、廻し盛、小角餘足、大重上器下輪
- 熊引盛、廻し盛、小角餘足、大重上器下輪
- 小口盛、木地土器下輪、右同 飯、手鹽箸臺、香の物、廻し盛、味噌、上同
- ふくめがた、小角杉 桶小、ひしほ、
千だら

二

- 小重土器下輪杉、角盛上同、問土器下輪杉 鮫盛、巻鯛、干盛、汁、くしこ、むきいも、皮こぼ
- 下輪杉、右同 貝盛、きそく、鱧子、小かく盛、干あゆ、干盛、汁、鹽
- も、しひた、け、うご、
- 三、
小角杉、右同 羽盛、汁、大ぶき、さいわ、きそく、船盛、廻し盛
- そろはく、右同 汁、たい
- 四ツ目、自注、木地三方、
- 杉地紙足附大がた、杉地紙足附大がた 差味、ほら長作、すきやがき重れ、又改敷、いご南天、長
- 大白茶碗、網薄み、鹽松だけ、れぶ、あ、大白猪口
- 五ツ目、
丸箱香臺宗和足蓋取手竹 杉箱、山のい、赤い 盛合、焼鳥、色附はた白、色附焼
- 大白小皿下輪、盛合、す、いせ海老皮むき、味噌漬
- い、大白小皿下輪 昆布卷、半べん、湯次、銀木地三方に居
- 食鉢、右同斷
- 問土器下輪、同 一吸物、卯花いり、いか、一吸物、ふく
- 一吸物、ふな、品川のり、 一吸物、ら煮
- 鮑、すり

盃、みがき土器、奈良臺銘々、木地三方、
押、取肴、銚子、金紙包系、加、同断、

折三合、

蝶甲立金引廻し甲立金
一けんび焼、から盛、糸
一合、
一やうかん、さんぎ盛、小口
一合、
一抽べし、小角盛、糸花
一外郎もち、糸花盛し、さん

二つ星の物、
一熨斗盛、檜の葉露はし、
一唐黍盛、澤桔梗、上置、
からすみ、する
め、はし盛、

三つ星の物

一鹽引鮭、角盛、糸花白
一こん切盛、六角盛、糸花紅梅、一の
りからこ、小貝金銀、小ふく
上置、くしこ、くしがひ、
杉縁高三方居、糸花松梅、
一菓子、さんぼう五本、
箱ていら、まんぢう、あるへい、大
せんべい、紅白みどり、えだがき、
やうかん、
□□、

盛きそく、
□□、
てふ千鳥、
やうじ、

松之間

上上官 七五三

右膳部諸式、三使同断に付略す、但折星の物不出、
虎之間
製述官一人、良醫一人、上判事三人、
同所屏風仕切

冠官、書記三人、次上判事二人、押物判事四人、醫
員二人、寫字官二人、書員一人、
柳之間
軍官十七人、
都合三十六人前、七五三、
本、自注、木地丸角板、足高盛、
大重土器下輪、上同、小角
干鏗廻し盛、 蛸、 蒲ぼこ、きそく、 和交するめ、
木地土器下輪、右同
飯、手鹽、箸臺、香の物、廻し盛、福目、
小角、ひしほ、

軍官十七人

都合三十六人前、七五三

小重土器下輪、上同、同土器下輪、
たり、建し盛、 卷錫、 汁、う、むきいも、しひたけ、

下輪杉
貝盛、きそく、 右同、 右同、
鱈子、廻し盛、 海月盛、 汁、鹽、
つば、うご、

三

小角杉
羽盛、尾附鹽島、 汁、大ふな筒切、 同土器下輪、
右同、 船盛、露はく、 右同、 汁、たいせ切、 湯次、盛居、 食鉢、
同断、

同土器下輪、同、
一吸物ふな、 同、卯在り、い、同、
一吸物、 同、品川のり、 同、
同土器下輪、同、
一吸物ふな、 同、卯在り、い、同、
一吸物、 同、品川のり、 同、

押、取肴、からすみ、 銚子、金紙包糸花飾、加、同断、
杉縁高
菓子九種、糸花梅松、
あるへい、まんぢう、すはま、みどり、 盛きそく、
紅白、えだがき、てふ鳥、やうじ、 やうかん、 かや、
盛きそく、
くろみ、

右虎之間并屏風仕切柳之間共に、七五三、吸物肴等
同断、
紅葉之間

次官十人、小童十六人、三汁十一菜、
本、自注、木地丸角大足、打通向詰大振
り、淺黄碗内朱黒赤繪鶴龜松竹、

皿下輪
鱈、たい、みそ、い、栗、 汁、つみ入、うご、皮、
せうが、金かん、 汁、ほう、しひたけ、 杉小角、
煮物、くしこ、みつば、 食、
二

丸箱香臺、 杉箱、あつ黒、ねぶか、たいらぎ、 杉小角、
山のいも、わさび、數葛、 ひしほ、
むき、 汁、鹽、たい、 平皿、
るみ、 汁、せ切、ゆい、 切やき、さはら、
三

杉地紙足付
差味、改數熊笹、ぼら長作、湯びきすい、 小猪口、
汁、小菜、 小皿、昆布巻牛へん、 酢味噌、
四つ目

大皿
一つやき、小たいせわ
五つ目

長皿
盛合、きす色附やき、伊勢ふび、 糍盛、
皮むき、焼鳥、うづら、 煎物、赤みび、つぶし玉子、
小皿下輪
大板かまぼこ、 吸物、品川のり、 大猪口下輪、
び、なよし、 但吸物肴二種組附、 すし、たい、
茶菓子、やうかん、色附いも、 同、 後菓子、まんぢう、箱てい、
り、枝がき、 やうじ、

茶菓子、やうかん、色附いも、 同、 後菓子、まんぢう、箱てい、
り、枝がき、 やうじ、

御玄關前腰掛之内

中官 木地大片木 大まんぢう

下官 切強飯

同日

柳之間御廊下にて、宗對馬守に二汁五菜、

本、自注、塗、木具、

鱈、たい、みる、く、栗、汁、つみ入、うご、皮ごぼ、香の

物、煮物、軟のやき玉子、くし、食、

二

切焼、たい、み、汁、せ切だ、猪口、梅びしほ、む

同席にて、兩長老、二汁五菜、

本、自注、塗、木具、

酢和、うごせん、いわたけ、せうがせ、汁、小かぶ、皮牛

の物、濃醬、色紙豆腐、食、

二

平皿、長いも、つごふ、はす、汁、包いも、まつ

しほ、むき、ぐるみ、猪口、梅

坊主部屋にて出る

宗對馬守家頼、通詞、

本

濃醬、こら、汁、ふ、かぶ、香の物、煮物、長いも、か

車まび、しほ、食、猪口、ひしほ、せ

たけ、梅干、うがせん、

本

濃醬、丸寄ごうふ、汁、ふ、かぶ、煮物、長いも、かんび

やく、しひた、食、猪口、ひしほ、

り、梅干、せうが、

御老中方、定輪番御料理

焼物、たい、み、汁、ほう、梅びしほ、香の物、今出川

豆腐、わさび、食、猪口、きぐるみ、む栗團漫抄、

通航一覽卷之八十五終

通航一覽卷之八十六

朝鮮國部六十二

○信使聘禮并御饗應 文化度

文化八辛未年五月廿二日、對馬國宗對馬守義功の邸に在いて、考證の書、すへて對馬守屋敷とあれば、居城にてはあらざるべし、對馬國府内圖を閱するに、居城より遠北に隔りて、州下屋敷とあり是なるべし、朝鮮國信使正使金公世、副使李勉永かの國王李瑋の書翰土宜を獻す、上使小笠原大膳大夫忠徳、脇坂中務大輔安董して聘禮を受しめらる、兩使自分の御禮獻上もの及び上上官以下中官迄御禮申上く、宗對馬守義功兩長老これを贊導す、舊例すへて信使は正副從事の三使也、こたひ講定せられて從事官の一員を省かる、

文化八辛未年五月廿二日、宗對馬守義功が邸に在いて聘禮の修儀あり、上使正副使相會して國王の書翰且さ、け物等の請取渡しあり、山本氏筆記、文化八年五月廿二日、朝鮮人三使、按するに、兩使の誤りなり、對州に來聘、御名代小笠原大膳大夫 兼役副脇坂中務大輔 林大學頭 大目付井上美濃守 御勅定奉行柳生主膳正 御目付遠山左衛門尉、佐野肥後守 御勅定時味役

松山惣右衛門、外略都て五十員、文祇院殿、文化八辛未年五月廿六日於對州御禮御謁、正使金公世、副使李勉永、按するに、五月廿六日合而役官三十四人、内上上官三、上官二十四人、五月廿二日茶禮初登館、竹尾筆記、文化八年、未五月十日、中務大輔殿に候書付承承置段御達有之、

- 氏江左織
- 平田隼人
- 多田左膳
- 小野直衛
- 大森繁藏

對馬守於屋鋪聘禮御取行之節に彼方印信關帖之儀、按するに、印信關帖の事、信使聘禮、附登城、行列、諸警固、警中御饗應、正徳度行列の條併せ考ふべし、御行禮席に者聘使持出檣柁之間床に差置可申之趣先般奉申上置候、然處此度於客館之印信關帖懸合向に依、右之床に置候儀も何分仕兼候由に而、御行禮之席に持出候方に申聞有之候を、段々懸合彌兼而申上置候行禮席へ持出不申、檣柁之間床に差置可申之旨、兩使之返答昨夜上上官を以申聞有之候、此段も當

節猶又講定仕候儀故、奉申上候、以上、

五月十日

前 名 前

一對馬守屋敷にて御行禮之節に、聘使後の上官等罷在候様との御事御次第書に有之、聘使揖禮相濟被居着候節は右上官等も居着候儀と奉存是又申達候處、彼方にては右躰之御場所罷出候は侍立と相立居始終相立居候儀、禮に相叶居着候は失禮に相當候段申聞、此段も奉申上候、
右之趣乍恐奉申上候間、宜御聞通御差圖被成下候様奉願候、以上、

五月十日

前 同 斷

未五月十八日大森繁藏の御達

御行禮之節に信使之節銀簾日傘者、三之門下に差置度との儀に付被申聞候趣も候得共、右は既講定相濟居、殊前々之趣に見合候ても難承届筋に候、且又上上官之外一役一人充代り合、廣間へ相詰候儀者必竟手狭に付ての事に候得者、雲之間又は聘使休息所次之間に、差置候儀差支も無之候は、其通可被取計候、
五月廿二日

一對馬守屋敷於廣間、朝鮮國王より之書翰御請取兩上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔罷出、書翰者大膳大夫預る、

但兩上使衣冠、

一岩千代衣冠家老布衣、按ずるに、岩千代は對馬守義功の義實と稱す、おもふに此頃義功疾なきにて、明年十月對馬守代りて聘禮の事にあつかりしなるへし、

一大學頭御役人大紋、

一美濃守素袍、

一惣右衛門布衣、

一儒者表御右筆者假布衣、其外者前同斷、

一朝鮮信使上上官左之通、

正使金冠赤銷衣石帶佩玉象笏、副使同斷、上上官烏紗帽青緣銀帶佩玉、但上官小童一同に付添罷出、尤御禮席には罷出、服前段之通小童者淺黄色之服なり、

朝鮮信使服附

使臣相接時公服黒團領官員相接時烏紗帽紅團領銀帶黒靴、以上近藤某留書○按ずるに、この衣服の圖式は、すてに正徳度の條に出す、併せ見るへし、下同し、

文化八年

於對州上使送迎之式御書面之通可相心得旨、被

仰聞承知仕候、

午十二月廿八日

脇坂中務大輔

井上美濃守

柳生主膳正

遠山左衛門尉

佐野肥後守

松山惣右衛門

朝鮮之信使より、書翰等差上に付、爲請取上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔各衣冠、宗對馬守屋敷に相越、

一右に付井上美濃守衣冠、林大學頭、柳生主膳正、遠山左衛門尉、佐野肥後守各大紋、松山惣右衛門布衣、先達而相越、兩上使三之門外に至る時、玄關前中程西之方に出迎ふ、宗對馬守衣冠、并兩長老同所東之方に出出、對馬守家來共門外迄出迎ふ、
一兩上使三之門外石壇之上にて下乗、對馬守先達裝束所へ令案内、諸役人從之、
一書簡請取之式畢而兩使退出之後兩上使退散、對馬守并諸役人兩長老等出迎之所迄送之、
一御饗應御返簡渡之節も、送迎之式、右同斷、

但御饗應之節兩上使狩衣、諸大夫何も大紋着之、書翰請取之次第

一朝鮮之信使より宗對馬守屋敷において書翰等差上に付、爲請取上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔、并井上美濃守、自注、各布衣、大紋、各布衣、林大學頭、柳生主膳正、自注、各布衣、大紋、各布衣、遠山左衛門、佐野宇右衛門、村垣左太夫、自注、各布衣、大紋、各布衣、
左太夫は御用掛り御勤定吟味役なりし、文化四年十月松前奉行を命ぜられ跡御用掛松山惣右衛門なり、然れば、この次第書に文化四年十月以前議定め置れしものなり、故に遠山左衛門尉、佐野肥後守等も左衛門、宇右衛門とあるなり、下また辨せず、對馬守屋敷へ相越、

一朝鮮人客館より對馬守屋敷一之門迄、同人家來行列にて相從ふ、

一一之門外にて上官以下は下馬、上上官者二之門外坂下にて下駕、旗鉾之下官其外從者此所に止る、兩使者三之門外石壇之上にて下輿、

但三之門より玄關前迄薄緣敷之、
一書簡箱者轎に載持參、三之門内にて轎より出之、
一書簡箱三之門外に至る時、對馬守、自注、衣冠、并兩長老、
玄關前中程左右に出迎罷在、書簡に先達而廊下へ

相越、

一三之門内外に對馬守家來兩使を出迎罷在、休息所迄家老衣着之、令案内、于時對馬守、美濃守、大學頭、主膳正、左衛門、宇右衛門、左太夫廊下西之方兩長老之南之方に出迎、兩使と一揖之後兩使者休息所東之方、對馬守兩長老は西之方に立並ひ、相互に一揖有之兩使者座、何も退去上上官者入頰東之方、上判事以下は次之間、次官小童は廊下に罷在、中官之輩者玄關前庭上に群居、

一朝鮮國王よりの進物者、先達而對馬守屋敷へ取寄、廣間西之張出の並へ置、兩使獻上物者落縁に並へ置、

但御鷹は目錄計にて追而請取之、

一御馬は對馬守家來、素袍、差添之舍人、庭上へ牽入西頭に立並、兩使出席之節見合せ庭上正面へ牽出す、

一兩使休息有之對馬守家老棕栢之間の令案内、兩使に先達て書簡箱上上官持來之、棕栢間之床に置之、兩使者同所西之方に着座、上上官者縁類北面に罷在、兩長老者扇之間入頰の出座、

一廣間簾掛之、

一美濃守、大學頭、主膳正廣間下段西之方に出座、左衛門、宇右衛門、左太夫者縁類左右に着座、

但御右筆儒者假布衣、各、西之入頰に罷在、

一對馬守出席差圖有之、上上官書簡并大納言様の別幅持出上段床中央に置之、美濃守上段の進之、書簡之側に扣有之上上官退、

去但上使出席之時、美濃守復座、

一對馬守先立大膳大夫、中務大輔廣間上段西之方に出座、對馬守者下段諸役人之上に着座、

但兩上使之家來、布衣着之者、刀持共西之入頰に罷在、

一對馬守上使之方を伺ひ罷在、于時上使會釋有之、對馬守縁類に相越し、兩使可差出旨上上官の申達之、

一兩使出席下段上より三疊目にて一列に拜禮、對馬守差添之席令着圖、畢て兩使上段東之方に立並ふ、于時大膳大夫、中務大輔座を立相互に二揖在て着座、

但兩使に相從ふ上官之輩、後座に罷在、

一上上官下段敷居之内にて一同拜禮、次に上判事以下冠官迄縁類の順々罷出拜禮、次官小童は落縁、中官は庭上にて拜禮、

但上判事以下次官小童迄は、對馬守家老差引之、拜禮之席者上上官附添令差圖、中官者對馬守家來導ひて罷出、

右畢而上上官下段東之方に出座、

一兩使上上官を招き、此度來聘之旨趣、國王よりの書簡并進物、大納言様にも別幅之通差上之旨上上官を以申述之、對馬守上段の進み口上之趣承之上使の申傳之、上使可達御聽旨及挨拶、對馬守上上官を以兩使の傳之、對馬守上上官上段之末東西の退き罷在、

一重而兩使上上官を招き、公方様、大納言様の自分之獻上物仕之由上上官を以對馬守の申述、對馬守上使の申傳ふ、上使可達披露之段申達之、對馬守上上官を以兩使の傳之、對馬守上上官如最前東西の退き罷在、

一上使對馬守へ會釋在之、上意可申渡旨申聞、對馬守上使の側に進む、于時國王安寧被在之哉、被聞召

度段上意之趣、大納言様よりも同斷御意之申述之、對馬守承之上上官を以兩使の傳之、兩使御請之趣上上官を以對馬守へ申述、對馬守上使の申傳ふ、重て上使對馬守へ會釋有之、信使遠境來聘儀被思召旨上意之趣、大納言様よりも同斷御意之申述之、對馬守上上官を以兩使の傳之、兩使御請申上次第同前、

一兩使上上官を招き當地到着之節、客館に上使之御禮、上上官を以對馬守の申述、對馬守上使の申傳へ、上使挨拶有之、對馬守上上官を以兩使の申傳之、對馬守上上官下段の復座、

一大膳大夫、中務大輔并兩使座を立、相互に二揖有之、兩使棕栢間の退去、上上官從之、

一美濃守差圖有之、御右筆西之入頰より縁類通上段の上り書簡持之、大膳大夫、中務大輔書簡を先に立、對馬守先立裝束所の退去、諸役人從之、書簡者同所床に置之、

一對馬守、兩長老棕栢之間に相越兩使と相互に一揖在、對馬守兩長老案内して兩使退出、相送面々如出迎之時、

書簡請取之節手續御次第書に有之分は相除、其餘之手續左に記之、

一書簡請取前日、朝鮮國王より獻上物、宗對馬守屋敷に相廻飾付候に付、脇坂中務大輔并大目付を初掛り自注、羽織袴着、同支配向同斷、對馬守家來者廳上下着、相越見分可致事、

但不寢番等之儀、對馬守家來に可申渡事、

一朝鮮之信使より書簡請取として、兩上使并掛り御役人一同、當日宗對馬守屋敷に相越候に付、支配向一時早、同所扣所に相越、尤供之儀者即刻相返し御禮式相濟候而呼寄候事、

一對馬守屋敷にて刻限時半共、其都度に御目付方支配向迄知らせ候様、對馬守家來に爲申談候事、

一兩長老罷出候は、其段御目付方支配向に相届候様、對馬守家來に爲申談候事、

一掛り御役人一同半時早相揃、尤供之儀者即刻相返し、御禮式相濟候而呼寄候事、

一儒者、御右筆等罷出候は、其段御目付方支配向迄相届候様、兼而可申談置候事、

一御小人目付鋪出し掃除勤番所等見廻宜旨申聞候は、御座敷向自注、上段、下段、棕櫚間、扇子之間、雲之間、是之間簾掛け、下段左右簾垂之、其外簾卷之上官

扣所屏風仕切并其外玄關外三之門邊迄、對馬守并一同越之間の方、見廻相越候事、

但見廻相濟扣所に引取候節、火之元等諸事念入被申付候様、對馬守に御目付申談候事、

一右見廻相濟各着替之事、

一右見廻り着替等相濟候上、兩上使に御時分宜旨可申遣、御目付方支配向に申渡、支配向より對馬守家來に、只今兩上使旅宿に案内申遣段申通、直に御時分宜旨、御徒目付御小人目付を以、兩上使旅宿に申遣候事、

但御目付方支配向之儀者、兩上使に御案内申遣候を、曲尺に座敷向其外出役之場所々々に相廻、對馬守玄關之間を受取、御徒目付御小人目付相詰居、附人并都而御用向取扱候事、

一御勘定方支配向之儀も、此節玄關脇廊下にて相廻候事、

一兩上使御越之節、

旅宿出門

宮谷橋附人

馬場先橋附人

對馬守玄關に

同斷

同斷

右之通致附人、馬場先橋附人來候は、一同出迎之場所に罷出候事、

但附人差出候節、御小人目付、對馬守家來引連罷越、致差圖差出候事、

一兩上使供廻對馬守二之門外にて外供之分相殘、三之門外迄者平日下乗迄被連候供之分被連、同所にて下乗之事、

但兩上使鍵武器牽馬等、二之門外腰掛前に行列立置候事、

一三之門より内は布衣着之者計五人つゝ、兩上使之跡に従ひ候事、

但場所々々にて残り候供之分は、出役御小人目付差引爲致、惣同勢者一之門外扣所に爲引取置、駕籠臺所門より臺所前供置所に直に操入置、退散之程合見計、操出し置候事、

一一之門内、二之門外、三之門外番所勤番之家來者、右番所前に罷出兩上使通行之節、平伏爲致候事、

但武器飾り組手桶等對馬守より飾付候事、一對馬守一之門外、二之門外坂下邊并三之門外に、

御徒目付一人つゝ、御小人目付貳人つゝ、罷出、制方之様子爲見置候事、

但下馬所且旗鉢等纏ひ候場所に者、對馬守家來心得候者、附居候様兼而達し置、右之者共は御目付方支配向より、制方申談候事、

一兩上使裝束所に掛り御役人相越、銘々挨拶之上、時分宜旨信使客館に案内可申候哉相伺、夫より信使對馬守屋敷に相越候様申遣彼方承知之趣可申聞旨、御目付方支配向より對馬守家來に爲申談候事、

一信使相越候節、
客館罷出候由 對馬守玄關に
宮谷橋番所迄罷越候由 同 斷

馬場先橋迄罷越候由 同 斷
右之通致附人馬場先橋附人にて出迎之場所に掛り候故、人相廻候事、

但附人差出候節、御小人目付、對馬守家來引連罷越致差圖、對馬守玄關に申込三注進共支配向より申聞次第、小札貳枚を以兩上使家來迄、支配向より爲差出候事、
一兩使三之門外石壇之上に而下與、對馬守家老先

立休息所前諸御役人出迎有之手前にて開く、
一印信關帖之儀、最初休息所に持來、夫より棕柁之間に相通り候節、右之間床に可置事、尤對馬守家來差引可致事、

一書簡之橋立關前右之方腰掛に入之、三之門内に臺居、書簡取出し候後、立關前腰掛に入置、尤御小人目付致差引候事、

一兩使休息所の通申候程合見計、中官下官之輩、對馬守家來致差引別構饗應場に入置、退散之節も是又同様、對馬守家來取扱可申事、

一兩使休息所へ相通り候段、御目付兩上使に可申達事、

一兩使休息有之、棕柁間に相通し候て、宜節案内可申聞旨、對馬守の大目付并御目付より申談置、左右有之候は、棕柁間の兩使相通し可申哉之段、兩上使へ相伺御案内次第相通し其段申達、對馬守を始役人銘々御行禮席に相廻候事、

但此節兩上使御目付案内にて九老之間に扣、對馬守同斷御目付者御行禮席に相廻候事、

一兩使棕柁間に通り候は、後座に着座之上官雲

之間に寄せ置、兩使御行禮場着座相濟、直に屏風仕切内の着座之儀、對馬守家來取扱可申事、

一御行禮中御用之ため、御目付方支配向座敷内手近之場所に見計、代々相詰可申事、

一兩使棕柁間に通り候以前獻上之御馬、對馬守家來取扱庭内塀重門内に牽入置可申事、

一御徒目付壹人扇之間入側衝立之邊に罷在、兩使棕柁之間より上段の出席相濟候而獻上之御馬庭上正面に牽出候様、對馬守家來に申談爲引出、夫より

右御徒目付如最前扇之間入側に罷在、獻上物之儀申上濟にて、對馬守上上官上段之末東西に退候を、

曲尺に下段入側に罷在候御目付より御徒目付に及會釋候而、直に御徒目付より對馬守家來に及差圖御馬爲牽入、右相濟て御徒目付引候事、

一御行禮之間、警衛所、諸番所并中官入置候場所等、作法爲見廻御徒目付御小人目付一度爲見廻候事、

一御行禮相濟兩上使并諸御役人扣所の退、座を曲尺に、御徒目付御小人目付場所に出役場に相廻可申事、

一兩使棕柁之間より對馬守家老案内して休息所の退座見計、兩使退出之儀對馬守より大目付御目付に左右有之、諸御役人最前出迎之場所出送之、

但兩使往返共、人拂并朝鮮人供差引之儀者、對馬守家來兼而相心得制し方致し可申候事、

一朝鮮人馬場先橋邊罷過候、附人之儀對馬守家來に爲申談、申來次第兩上使供之分操出置宜旨、御徒目付申聞候は、其段御目付より申達、最前出迎之場所迄出送之、

一兩上使御退散相、濟掛り御役人一同引取候事、以上、小野某留書、

同月廿六日同所において、信使を饗應せしめ給ふ、兩使は廣間下段、上使小笠原忠徳、脇坂安董伴食たり、上上官以下にも席々に饗膳等を賜ふ、各差あり、

文化八年五月廿六日、對馬守義質が邸に於て朝鮮人御饗應、是日上使對馬守狩衣、大目付大紋、其外は修聘の日に同じ、御料理の品は兩聘使へ、七五三、四つ目、五つ目、折三合、星物三つ、上使相伴なり、上上官へは、七五三、四つ目、五つ目、製述官、良醫、上判事、書記以上判事、押物判事、醫員、寫字官、書

員、軍官へ、七五三、其外は三汁、十一菜、下官以下は強飯、給仕は對州家來是を勤、素袍、上上官以下は長袴にてこれを勤む、山本氏筆記、

文化八年五月廿六日御饗應之次第、

一朝鮮之信使の宗對馬守屋敷にをいて御饗應被下候に付、上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔自注、各并井上美濃守、林大學頭、柳生主膳正、大紋、各遠山左衛門、佐野宇右衛門、村垣左太夫自注、各布衣、對馬守屋敷に相越、

一朝鮮人客館より對馬守屋敷一之門迄、同人家來行列にて相從ふ、

一一之門外にて上官以下は下馬、上上官は二之門外坂下にて下駕、旗鋒之下官其外從者此處に止る、兩使は三之門外石壇にて下輿、

但三之門より立關前迄薄緣敷之、

一三之門内外に對馬守家來兩使を出迎罷在、休息所迄家老自注、布衣、令案内、于時對馬守自注、狩衣、美濃守、大學頭、主膳正、左衛門、宇右衛門、左太夫は廊下西之方、兩長老は南之方に出迎、兩使と一揖之後、兩使は休息所東之方、對馬守兩長老は西之方に立並ひ相

互に一揖摩之兩使着座、何も退去、上上官は入類東
 之方、上判事以下は次之間、次官小童は廊下に罷
 在、中官之輩は玄關前庭上に群居、
 一兩使休息在之、對馬守家老棕栢間の令案内、西之
 方に着座、上上官は綠類北向に罷在、兩長老は扇之
 間入類の出座、
 一廣間簾掛之、
 一美濃守、大學頭、主膳正廣間下段西之方の出座、
 左衛門、宇右衛門、左太夫者綠類左右に着座、
 但御右筆儒者自注、各布衣、西之入類に罷在、
 一對馬守先立大膳大夫、中務大輔廣間上段西之方
 の出座、對馬守者下段諸役人之上に着座、
 但兩上使之家來布衣着之者、刀持共西之入類に
 罷在、
 一對馬守上使之方を伺罷在、于時上使會釋在之、對
 馬守綠類に相越し、兩使可差出旨上上官の申達之、
 一兩使出席上段東之方に立並ふ、大膳大夫、中務大
 輔座を立相互に二揖有之着座、上上官は下段東之
 間に出座、
 但兩使の相從ふ上上官之輩、後座に罷在、

一上使會釋有之、對馬守上段の上る、時上意可申渡
 旨申聞、對馬守上使之側に進む、于時今度來聘に付
 而御饗應被成下旨、上意之趣申渡、對馬守承之上上
 官を上段の呼申含之、上上官兩使の傳之、兩使御請
 之趣上上官を以て對馬守の申述之、對馬守上使の
 申傳畢而、對馬守上上官下段の復座、
 一大膳大夫、中務大輔并兩使座を立、相互に二揖有
 之、兩使休息所へ退去上上官從之、大膳大夫、中務大
 輔は對馬守先立裝束所の退去、諸役人役之、
 一右過而上段簾垂之、茵設之、
 一對馬守先立大膳大夫、中務大輔下段西之方に出
 座、對馬守は綠類西之方、諸役人は西之張出に着
 座、對馬守家老の差圖有之家老令案内、兩使休息所
 より下段東之方に出座、大膳大夫、大輔座を立相互
 に二揖有之着座、
 但兩長老は扇之間入類に出座、
 一御饗應、七五三、四つ目、五つ目之膳出之、
 但膳具白木具、給仕對馬守家來、素袍、
 盃 吸物 捨土器
 初獻 酌 加

正使給初、次大膳大夫、次副使、次中務大輔、
 吸物出、初之吸物に代、
 二獻 酌 加
 大膳大夫給初、次正使、次中務大輔、次副使、
 吸物出、二度目之吸物に代、
 盃臺 押 折物 星物
 三獻 酌 加
 副使給初、次中務大輔、次正使、次大膳大夫給納、
 銚子膳部等撤之、菓子茶出之、
 一右畢而、大膳大夫、中務大輔并兩使座を立相互に
 二揖有之、兩使は對馬守家老案内して棕栢間の退
 座、大膳大夫、中務大輔は對馬守先立裝束所の退
 出、請役人從之、
 一扇之間上上官御饗應、七五三、膳具白木具、給仕
 對馬守家來、自注、給長袴、
 一休息所上判事製述官、醫良御饗應右同斷、自注、給仕長袴、
 一雲之間上官御饗應、右同斷、
 一鶴之間次官、小童此席々に相殘分、饗應場にて頂
 戴之、
 一玄關にて中官の饅頭被下、下官は腰掛にて強

飯被下之、按するに、上官以下御饗應所輪廻あり別
 帳に收む、併せ見るへし、◎今省略す、
 一御饗應濟て上段簾卷之、茵撤之、
 一大膳大夫、中務大輔并諸役人且兩使上上官再廣
 間の出席、次第如最前、
 一兩使御饗應之御禮上上官を以對馬守の申述之、
 對馬守兩使の傳ふ、對馬守上上官下段の復座、
 一大膳大夫、中務大輔并兩使座を立相互に二揖有
 之、兩使は棕栢間の退く上上官從之、大膳大夫、中
 務大輔は對馬守先立裝束取の退去、諸役人從之、
 一對馬守、兩長老棕栢間の相越、兩使と相互に一揖
 有之、對馬守長老案内して兩使退出、相送面々如出
 迎之時、小野某留書、
 文化八年五月廿六日
 一對馬守於廣間、御饗應有之、正使、七五三、御料理、副
 使、右同斷、鳥臺、
 一上使副使も右、七五三、奈良臺、菓子共被下之、扇
 之間、上上官三人、七五三、鳥臺、押菓子、聘使休息上之間次之間
 同入類にて一同に頂戴、上官二十三人、
 一右御料理、盛もの、奈良臺、鳥臺は先達而之通、頂
 戴被仰付、

一兩上使、御膳部は銘々旅宿の御目付差圖之上相下、兩使御料理御扣一通りは、岩千代に被下之儀相願候に付、是又被下に相成、御饗應所に而次官十五人、小童七人、三汁十一菜、同、中官百三十人、米饅頭三つ、同、下官百十二人、切強飯七切つ、
 一兩上使狩衣、
 一岩千代同、
 一御役人大紋、布衣、支配向、前同斷、
 一朝鮮人聘使兩人者烏紗帽、黒團領、上上官烏紗帽青縁其上前同斷、近藤某留共、

通航一覽卷之八十六終

山田安榮
 伊藤千可良
 門傳正興

通航一覽第二終

發行所	製復許不	昭和十五年四月十八日 印 昭和十五年四月三十日 發行
	著者 林 焯 發行者 田邊清太郎 印刷所 東陽印刷株式會社 <small>東京市牛込區赤城下町七十七番地 東京市神田區鎌倉町五番地</small>	四冊 (通航一覽第一、二與附) 八卷 定價 金參拾六圓也
泰山社		

東京市牛込區赤城下町七十七番地

泰山社

901
13



終

